

衆議院 総務委員会 議録 第四号

平成十四年三月五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君
理事 荒井 広幸君 理事 稲葉 大和君
理事 川崎 二郎君 理事 八代 英太君
理事 安住 淳君 理事 後藤 斎君
理事 樹屋 敬悟君 理事 黄川田 徹君
理事 赤城 徳彦君 理事 浅野 勝人君
理事 伊藤信太郎君 理事 大野 松茂君
理事 河野 太郎君 理事 左藤 章君
理事 佐藤 勉君 理事 新藤 義孝君
理事 滝 実君 理事 谷 洋一君
理事 谷本 龍哉君 理事 野中 広務君
理事 吉田六左門君 理事 吉野 正芳君
理事 荒井 聰君 理事 伊藤 忠治君
理事 玄葉光一郎君 理事 島 聡君
理事 田並 胤明君 理事 武正 公一君
理事 中村 哲治君 理事 松崎 公昭君
理事 松沢 成文君 理事 遠藤 和良君
理事 山名 靖英君 理事 高橋 嘉信君
理事 春名 真章君 理事 矢島 恒夫君
理事 重野 安正君 理事 横光 克彦君
理事 三村 申吾君

総務大臣 片山虎之助君
総務副大臣 若松 謙維君
総務大臣政務官 河野 太郎君
総務大臣政務官 滝 実君
外務大臣政務官 今村 雅弘君
財務大臣政務官 吉田 幸弘君
政府特別補佐人 中島 忠能君
(人事院総裁) 岡本 保君
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

第一類第二号 総務委員会議録第四号 平成十四年三月五日

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 谷内 満君
政府参考人 (内閣府地方分権改革推進 伊藤祐一郎君
会議事務局長)
政府参考人 (総務省自治行政局長) 芳山 達郎君
政府参考人 (総務省自治行政局長) 林 省吾君
政府参考人 (総務省自治行政局長) 瀧野 欣彌君
政府参考人 (総務省自治行政局長) 團 宏明君
政府参考人 (郵政事業庁長官) 松井 浩君
政府参考人 (財務省主計局長) 牧野 治郎君
政府参考人 (財務省理財局長) 寺澤 辰麿君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 加茂川幸夫君
官)
政府参考人 (厚生労働省職業安定局長 澤田陽太郎君
官) 大久保 暁君
委員の異動
三月五日
補欠選任 石原健太郎君 高橋 嘉信君
同日 補欠選任 高橋 嘉信君
同日 補欠選任 石原健太郎君
本日開議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第七号)
行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与 並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通 信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件
○平林委員長 これより開議を開きます。
行政機構及びその運営に関する件、公務員の制 度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び 地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関す る件、郵政事業に関する件及び消防に関する件に ついて調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣 府大臣官房審議官岡本保君、内閣府地方分権改革 推進会議事務局長伊藤祐一郎君、総務省自治行政 局長芳山達郎君、総務省郵政企画管理局長團宏明 君、郵政事業庁長官松井浩君及び厚生労働省職業 安定局長澤田陽太郎君の出席を求め、説明を聴取 いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと答ふ者あり〕
○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。
○平林委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。矢島恒夫君。
○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。 今国会には郵政公社へ向けての法案も準備され ているわけで、そのための本格的な論議というの は法案を審議する際に行っていきたい、こう思っ ておりますけれども、きょうは、それに先立って、 郵政事業の根本的な問題にかかわるということで 幾つか大臣のお考えを聞きたいと思っております。

その第一は、一月十七日の夕刊各紙は、あの高 祖派選挙違反の判決が報道されております。その 報道は、どの新聞を見ましても、「組織ぐるみ犯 行」、「朝日。あるいは、読売も「役所ぐるみ」批 判 前近畿郵政局長ら有罪」、こういうような見 出しが各紙に見られるわけです。
結局、あの判決では、組織ぐるみの犯罪だった ということが指摘されているわけですが、大臣に 最初にお聞きしたいのは、組織ぐるみの犯罪だっ たという認識がどうか、お聞きしたいと思 います。
○片山国務大臣 今矢島委員からお話ありまし が、前近畿郵政局長等に対して一月十七日に 判決が言い渡されたことは御承知のとおりでござ いまして、まことに遺憾でございまして、このよ うな事態に立ち至ったことにつきまして、厳肅に 受けとめ、深く反省しております。
今御指摘の判決におきまして、ぐるみという言 葉が使われておりますので、私は、ぐるみという ことの意味が必ずしも定かでないと思っております けれども、しかし、判決にそういう指摘がありました ことは、これは謙虚に、かつ厳肅に受けとめて、 大いに反省しなければならぬ、こう思っております し、既に当委員会でもいろいろ答弁させていた だきましたように、このような事態が二度と起 こらないように再発防止に万全を期したい、この ように考えております。
この事件につきましては、繰り返しますけれど も、大変遺憾でございまして、大いに反省いたし ております。
○矢島委員 昨年来、この問題については、大臣 は、極めて遺憾なことだということについては、 またこの判決が出た当日についてもそれぞれコメ ントを発表していらつしやいます。
ぐるみということについて、判決で出ているか

ら、謙虚に受けとめて。私、判決文を持ってきていますので、ぐるみということがどういふことなのかという点について、ちょっと御説明したいのです。その認識の上に立って、二度とこういうことが起こらないように郵政事業の改革を進めるということが必要だと思えます。

そこで、判決文の中では、「特定郵便局事件は、近畿郵政局のトップである被告人三嶋が、被告人西田らの発案を了承してその実行を積極的指示し、同郵政局内で選挙対策を事実上担当していた総務部総務課長の被告人西田が、同藤永や同部職員らと具体的な計画・準備を進めた上、さらに相当数の近特幹部らと謀って実行に移したものであって、被告人三嶋及び同西田が（中略）同局長らが公務として出席を義務付けられている特定郵便局長会議の場を利用して行われたこの一事をもつてしても、まさに近畿郵政局による組織ぐるみの犯行と認められる。」というように、ぐるみということを指摘しているわけです。

さらに、この判決の要旨の方では、「合計十五回にわたり、千二百名を超える特定郵便局長らに対して選挙運動を指示した大規模な犯行であること等に照らすと、その犯行態様は相当悪質といわなければならぬ。」「本件は、近畿管内の多くの特定郵便局長らの政治的な意思決定の自由を根底から脅かしたばかりか、現職の近畿郵政局長らによる職務犯罪として、公務員の中立性に対する国民の信頼を大きく損なったといえ、その社会的影響は大きく、結果も重い。」という文章があります。

今、大臣もこの判決文のぐるみということについて率直に認められていると思います。私は、やはり組織ぐるみというのは、こういう判決文の中にもあるように、そういう形で行われた犯罪だったということですから、再発防止ということを大臣がおっしゃられるならば、こういう組織的な面での問題点をきちんと改革していく必要がある、この点を強く指摘しておきたいと思えます。

ところで、全国特定郵便局長会といわゆる特推

連とあるわけですが、現在の特推連の会長さんはどなたがやっていますか、ちよつと。

○團政府参考人 お答えいたします。

特推連の全国連合会の会長でございますが、現在空席になっております。実は、会長でありました竹内清史会長から辞任の申し出がございまして、一月二十二日で会長職を解いております。残りの在任期間が短いということもございまして、後任は指名していないという状況でございます。

○矢島委員 現在特推連の会長は不在ということですが、この竹内さんという前会長ですが、昨年の十一月二十一日、朝日新聞のインタビューでこんなことを言っていました。「もともと全特は政治集団ではなかった。それが特定郵便局長制度を守つていこう、地域の声を国政に伝えようと政治とかかわつた。選挙に力を入れたのは六〇年代半ばから。それが知らないうちに選挙活動に傾きすぎるようになった。」

六〇年代半ば以降、政治集団として選挙活動に傾き過ぎたということも認めているわけですが、私も、ここでもさらに指摘していきたいのは、昨年の十月三十日のこの委員会、いわゆる全国特定郵便局長会という組織と郵政事業庁のいわゆる特推連、特定郵便局業務推進連絡会、この二つの組織が全く一体だということを、東北郵政局内の資料を使つてお示した。今も、竹内さんが特定郵便局長会をやめられたら、特推連の方も同様はまだ決まらない、つまり表裏一体だというのはこういう点でも問題があるし、本気でそういうところへメスを入れる、まさにこの特推連というのは実際必要なのかどうか。

票集めと、それからもう一つ私が指摘したのは、裏金問題をそのとき取り上げたわけでありまして、いわゆる渡し切り費の問題というのを取り上げ、その中で実際に裏金づくりが行われているという読売新聞の指摘を使いながら、どうするんだと言つたら、当時の足立前長官は、本件に関しましては、報道もされ、そして大臣からの御指示も

ございまして、現在、首席監察官のもとで特別にこれを調査することにしました、こう答弁された。さらに足立長官は、東北以外の管内についても調査すると考えております、私の質問にこう答えられました。

さらに、同じ日に松崎議員の方からこの問題が質問されたときに、足立長官は、「十二月末ごろを一応のめどとしております。」つまり、調査の最終的なめどを十二月の末、こういうふうに答弁されたわけでありまして。

つまり、十二月末には、東北のこの郵政局管内の問題だけじゃなくて、全国的にこの疑惑について調査して、その結果を出したい、こう言われ、大臣の指示でもある、こう答えていらつしやる。結果はどうなっているか、お答えいただきたい。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

渡し切り費の調査につきましては、昨年の十月の二十四日に、東北管内の特定郵便局長業務推進連絡会の会長局に支給されております特推連経費に關しまして報道されました。このことを受けまして、東北管内につきましては十月の二十五日から調査を実施しております、その他の管内につきましても十一月の八日から調査を実施しているところでございます。

先生御指摘のように、当初十二月末を目途にして、臨局調査及び支払い先につきまして調査が必要なものについて一つ一つ確認を行い、一月末には調査結果の取りまとめができるというふうに見込んでいたところでございます。

しかしながら、渡し切り費によります物品購入等の支払い件数、取引先、これは大変多数に上つております。また、事柄がお金に關することでございますので、きちんとした調査をしなければいけないということもございまして、予想外に時間がかかっております。

いまだ終了することができない状況でございますが、私どもとしては、できるだけ早く結論を出したいというふうに考えて鋭意取り組んでいるところでございます。

○矢島委員 昨年の十月の段階で問題を提起し、調査の約束をし、既に三月になっております。今長官が言われるように、大変多岐にわたり、内容も細かい点もあり、相当の時間を要するという方向はわかりましたが、しかし、こういう問題は、いづれにしても三月ですら、来年度予算をいろいろと審議したりなんかしているこの時点でまだ調査中ですよというのでは、これは本当に調査しているのかと言いたくなるような問題だ。なるべく早くというのは、これはなるべくというのはいつごろ、今月いっぱいには出ますか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどもお答えいたしましたように、お金に關することでありまして、きちんとしたことをしていかなきゃならぬわけでございます。その調査によりまして、使い道について私的なものになつていないかどうかということも視野に入れた調査も必要でございますので、時間がかかりますし、確定的な期限を申し上げるというのは非常に困難であるわけでございますけれども、今の先生のお話も頭に置きながら、できる限り早く結論を出したいというふうに思っております。

○矢島委員 ぜひ早急に調査結果を発表していただきたいと思ひます。

いづれにしろ、先ほど私、ぐるみ選挙体質の問題を取り上げました。もう一つ、郵政事業改革というのならば、こういう点を十分考えていかなければならない、この点についても一つの問題を取り上げていきたいと思ひます。

大臣は所信の中でも、郵政事業、とりわけ郵便事業への民間参入の問題に言及されて、そしてユニバーサルサービスというものを十分考えた上で郵便事業に対する民間参入というものを考えていくということを所信の中で述べられております。

そこでお聞きしたいんですが、この郵便事業への民間参入、私たちは実はこれには批判的な見解を持っておりますけれども、民間参入によつて、現在行われている国民へのサービス、こういうものが後退するようなことがあつたら、何のための

改革だ、何のための民間参入だ、こういうことになるわけですから、お聞きしたいのは、第三種、第四種郵便の廃止問題でお尋ねしたいわけです。

初めに、第三種それから第四種の郵便というのは、定期刊行物あるいは身体障害者の方や障害者団体、こういうところが発行している刊行物、あるいは研究発表のものもありますし、点字やあるいは目の悪い方々の録音したもの、そういうような郵便物を低価格で送ることができるという制度ですけれども、こういう制度がある理由、その意義、これについて答えていただきたい。

○國政府参考人 お答えいたします。

御指摘の第三種及び第四種郵便物の割引の理由でございますけれども、これは郵便法において設けられている制度でございます。

まず第一に、第三種郵便物でございますけれども、これは国民文化の普及向上に貢献すると認められる新聞、雑誌などの定期刊行物の郵送料を安くすることによりまして、購読者の負担の軽減を図り、もって社会文化の発展に資するという趣旨で設けられております。

第四種の郵便物の制度でございますが、これにつきましては、学術、教育の振興、普及や目の不自由な方の福祉の増進などを目的とするものにつきまして、やはり郵送料を安くするということによりまして、具体的には通信教育のための郵便物、盲人用の郵便物、これは無料でございます。それから、農産種苗を内容とする郵便物、学術刊行物を内容とする郵便物、この四種類が設けられているというものでございます。

○矢島委員 まさしく国民文化の発展とかあるいは教育や福祉、こういうものの増進に資するという点など、公共的な目的のために設けられている。

郵政省にお聞きしましたところ、全体で二万件近い郵便物が第三種、第四種の郵便物として認定されている、十二年度の数値ですが、約十一億通も利用されている、こういうことでした。まさしく

く障害者団体の皆さん方あるいはNPOなど各種団体の機関紙、こういうようなものにこの制度が利用されているというわけでありまして。

そこで、大臣、大臣の所信の中で、このことを全面的に私は否定するわけじゃありませんが、これがしわ寄せになつて困るというので取り上げるわけですが、郵便事業については、経営の黒字の削減など、以下云々。つまり、第三種、第四種の郵便物について、これは十九日の新聞で申し上げても、廃止されるんだという報道がされたんですね。その結果、多くの障害者団体の皆さん方それからNPO関係の団体の皆さん方から、これでは、つまり、月三回発行しているんだけれども三回発行できなくなつちゃう、月一回も難しいとか、あるいは機関紙の発行が今後できなくなるといふようないろいろな苦情やあるいは声が私のところにも届いてまいりました。

そういう点から、大臣、民間参入において、この条件を検討する中で、最低限、現在のサービスが後退しないように、そういうことを重要な条件として入れていくべきだ。そういう点からいえば、第三種、第四種の果たしている公共性の観点から、現在のこの割引の制度、これは後退させない、こういう決意をぜひひとつ大臣にお願したいんです。

○片山國務大臣 今御指摘の新聞記事は、郵政事業の公社化に関する研究会の中間報告に絡んでの記事だと思ひますが、研究会の中間報告では、郵便物の種別を見直しをしたらどうか、それからもう一つは、郵便事業への民間参入をさせる場合には、政策的な料金減免が公社の事業財政の過度の負担とならないように、競争の進展状況を見きわめながら公社が判断できることとする必要がある、こういう御指摘をいただいたわけですね。

そこで、今公社化の法案、制度化を懸命にやっておりますけれども、そういう中で政策的減免料金のあり方をどうするのか、今我々は検討いたしております。

そこで、それは公社が料金をまけるのがいいのか、こういうものについては別の公的支援のやり方があるのか等含めまして、少し幅広の議論をいたしたい、矢島委員言われましたことも念頭に置きながら、さらに検討を深めたい、こう思っております。

○矢島委員 民間にできることは民間にというのが郵政事業への民間参入のキャッチフレーズ。

そうしますと、この第三、第四種の郵便、今やっているような制度を民間としても本当にできるのか、そういう点についてはいろいろな疑問が出されているわけですから、民間との競争で現在の国民に対するサービス、こういうものが後退するとなら何のための民間参入かということが言えるわけで、国民に納得のいく説明が必要だと思ふんです。ぜひそういう後退のないような方向での議論を引き続きやっていただきたいと思ひます。

時間の関係がありますので、次の問題に移りたいと思ひます。

お配りした資料についてであります。地方税と社会保障のあり方についてたゞしていききたいと思ひます。

一ページを開いていただきたいと思ひます。

このグラフは、一九九〇年度の地方税収の国民負担と大企業の負担、これを一〇〇といたしました、以下年度を追って指数であらわしてみたいわけです。

このグラフからおわかりいただけるように、地方税の国民負担指数というのはどんどんふえていっております。それに対して、地方税の大企業負担の指数というのは、一九九〇年を一〇〇といたしますとずっと減少している。そして、その中に白い矢印のグラフがありますけれども、これはいわゆる大企業の内部留保の増大を示しております。数値につきましては、四ページ以降、それぞれの省庁からいただいた資料を数字であらわしております。それをグラフにあらわしたのが今お示している資料であります。

ここで私がまず言いたいのは、担税力のある大企業の税負担を拡大して社会保障の充実を図ること、これが今必要なことだ。なぜならば、国民の負担増というのが個人消費をどんどん冷え込ませていく。そういう中で景気の後退がある、深刻な不況がある。ところが、大企業は内部留保を年々増大させているんですね。その数値については後ろにありますが、具体的な数値は後でござんいただけばいいかと思ひます。

今必要なのは、この税の負担のやり方、これを転換して、担税力のある大企業からの税を拡大していく、そして社会保障、こういうものに重点的に税金を使つていく、そのことが求められているし、そういう方向での税制の改革が必要だろ

う。

時間の関係がありますので、二のグラフの方へ参ります。二ページです。

これは、一九九〇年度をやはり一〇〇といたしました固定資産税のグラフであります。固定資産税収入とそれから地価の問題です。地価はグラフに示してありますように年々下落し続けている、ところが固定資産税の方は増加の一途をたどっている、こういう状況を示したグラフであります。バブル後八年間で、国民は一・四兆円もの固定資産税の増税となつていく。

ですから、今、固定資産税の大幅引き下げの要求というのが各地で出ている。東京では、固定資産税の二割削減、年間約二百六十億円を見込んでいくというようなのがあります。

そこで、既に始まつている再来年度の評価がえ、この取り組みの中で、固定資産税制度の仕組みを抜本的に見直すべきだと思う、これが二つ目の問題です。

三つ目の問題は、三枚目のグラフであります。

これは、地財計画上の投資的経費、それと社会保障関係費、これをグラフにあらわし、棒グラフがそれで、その間、折れ線グラフは高齢化率をあらわしたものであります。つまり、私が言いたいのは、公共事業費という

のいかに社会保障関係費よりも多く年々支出されていったか。そして、高齢化社会がどんどんと進展する中で、これに対応できなくなっているのが現在の状況だと。ですから、全国各地からいろいろな悲痛な叫びが出ています。

例えば、「特養待機者 定員の三・四倍 病院出されても行き場なく」「福祉の谷間で夫の死、見失い」痴ほう症の妻、「一カ月食事の世話」、挙げれば切りがないんです。「寝たきり両親殺害 介護の三十八歳「頼まれ」、あるいは「寝たきり」「つらいので殺して」九十三歳が八十七歳妻殺害」以下たくさんあるんです。時間の関係で全部挙げられませんが、こういう事態が起こっているんです。

ですから、私が言いたいのは、今こそ本当に、この高齢化社会に対応できるような、そういう支出の仕方、税金の使い方にすべきだ。

以上三点について、大臣のお考えをお聞きしたい。

○片山国務大臣 三点でございますが、御指摘ございました。今まで企業負担が大変高いということとで、法人税や法人事業税を引き下げてまいりましたね。

今矢島委員御提示の資料につきましては、我々も精査をさせていただいて、委員の御指摘のとおりかどうか、さらに検討を深めてまいりたい、このように思います。

それから、固定資産税につきましては、御承知のように、公的評価一元化ということで公示価格の七割にしたいですね。その関係で、それまで比較的安かったところはやや高くなっている、こういう事実がありますが、このところの地価の下落で、十二年度から固定資産税も落ちてまいっておりますから、ダウンしておりますから、その点を申し上げたい、このように思います。

それから、最後の公共事業と社会保障の関係ですが、なるほど、一時、バブルの後の景気対策で公共事業や単独事業をふやしてまいりましたけれども、このところ全部抑制基調でやっておりまし

て、来年度も単独事業を一割カットいたしますし、箱物はもうやらない、あるいはレジャー関係も抑える、こういうことでございまして、社会保障の方はもう制度の充実があつて、逐次この経費が充実強化されておりますから、そういう点も考慮されれば幸いだと思います。

○矢島委員 このグラフそのものの資料、出どころは、後ろの四ページ以降にありますように、総務省も含めて、それぞれ関係する省庁からいただいた資料をもとにつくつてみたものです。ですから、正しい内容を私はそのグラフにしたと思っておりますので、ぜひその点も含んで考えていただきたいと思います。

それから、私がここで言いたいのは、やはり国民の中にいろいろな社会保障に対する不安というものがたくさんある。そういう中で個人消費というものが依然として伸びないでいる、そのことが景気を悪くする、デフレという問題が今論議されている。こういう事態の中で、ぜひ、急激な高齢化への変化に対する日本社会の構造の変化、こういうものに対応できるような地財計画というものが必要になってきている。この問題点を私は指摘いたしましたので、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○平林委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合を代表しまして、総務大臣の所信表明を中心に、現下の諸課題について質問をいたします。重野安正です。

まず、所信で大臣が強調しておりました問題について具体的に質問していきたいと思ひます。冒頭、大臣は、国、地方を通ずる行政改革及び地方分権の推進など、着実に成果を上げてきたものと考えております。このように述べておられますが、ここで言う着実な成果とは何なのか、まずお伺ひいたします。

○片山国務大臣 委員御指摘のように、私、所信ではそういうことを申し上げましたが、具体的に言いますと、一つは、政策評価につきましては、平成十三年一月の省庁再編時に導入いたしました

で、昨年の六月には行政機関が行う政策の評価に関する法律の制定をさせていただきました。年末にガイドラインをまとめまして、本年の四月から、新しい年度になりまして、本格施行を予定いたしております。現在、各省庁、その準備をいたしているところであります。

電子政府につきましては、これは電子政府、電子自治体でございますけれども、とりあえず、国が扱う申請、届け出あるいは地方団体が扱う申請、届け出の系統を、原則として平成十五年度までにインターネットでオンライン化する、こういうことでのいたしたい。その後、電子調達、電子入札、電子納税等を引き続いてやることを考えております。

それから、大きい三つ目といたしましては、特殊法人等改革、公務員制度改革、行政委託型公益法人等改革につきましては、行政改革担当大臣と連携をして検討を進めておりまして、年末に、特殊法人整理合理化計画あるいは公務員制度改革大綱などの行政改革大綱を具体化する計画をまとめたいところでございます。実際の制度化等はこれからやるというわけでございまして、十五年が一つの大きなあれになると思ひます。恐らく、この通常国会ではちよつと間に合いませんので、臨時国会以降、来年の通常国会等がそういうことの制度化の国会になるのではなからうかと思っております。

地方分権につきましては、地方分権推進委員会の後継機関として、七月三日に新たに地方分権改革推進会議を内閣府に設置いたしました。現在いろいろな御審議を賜つておるところでございまして、

今後、これらの実績を踏まえながら、さらに大きな成果を目指しまして行革の推進に取り組んでまいりたい、地方分権の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重野委員 大臣、幾つか自分なりの評価を挙げられましたけれども、こういう点からちよつと指摘をしたいと思ふんです。

例えば、赤字地方債による地方交付税の補てんがなされました。また、長期にわたる不況である、だからこそ求められる法人事業税の外形標準課税への転換、これも大きな課題としてこの間議論されてまいりました。そういう点から見ますと、地方分権という観点から見ると、地方分権に成果がなくて、結果として逆行する、そういう部分が非常に目立つてはいないかという指摘をしたいのであります。しかも、自治体から強い要請のあります税財源の移譲については、残念ながらその展望が開けているとは言えません。

今、大臣、六、七点、具体的な成果を述べられましたけれども、そういう面から見ますと、着実に成果を上げたというふうには言えない側面もあること、そこについて、大臣はどのように認識されておるか、お伺ひいたします。

○片山国務大臣 着実に成果の、成果をどういふふうに考えるかということにもあるいはなと思ひますけれども、地方交付税の特会借入れをやめるということは、平成十三年度の予算編成におきまして、当時の大蔵、自治で合意いたしましたこととでございます。来年度は、地方税収が我が国が思つたより大きく落ち込みましたので、このままその方式をやりますと、国の方も一般会計の調達が大変でございますけれども、地方も赤字地方債が三倍になるんです。これは、地方の方の実情を聞きますと、それは幾ら何でもちよつとというような意見もありまして、半分だけにいたしました。財源不足額の四分の一だけ特会借入れを残したわけでございまして、これは十五年度にはやめたい、こういうふうに通じております。一年先送りしたではないかという、半分を先送りしたということは言えると思ひますけれども、半分はそれをなくした、こういうふうには我々は評価いたしております。

それから、外形標準課税は、こういう景気のとくに何だ、こういう意見が相当ございましたが、税制改正大綱には、平成十五年を目途に導入を図る、こういうことが明記されましたので、我々と

しては、そういう意味では一歩も二歩も前進ではないか、こう考えております。

それから、税源移譲につきましては、これまで骨太方針をまとめますときの大議論がございました、いろいろな反対論もございましたが、大方の納得を得て、税源移譲が初めて閣議決定する骨太方針に明記されたわけであります。また、「経済財政の中期展望」につきましても同じようなことが書かれたわけであります。

ただ、例えば、私が言いますように、今の六対四を五対五にするといいますが、国税から地方税への大変な移管でございまして、これはなかなか今の経済状況、財政状況の中では直ちにということとは私は困難だと考えておりますが、いずれにせよ、着実に議論を積み重ねて道筋をつけたい。我々が言いますように、できるだけ六対四を五対五にしたい、こういうふうな考えております。そういう意味での認識を深めたという意味では、私は着実な成果と言っても許されるのではなかろうかと考えております。

○重野委員 もう少し具体的にお伺いしますが、昨年の六月十四日、地方分権推進委員会は、その任務を終了するに当たって最終報告を明らかにいたしました。その中で、地方税財源の充実確保策についてかなり詳細に提言を行っていることは御案内のとおりです。このことについては、大臣も言われるまでもなく十分承知をしていることと思うのでありますが、まずこれについて、大臣の評価、どのように評価されているか、お伺いいたします。

○片山国務大臣 地方分権推進委員会が、委員会としては一応その任期を終えるに当たりまして、委員会としての見解を示したい、こういうことで報告という形でお示しになったわけであります。て、本来、委員会としては、法律に基づく勧告や意見提示権があったわけでありまして、わざわざ報告という形でまとめられた、こういうふうな思っております。

る、そのためにはそれと同じだけの額、国庫支出金の削減、地方交付税の削減を図る、まあトータルとしての収入中立でございまして、今の国庫支出金カット、交付税を落とすことによって地方税源の充実を図ろう、同額でどうか、こういうふうな御報告でございまして、私は、かなり現実的な、具体的な見解の表明であった、こういうふうな思っております。

○重野委員 そういう評価だろうと思えますけれども、そういう評価をされておるにもかかわらず、この一月十八日に出されました中期展望における「国と地方の役割分担」、その中では「地方分権改革推進会議における調査審議を踏まえ、」さらに「地方財源の在り方」の部分について、「今後必要となる税財源を具体的にどのように確保していくのか引きつづき検討する。」こういうふうになっております。

地方分権推進委員会の最終報告では、個人所得税に焦点を当て、それと連動した地方交付税等の役割について明確に述べております。

そうした報告内容からしますと、中期展望は後退しているのではないかと、こういうふうな思うのでありますが、大臣の見解をお聞かせください。

○片山国務大臣 確かに、地方分権推進委員会の最終報告の方が具体的ですね。骨太方針や中期展望は、税源移譲を含む国と地方の税財源配分について根本から見直す、こういう書き方ですから、具体的においては私は分権推進委員会の最終報告の方が上だと思えますけれども、ただ、骨太方針や中期展望は閣議決定したんですね。税源移譲を含む抜本的見直しを閣議決定しておりますから、私は、そういうことでは骨太方針や中期展望の意味は大変ある、こういうふうな考えております。

まだ具体的な、どの税をどうだということまでなかなか、最高方針がまだ固まっていないういいますか、検討中である、こういうことだと思えますけれども、基本の考え方は分権推進委員会も骨太方針、中期展望も同じだ、こういうふうな思っております。

○重野委員 閣議決定がなされているか否かの違いというのは、今言われたとおり、重みが違います。であるならば、地方分権推進委員会の最終答申をいわゆる閣議決定に持ち込む努力、それはいかようになされたのかということをお聞きしなければなりません、どうでしょう。

○片山国務大臣 まさにそこなんです。そこで、基本的な方針を、税源移譲を含む国と地方の税財源配分のあり方を見直すということとをまず閣議決定してもらって、それじゃ、それを見直すというところは決まったんだから、その見直しの具体的なあれはどうか、それが次の段階になると思えます。それを決めていただくように、再度、経済財政諮問会議その他で私としても最善の努力をいたしたい、こういうふうな考えております。

○重野委員 それでは次に、今議論になっておりますように、地方分権推進委員会がその任務を終えて地方分権改革推進会議が設置され、この中期展望が出されました。地方分権推進会議の調査審議を踏まえての地方財源のあり方を考える、小泉内閣の地方財源に関する立場というのはそういう立場だろうと思うんですね。しかし、今も指摘しましたように、この問題に関する出発点、これは紛れもなく地方分権推進委員会の第二次答申及びこの最終報告にあると私は思います。なのに、なぜ今なのかということ、くだいようですが言いたくなるわけですね。

この具体的改革方策は相当煮詰まっているはずだ、そういう思いがありますが、大臣、どのようにお考えですか。

○片山国務大臣 地方分権推進委員会やそういうところでは、私、かなり煮詰まっていたと思えます。しかし、例えば経済財政諮問会議等では、今、構造改革ということに焦点を当てて全般的な議論をしておりますから、国と地方の税財源配分のあり方についてはこれからの議論になりますね、特に税制改革に絡みますから。恐らく、今月から来月にかけて議論がスタートして、夏ぐらいまでには方向を出す、こういうことでございますから、

私は、そういうことの中で煮詰まっていくなかろうかと。

それから、地方分権推進委員会の後継の機関として地方分権改革推進会議ができました。これは今、権限移譲、事務移譲、関与縮小のフォローアップみたいなことをやっていただいております。それが六月ぐらいで一区切りつければ、後は税源移譲を中心に税財源配分のあり方についての議論を始めていただける、こういうふうな聞いております。経済財政諮問会議あるいは政府税調等と相呼応して、地方分権改革推進会議でも大いに御議論賜ろう、そういう意味でのいろいろな検討、議論を積み重ねていきたい、こういうふうな考えております。

○重野委員 税源移譲の問題が焦点になるわけですが、今大臣の答弁で、いつということも明示できない、しかし、早期に税源移譲について実施される方向が出るというふうな思っているのかどうか、一体いつごろまでをめぐにその検討の結論を出そうとされているのか。

これについては、総務大臣並びに経済財政担当事務局、また地方分権改革推進会議事務局、それぞれの方針を求めます。

○片山国務大臣 総務は、税制改正の議論はいつもは秋でございまして、早くも、早急に、二月、三月、四月ごろから始めてほしい、こういうことでございまして、特に経済財政諮問会議では、税制を正面から取り上げて、今言いました国、地方の税源配分のあり方も見直す、できれば方向づけは夏ぐらい、こう言っておりますが、正直言いますと、まだスタートしておりませんが、論点整理から、恐らく今月中ぐらいから始まると思えますけれども、夏ごろに基本的な考え方、それから恐らく案としてまとめるのは年内かかるのではなかろうか、こういうふうな私は考えております。

○岡本政府参考人 「改革と展望」の中では、今後、地方税の充実確保を図るという観点から、そのあり方を検討することとされておりました、今後、地方分権改革推進会議と諮問会議の直

接の意見交換でございまして、あるいは分権推進会議での調査審議を踏まえるということになっておりますので、そういうものを十分踏まえて検討がこれから進められるというふうに考えております。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

地方分権改革推進会議は、国と地方の役割分担に応じた事務事業のあり方と税財源の配分のあり方について調査審議することを求められております。

当会議といたしましては、当面、事務事業のあり方から重点的に審議をすることとし、昨年十二月にその中間論点整理を取りまとめたところであります。

税財源の配分のあり方につきましても、経済財政諮問会議等におきまして審議が開始されておりますので、その議論の動向等を見定めながら、必要なときには当会議としての考え方を申し上げることができるよう検討を進めることといたしております。

○重野委員 今それぞれから答弁をいただきました。期待いたしますのは、可能な限りピッチを上げて、そして、それぞれが目指すものをやはり一にして取り組んでいただきたい、このことを強く指摘をしておきたいと思っております。

次に、市町村合併問題についてお聞きいたします。

昨年の三月二十七日、閣議決定に基づきまして、内閣に、総務大臣を本部長とする市町村合併支援本部が設置されました。二月二十一日にも四回目の会議が開催されたと聞いています。

内閣の中にはいろいろな本部と名のつくものがありますけれども、この支援本部もそれと同じように、国家行政組織法に基づく行政機構、組織ではなく、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るための調整会議、こういうふうな理解をいたしますが、本部長たる総務大臣の見解をお聞きいたします。

○片山国務大臣 委員の言われるとおりだと思います。

ますね。市町村合併の重要性にかんがみまして、政府を挙げて関係府省が一体となって総合的、効果的な施策の推進を図るため、こういうことで閣議決定で設置いたしましたものでありまして、単なる調整会議等とは違うわけですね、閣議決定という重みを持っておりまして。

その本部長は私がやらせていただきました。すべての副大臣が本部長でございまして、副本部長に総務副大臣と官房副長官になっていただいております。ここで決めたらそれは最大限各府省がその具体化を図る、こういうふうなことになると思います。

○重野委員 そうなりますと、国家行政組織法上何ら根拠を持たない支援本部の決定というものはいかなる性格を持つのかという疑問が出ます。それは、国民に対し行政上いかなる責任関係にあるのか。

しかも、この支援本部は、市町村合併支援プラン、昨年の八月三十日に決定してありますが、この支援プランの法律上の行政責任、これはどこにあるのでしょうか。

○片山国務大臣 市町村合併支援本部は、国家行政組織法に基づく行政組織に準ずるものと我々は位置づけしております。支援本部において一定のことを検討、議論して意思決定をいたしますと、各府省はそれに基づいてやっていただく。しかし、それは各府省の権限と責任でやっていただく。ただ、そこで合意いたしましたから、合意したことは守っていただく、こういうふうな私どもは各府省にお願いいたしております。

○重野委員 そうすると、この支援本部で出される決定というのは、当然この問題に対し、各府省の意思決定に一定の拘束力と申しますか、そういうものを持つことになるというふうなことでしょうか。

○片山国務大臣 法律上拘束力を持つということではなくて、そこで合意して、各府省のメンバーも同意いたしておりますから、そういう意味では、最大限尊重するという意味で、一種の心理的

な拘束力等を持つのではないかと私は考えております。

○重野委員 もうそれ以上申しませんが、いづれにいたしましても、この合併問題というのは、当面、地方自治体にとりましては最大の課題であることは間違いありません。

そこで、住民自治と合併との関係についてお聞きいたします。

昨年十二月末の合併協議会等の設置状況、四百四十、参加市町村は二千二十六、こういうふう聞いております。

そこで、例えば、これが文字どおり合併することになりますと、市町村の議員総数は大きく減少することになります。例えば、合併前の市町村の住民は、最低でも十二人の議員を選出する権利が保障されていますね、現行。これが、地方自治法の原則に言う五万の市となった場合に三十六人、現行そうなんです。つまり、一合併協議会等に参加する市町村は、今二千二十六の状態の中で平均しますと大体五市町村、こういうふうになっていきますが、機械的に計算しますと、最低でも六十人から三十六人に減る。しかも、人口の少ない町村が比較的人口の多い市に、吸収合併という言葉は適当でないかもしれませんが、合併した場合に、最低当選ラインのアップによって、旧町村地域を代表する議員の選出は非常に少なくなってくるものと予想されます。

これは、市町村合併とは、住民の選挙権あるいは被選挙権の制限となりがねない、住民自治に重大な制約を与えかねないことになると思うのですが、その点について大臣はどのように見解をお持ちか、これが一点。

もう一点は、住民自治の最も基本的問題である、このことを直視するならば、現行地方自治法に定める規模別議員数について、上限制でなく下限制として、自治体の条例で自由に定め得るものとすべきではないか、このように思うのですね。

地方分権について着実な成果を上げてきたというふうに大臣のお話でございましたけれども、その

土台である住民自治の基本的手段について根本的に見直すべきではないか。

以上二点、お伺いします。

○片山国務大臣 まず第一点でございますが、御指摘のように、市町村合併に伴い、市町村の議員数は、従来の議員数を足したもののよりは必ず減少する、こういうことになると思います。

そこで、我々の方では、旧市町村単位に地域審議会を設けていただいても結構です、限定的な自治ということになるんでしょうかね。その地域についてのいろいろな御提言をいただく地域審議会をつくっていただいても結構だということをお願いしております。その場合、運用上どの程度の発言権を持たせる、提言の拘束力を持たせるというようなこともそれぞれお考えいただいたらどうだろうか、こう言っております。

それから、直接的な住民参加をさらに促進する地域ごとの公聴会だとか行政モニターだとか、インターネットによる意見提示だとか今はやりのパブリックコメントだとか、そういうことを図ることによって、ＩＴ時代ですから、いろいろな方法が考えられるのではないかとこのことを申し上げております。

御承知のように、地方自治法では、議員数の上限は設けておりますね。というのは、何らかの基準が要るのではないかとこの意見が通説でございまして、そういう意味で上限にいたしております。それは上限でなく下限がどうか、あるいは標準的な数でどうかといういろいろありますが、地方分権推進委員会からも、上限を決めて、あと議員をどうするかは地方団体の自主的な選択に任せたらどうかという御提言もいただきましたので、我々としては上限が適当である、こういうふうな考え次第でございます。

○重野委員 もう時間もありませんので、最後に雇用問題について聞きたいんですが、大臣の所信の中に雇用という文字を一生懸命探したんですが、ありませんでした。しかし、自治体はこの雇用問題の推進役として大きな役割を担わざるを得

ないわけですね。自治体における雇用あるいは失業行政の比重が非常に高いものになっているにもかかわらず、地方分権一括法によって職業安定行政は国の直接執行事務とされました。都道府県の雇用失業行政は、結果として大きく後退しているのが実態であります。

そうした実態にもかかわらず、法制定もないままに緊急地域雇用創出交付金事業が予算措置だけで自治体の仕事にされている。都道府県の行政上の権能との関係からして、これはちよつと厚生労働省も勝手なことをするなあとというふうには思わざるを得ない。総務大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

それから、雇用創出事業の半分は、先ほども申しましたけれども、自治体が担うわけでありまして。したがって、職業安定事務の帰属の問題については、議事録を見ましたけれども、かつて牧野労働大臣は、必要があれば見直すかと答弁している。そういうふうなことを考え、現状の雇用失業問題を考えるならば、職業安定行政事務について、せめて法定受託事務、こういうふうにしなればならないんじゃないかと思うんですが、この問題について厚生労働省の見解、そして、さきの部分については総務大臣、見解をお聞かせください。

○平林委員長 時間が来ておりますので簡潔に。○片山国務大臣 緊急地域雇用創出特別交付金につきましては、私の方からも、閣議で厚生労働大臣に、できるだけ地方団体の自主的な運用ができるようにしてくれ、お金はお出しただけでも口は余り出さぬでくれ、それぞれの地域の雇用にはプラスになるようにしてくれと。そういうことで、法律でなくて予算補助にいたしましたわけでございます。それから、恐らく厚生労働省から説明があると思いますが、例の職業安定行政につきましても、雇用保険の一元的な運営、あるいは広域的な職業紹介等の観点から、現在の国と地方の役割分担になったと理解しております。

○澤田政府参考人 雇用対策に關します国と地方の役割分担につきましては、先生御承知のように、地方分権推進計画等におきまして、国は全国的な観点からやる必要があるもの、例えば職業紹介、雇用保険業務等々をやる、地方は地域の事情、ニーズに即して自主的に雇用対策を講ずるよう努めるという整理がなされております。

今回の御指摘の緊急地域雇用創出特別交付金は、自治事務として行われる都道府県、市町村が行う自主的な雇用対策を国が交付金をもって応援するという仕組みでございます。勝手なことをしたという御意見がございましたが、そういうふうに私も考えておりません。都道府県が行う自主的なものを応援するという位置づけでございます。

現在、雇用情勢は大変厳しいということでございますので、職業紹介事務を含めた国と地方の役割分担のあり方については、議論を深めていくというよりは、両方の連携をいかに図ってこの厳しい雇用失業情勢に対処していくかということに努力することが肝要というふうを考えております。

○平林委員長 時間ですから。

○重野委員 以上で終わります。

○平林委員長 次に、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官谷内満君、総務省自治行政局長芳山達郎君、総務省自治財政局長林省吾君、総務省自治税務局長瀧野欣彌君、財務省主計局次長牧野治郎君、財務省理財局長寺澤辰廣君及び文部科学省大臣官房審議官加茂川幸夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○平林委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳でございます。地方財政についてお尋ねをしたいと思います。

今、各地方とも大変な財政で苦しんでおります。もう大分前ですけれども、景気を回復するというところでいわゆる財政出動を国がやってまいりました。事業をやるのは地方でございますから、その裏負担の財源として、多くの地方債も発行してまいりました。当初予算ではいいんですけど、補正予算で緊急経済対策を国の方でやる場合に、地方はやはり補正予算債という、そういうところも借金をして財源をつくってまいりました。

私は福島県なんですけれども、県議会時代にこういう例があります。県が出資している会社があります。お金をつくるに当たって減資をいたしました。会社を減資して、そしてそれを県の方に組み戻して裏負担にした、これは大分前の話なんですけれども、そこまで私たちの県はやって、いわゆる緊急経済対策、国の景気対策に協力をしてまいったところが今までの姿だったと思います。

でも、もうこれ以上国のそういう部分に対して協力したくても、するだけの体力がなくなりました。もう待たなして行財政改革をせねばならないというところで、私たちの福島県では、平成十三年十月に行財政改革プログラムという、これなんですけれども、中身をちよつと紹介してみたいと思います。

十四年、十五年、十六年、これを集中改革期間、三年で改革をしよう、十七年度は収支を均衡させよう、これを第一目標に掲げています。それをやるためには、いろいろなことが書いてあるんですけれども、まず、県でできる仕事、町でできる仕事、この守備範囲を見直そうということなんです。

私も、県議員時代に、自分たちの会派でいろいろな資料をつくってそれをコピーするわけですが、今はあるんですけれども、当時私たちの会派ではコピー機がなかったものですから、コピーを議会事務局でしていただきました。この間、私たちの会派の代表に聞きました。議会事務局からこう言われたそうです。今までやってきたコピーはやめてほしいと。結局これも、県でやらねばならないその守備範囲という、ここからきている、そういうふうな議会事務局からうちの代表が言われたので、びつくりをしたということが現状であります。

また、いわゆる一般の管理経費を削減するため、三年間で百名の定員を削減する。そして、事務用品、事務用の備品、これは三年間購入中止にする。印刷物は二〇％削減する。アルバイト、臨時職員も二〇％削減する。職員の海外研修は、一カ月以内の短い研修は取りやめる。事務事業、一五％量を減らす。そして、事務事業をつくる場合、いつ終わるかという終期を定めて、いわゆるサンセット方式もきちんと導入していく。こんな形で一般経費というのか、そういうものを削減していく。

公共事業の削減、これはバブル期以前の水準に戻す。私は、これを進めていくと、国でこういう事業をやりたいんだといつても、裏負担がないからできませんという形で、全国でこれが始まっちゃうと、もう国の思っていた事業が一〇〇％できないかもしれないかな、そんな気もいたします。そして、公共事業のいわゆるコスト削減です。八％という形で数値目標を決め、公共事業の効率的な執行というところにも努めてまいります。

公社等の外郭団体、国でいういわゆる特殊法人の改革等々、血のにじむような努力をして、そして、三年後はプライマリーバランス、収支が均衡し、黒字にするというところの改革プログラムを福島県ではやっているわけですが、こういう地方の血の出るような改革に対して、いわゆる

地方のあり方、地方財政のあり方について、大臣の御所見はいかがなものでしょうか。

○片山国務大臣 今、吉野委員からお聞きしました、福島県も大変御努力をされているな、こういうふうに思います。私は岡山県でございますけれども、相当前に岡山県で副知事なんかを私はやっておりまして、今は岡山県も大変財政が悪うございまして、大変な行財政改革の努力をしております。国もしておりますけれども、私は、場合によっては、地方の先進的な都道府県の方がもっとやっておるんじゃないだろうか、こう思っております。公共事業も全部受け入れないというんですね、裏負担が。もったいないじゃないかと私自身は言うんですけれども。

それだけの厳しい中で、地方財政の健全性を回復する、自立できる地方財政にする、こういう努力をしているのは、私は地方自治の上から見まして、大変立派なことではないか、あるべき地方自治の姿じゃないか、こういうふうに思っております。国もやりますから、国、地方が相連携して、この際、今までのバブルのころあるいはバブル崩壊後のいろいろな行財政について、抜本的に見直してみようというは大変いいことではなからうか、こういうふうに私は思っております。

○吉野委員 それで、県の方から見ると、今の交付金制度は、国の財政と直結して地方の財政が大きく影響されるという仕組みになっているかと思えます。それではやはり県としても、地方としても、中期的な、長期的な県土づくりの計画を立てているわけでありまして、国の財政悪化がイコール地方の財政悪化に結びつくような今の交付金制度では、私はいけないのかなと思うんです。

地方地方の財源、財政確立のためには、どんな方法があるのか。先ほど質問の中でいろいろ答弁されていたと思うんですが、重複になっても再度お答えを願いたいと思います。

○片山国務大臣 地方交付税は、地方にとっては一般財源なんです。何にでも使えるお金、特定財源ではありません。一般財源ですが、しかし、

国から来るという意味では依存財源なんです。だから、やはり依存財源を少なくするということが一番で、それはやはり税源の充実なんです。地方税を充実する。

そのためには、新しい税金をつくるのも結構でございますが、今の税体系の中で、国、地方の税源の配分のあり方を見直す、こういうことが私は必要だと。仕事は六五〇や七〇〇の税は四〇〇しか取れないというのは、ここに不合理があるんですね。だから、せめて四〇〇パーを五〇〇パーにしたいというのが我々の願いでございます。経済財政諮問会議その他でも強くそういうことを私は主張いたしております。

ただ、今の四〇〇を五〇〇にするといっても、国税から地方税への移管がそれだけでも六兆から七兆円なんです。それが今の財政状況の中で可能かどうか、私はこれはなかなか難しいだろうと。それは、日本の景気が民需中心に回復して安定してくれば、ぜひ税源移譲はやってもらわなければならない。税源移譲することが地方財政の抜本的な安定につながる、こういうふうに思っております。

それまでは、やはり地方交付税をいろいろな形で確保していかなきゃいけません。今回も、赤字地方債と地方交付税を合わせると二十二兆八千億なんです。二十二兆七千七百億でございまして、そういう意味では、来年度の地方財政、地方団体の財政運営は支障がないのではないかと、こういうふうに私は思っております。

○吉野委員 今の税財源の移譲、これはもう確かにそのとおりなんですけれども、そこまでやるに当たって、やはり国の守備範囲、役割、地方の役割というところまで踏み込んだ中で議論していくべきだと私は思います。今の国の仕事、地方の仕事、そこでの税財源の移譲という形だけではなくて、国の役割、地方の役割はどうあるべきかというところまで議論をすべきではないかと思っております。

それで、地方独自の財源確保の中で法定外の税

制という部分があります。福島県でも、原子力発電所がありますから、原子力発電所に関する税というものを今検討しています。また、産業廃棄物に関する税等も検討しています。東京では、ホテル税なんかはもうでき上がったわけですが、そんな形の、地方独自の財源確保のための取り組みがなされていると思えますけれども、その状況と、それについて総務省はどんな見解を持っているか、お答えを願いたいと思います。

○瀧野政府参考人 法定外税の導入の検討、取り組み状況につきまして御質問がございました。御案内のように、地方分権一括法によりまして、平成十二年四月に制度改正が行われましたが、それ以降新たに導入されました法定外税は、三重県の産業廃棄物税など三件でございます。また、従来からの法定外税の継続、拡充につきましても四件ございまして、それぞれ総務省として同意したところでございます。

このほか、各地方団体でいろいろなアイデアが出されておるところでございますが、個々の地方団体におきまして、地域の実情を踏まえまして、課税自主権の活用を検討すること自体、望ましいことというふうに考えております。ただ、条例制定など、具体化に当たりましては、税制の公平中立といった原則とか、あるいは地方税法の趣旨に沿いまして、納税者の方々の理解も得ながら、議会などで十分な議論を行って、適切に判断していくべきものであるというふうに考えております。

今後とも、各地方公共団体から総務省に対しまして個別に協議や相談があらまれば、法律に定められております要件も踏まえて、情報提供その他の必要な支援を行うなど、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○吉野委員 次に、十五年度の、十四年は今大臣がおっしゃったように確保されました、十五年度の交付税、本当に来るのかなというのが、地方の本当の偽らざる気持ちでございます。十四年度は地方交付税の総額十九兆五千億、これだけ見ると四〇％の減少ですけれども、地方負担分、いわゆる

赤字公債、赤字地方債を発行して、臨時財政対策債、この三兆二千億を入れますと四・五％の増になつておまして、そういう意味では、地方の分の財源は、十四年度は確保することができたわけでありまして。

十五年度について、その辺の心配をしておりますので、大丈夫だという明快な答弁をいただきたいと思っております。よろしく願います。

○片山国務大臣 今の地方財政の仕組みは、もう委員に釈迦に説法ですけれども、毎年度、地方財政計画をつくりまして、地方の全部の収入と支出を見込んで、足りないものをきちっと国の責任で補てんする。しかも、地方財政計画で国に報告する。だから、十五年度についても、同じことをやらせていただいて、大きな不足額が出れば、それはきちっと交付税その他で手当てをする、こういうことになると思えますので、その点の御心配はないと思えますが、交付税特会の借り入れを、委員御承知のように十四年度は四分の一残しを、それから、これは十五年度では解消したい、こう思っておりますから、その分は交付税ではなくるんです。赤字地方債がふえる。その分は交付税がやる。

しかし、全体の財源不足額がどうなるのか、それから景気と財政がどうなるのかというのは、今はちょっと、もう少し先ですかから見通し立ちませんけれども、いずれにせよ、どういう状況になろうが、地方団体の財政運営に支障がないように、しっかりとした地方財政計画をつくって、その計画に基づいて地方交付税その他の一般財源を手当てしたい、こういうふうに思っております。

○吉野委員 ありがとうございます。でも、結局、不足額の二分の一は地方の赤字、借金ということで、そこをしないというのが地方の気持ちなんです。総額は、お金は、現ナマは来るけれども、その地方の負担分は交付金で国が責任を持つと言っているんだから大丈夫だ、こう言っても、やはり借金当事者は地方でありますし、交付金で後でよすといつても、結局基準財

政需要額が小さくなってしまふものですから、借金はそのまま残っていく、そういう心配があるわけなんです。

私も、実は、基準財政需要額というのは積み上げだというふうに理解していません。単位費用があつて、学校の数があつて、だからこれだけのものがある、単位費用があつて、市町村道があつて、だからこれだけのものがあるというふうに積み上げたのが基準財政需要額、いわゆるシビルミニマムの確保というふうに私は理解していません。すけれども、今回これを質問するに当たつて勉強しました。違ふんです。何と、地財計画でこれだけの基準財政需要額、まず国にこれだけがあつて、それをようかんのうちに切つていって、福島県、私いわき市ですけれども、いわき市の分という形で、基準財政需要額が伸び縮みしちゃうわけなものですから、そこら辺の不安。

そして、質問なんですけれども、いわゆるシビルミニマムの確保という観点から見て、基準財政需要額が簡単に動いてしまうところはどうなんでしょうか。

○片山国務大臣 今の地方財政計画、地方交付税制度というのは、地方団体が標準的な行政を行うための財源は国が保障する、こういう制度なんです。

そこで、しかし、今吉野委員が言うように、伸び縮みするじゃないかと。するんです。例えば、公共事業は地方財政計画上は補助事業になるんですけれども、これは国から補助事業をもらうわけですね。これは、国が公共事業を一部カットしましたから、地方財政計画上の補助事業は減るんです。それから、平成十三年度は一般単独事業も十七兆五千億だったんです。ただ、実際は、決算との乖離がかなりありますから、それから今地方団体も起債でいろいろな事業をやるという意欲はちよつと衰えておりますから、これは一割、我々はカットしたんです。だから、十五兆七千億か何かにになりましたから、そこで総量が減りますから、それは地方財政計画や交付税にはね返つてく

るんです。

しかし、それ以外の、例えば経常的な、福祉や教育や産業振興や、そういうものはちゃんと積み上げて、そこで全体の財源保障ができるようになっておりますから、総体と、マクロとミクロが、これはジョイントできるようになっているんです。

だから、総体が決まるから全部積み上げの方が機能してないというではありませんので、その辺はひとつ御理解を賜りたいと思いますが、吉野委員、大変わかりにくくなっていることは事実ですね、今の仕組みが。私も、もう少しそういう意味ではわかりやすく簡素にした方がいいなとは思つております。

○吉野委員 留保財源についてなんですけれども、地方団体が税収確保に努力をする、その努力をさせるインセンティブの効果があるわけなんです。この留保財源率のアップ、平成十五年度以降、十四年度はございませぬけれども、十五年度以降になされていくと思ひます。これは、豊かな地方自治体にとっては有利になる場面もある、そんな効果があるんですけれども、財政力の低い自治体にも配慮した、いわゆる基準財政需要額を小さくするわけですから、圧縮するわけですから、その圧縮する計算に当たつての一工夫をしていただきたいんです。その辺の一工夫はどういうふうになつていくんでしょうか。

○林政府参考人 留保財源率の見直しにつきましては、御質問にお答えをさせていただきます。留保財源率は、確かに御指摘のように、現在、その見直しの検討を行っているところでございまして。この留保財源率は、御承知のように、基準財政収入額の算定に当たりまして、都道府県におきましては百分の二十、市町村におきましては百分の二十五に相当する部分を留保財源と称しております。この留保財源は、それぞれの地域の実情に応じた自主的な独自施策等を行うために確保いたしているものであります。留保財源率の引き上げを検討する場合は、こうした施策のための財源

の充実につなぐとか、あるいは、御指摘ございましたように、税収確保努力へのインセンティブが高まるということになるわけでありまして。

しかしながら、留保財源率を引き上げることとする場合は引き上げに見合います基準財政需要額を減額する必要があるわけでありまして、全団体一律の形でやりますと、各団体、財政力等々の差によりまして影響がいろいろ出てまいります。したがって、御心配のような点も踏まえまして、私ども、この検討に当たりましては、条件不利地域も対等なスタートラインに立つて地域の自立、活性化に取り組めるよう配慮してまいらなければならぬ、こういうふうにご考えております。

各地方団体への影響を十分見きわめながら、また、税収動向等も勘案いたしまして、導入時期等を含め検討いたしているところでございます。

○吉野委員 今の見直しについて、本当によろしくお願い申し上げます。

次に、ペイオフなんですけれども、いろいろ地方ではこの対策で悩んでいます。私の市はいわき市というところで、日本一大きな面積を持つところなんですけれども、この間、担当者からこんなことを言われました。日本銀行に口座を開設できないかと言われました。日本銀行に口座を開設できればこれはもう一〇〇%大丈夫ですから、そこまでやはり地方はペイオフに対して、預かつているいわゆる公金でありますから、大変心配をしております。

総務省でもいろいろな角度からペイオフ対策、検討を重ねたと聞いておりますし、私も部会で勉強をさせていただきまして、そういう総務省の指導と今地方が取り組んでいる状況について、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○片山国務大臣 言われるとおりなんです。日銀口座という一つの考え方ですけれども、地方団体の公金の管理というのは、地方の金融機関と不可分に結びついているんです。指定金融機関あるいは指定代理、収納代理。そういう意味で、な

かなか難しい点がありまして、私も、総務大臣になつてから、ペイオフ対策はどうだということを、財政局を中心にいろいろ相談しましたけれども、相当研究はやつたようです。研究会をつくつて。しかし、結論は、結局自己責任を前提にしっかりと管理してもらうことしかないという結論になつたと思ひます。

だから、ペイオフ解禁になつても絶対そういう意味での不安は起こさないということを総理も国会で確言しておりますから、地方団体もそのことを強く期待しておりますし、今やっているのは、もう委員御承知だと思ひますけれども、指定金融機関の借入金と相殺にする、公金を。それをオーバーしたら担保をとれと。あるいは、債券管理をやれと。今は預金にしていますよね、定期預金や。それを、国債や地方債や政府保証債を買つたらどうか。あるいは、どうしても困れば、それは普通預金にすればいいわけです。

そういういろいろな知恵を今出しております。それぞれの団体で相当突っ込んだ研究をしておりますから、私は、当面直ちに問題が起こることはないと思つております。詳細には場合によれば財政局長から御答弁させてもらいたいと思ひますけれども、そういう十分な準備をしてペイオフ解禁に突入してもらつて、後、状況を見て、我々としても何らかの対応ができるのなら、応援ができるのなら、考えてまいりたい、こういうふうな思つております。

○吉野委員 詳細には後で伺ひに参ります。

最後ですけれども、地方債の消化なんです。これは、民間から借り入れる地方債は、大抵民間の金融機関で引き受けて、一般の個人は買えない、一部の地方債、東京都みたいなところは個人でも取得できると聞いておりますけれども。国債なんかは、銀行とか郵便局の窓口で個人でも買えます。地方債も個人で取得できるようにすれば、例えば、私の福島県は、福島県の地方債を買えば、おらが町の、おらが県の地方債を買つたんだということで、福島県の財政も県民にきちんと

意識づけもできるかと思ひますので、その辺の御所見はいかがでありましようか。

○若松副大臣 私も実は福島県生まれでありまして、福島県債ができましたら私も購入したいと考えております。

委員の御質問に際して、まず、地方債の特徴というんでしうか、これは、御存じのように、国債とは異なつて発行団体が非常に多い、かつその財政規模もさまざま、こんな状況で、一挙に地方債を全面的に市場公募化するのには難しい、そう考へております。現在のところ、市場公募債を発行している団体が二十八団体ありまして、これらの団体については、今積極的に発行ロットの拡大とか個人消化の推進、こんな努力をされて、流通性の拡大に努められていくと理解しております。

それで、今後のあり方なんですけれども、今言つたような地方自治体のさまざまな特徴にかんがみながら、いづれにしても、やはりこの地方債につきましても、私個人としても、市場公募債の拡大、さらに個人消化を進めていきたい、このように考へております。

特に、平成十四年度から、地域住民を購入対象者の中心とした住民参加型ミニ市場公募債、いわゆるミニミニ債券の発行がいよいよ推進されることになっておりまして、このようなミニミニ債券を通じて、地方公共団体のいわゆる資金調達手段の多様化が図られるのではないかと、具体的に、この先行事例が、群馬県の「好きです群馬 愛県債」ということで、今月ですか、発行されます。

こういったことがどんどん広がっていくことを期待しながらも、先ほど申し上げましたように、各地方自治体の特徴がありますので、そこらは慎重に見きわめながら、こちらとしては見守つてまいりたいと考へております。

○吉野委員 これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、谷本龍哉君。

す。質問をさせていただきたいと思ひます。他の委員と少し重なる部分もあるかもしれませんが、御容赦をいただきまして、通告と少し順番を変えますが、一問目、沖繩における金融特別地区の点について聞かせていただきたいと思ひます。

ことしの四月施行される沖繩振興特別措置法、これによりまして、名護市が金融業の特別地区ということ、国内で初めて特別地区ができることになりまして、地方税関連としましては特別土地保有税が非課税になるというふうになっておりますが、そのほかにも、法人所得の方を十年間三五％控除する、そういった特別措置が行われると聞いております。

これは、今回、普天間飛行場が、この名護に代替空港ができるというふうな決まったことをある意味では受けて、こういう特別な取り扱いをするという点があるかもしれないけれども、私自身は、この特別地区という構想を以前から少し勉強をしておりまして、これからの日本の地域振興策を考えたときに、この特別地区構想というのは真剣に検討していく価値があるんじゃないか、そういうふうな思ひは思つております。

といひますのは、今まで我が国は、国土の均衡ある発展、こういう理念のもとにいろいろな政策を進めてきたわけですが、誤解を恐れず言へば、今この理念というのは非常に行き詰まっています。この理念を基礎に置いていくと、この日本の社会というのは今の困難な状況をなかなか乗り越えられないんじゃないか。言ひ方を間違えろといひないで、これは弱者を切り捨てるという意味ではなくて、同じようなモデルをつくつて各地域をそれに合わせていくという発想ではなくて、やはりそれぞれ地域がそれぞれのモデルをつくつてそこに向かつて発展をしていく、これはある意味で地方分権とつながるわけなんですけれども、こういう発想に考え直さないといいじゃないか、そういうふうな思ひは考へております。

そういう中で、この特別地区構想、税制と規制緩和というものをうまく組み合わせる中でいろいろなモデルが考えられるんじゃないか。例えば、私の地元の方では、今、公立学校の教育に対して非常に不安を持っているために、みんなが私立へ私立へ行こうとする傾向があります。これは地域によっていろいろ違うとは思ひますけれども、それは、以前のように進学校に行かせたいということではなくて、その学校における生活環境というもの、子供を取り巻く生活環境を心配して、私立の方がその辺がしっかりしている、公立はちよつとその辺が心配だというふうな親がふえております。

そういう場合に、例えば、教育特区というのをつくつて、今文部科学省が必死になつてやろうとしていく教育特区を前倒し、あるいはそれよりさらに厳しい基準をつくつた中で、うちの地域だけはしっかりとした教育をするんだ、そういった地域をつくれれば、そこに例えばテレワーク、在宅勤務なんかの制度とうまく組み合わせれば、いろいろな地域から人が移り住んでくる、これは単純なモデルですけども、そういったものが考えられるんじゃないか。あるいは、電波特区や環境特区といったいろいろなパターンが考えられるんじゃないかというふうな思ひは思つております。

当然、これをどこでもやつていいというわけではなくて、それは基準をつくつて、人口が減少していく局面にある地域において、いろいろな基準をクリアしたところが可能になるというふうな形で考へていくべきではないか。今回、沖繩が、名護市がそういう形になりましたけれども、沖繩に限らず、同じように苦しんでいる地域は地方にはたくさんございます。そういうところにこういうアイデアを導入できないものかというふうな考へております。

当然、この考え方には、これは一國二制度になるんではないかと、あるいは本則の方が空洞化してしまうんじゃないかと、いろいろな批判もあると思ひます。総務大臣に伺いたいんですけれども、

ども、当然これは、財務省とか経済産業省とか、さつきの例でいへば文部科学省であるとか、いろいろな他省庁ともかわる問題ですから、簡単に答へられないとは思ひますが、これからの日本の地方の振興というものを考えた上で、この特別地区というものの構想についてどういったお考へをお持ちであるか、伺いたいと思ひます。

○片山国務大臣 去年の八月、私も沖繩に参りまして、沖繩の稲嶺知事からは、沖繩をIT特区にしてくれ、こういう話がありましたね。IT産業の集中立地をしたい。それから、名護市に行きましたら、名護の市長さんは、この金融特区をと。これはイギリスにあるんですね、この金融特区は。これは大変成功しているんですね。ただ、今、私、資料をちよつと、何かあるんですが、間違つたことを国会で言つちやいけませんから、また調べて言ひますけれども、イギリスは大変成功しているんですね。そこで、税制改正のときにそれが大変な議論になりました。沖繩の特殊性あるいは名護市の置かれた地位等を考へて、金融特区構想が制度化されたんですね。

国税、地方税をまけるということ。委員が言われたとおりです。国税も地方税も。地方税の場合には、特別土地保有税は免税ですけども、その他の、事業税、不動産取得税、固定資産税等を減免した場合には交付税で減収補てんをやる。こういうことですね。法人税は、所得控除三五％、十年間。投資税額控除、機械・装置、備品・器具が一五％の税額控除。地方税は、特別土地保有税の非課税と、事業税、不動産取得税、固定資産税を不均一課税にしたり減免した場合には五年間補てんする、こういうことなんです。

私は、委員が言われたように、この国は今までは均衡ある発展だったんです、これからは個性ある発展なんです、そういう意味では、この特区構想というののも一つのあれだと思ひますが、これまた委員言われたように、一國二制度、三制度になるというのが国としての安定性からいひいかかな、こういう議論もありまして、金融特

区があつちこつちにいっぱいできたり、教育特区がもう至るところにできる、これまた一国の制度としていかなうことがありますが、金融特区はこれが一つのスタートでございませうけれども、この状況を見ながら、その他の特区あるいは金融特区をふやすことについても私は検討していくべきではないかと。

IT特区構想は、いろいろな県や市町村から私のところにも要望が来ております。そういうことを踏まえて、今後十分検討させていただきたいと思ひます。

○谷本委員 ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思ひます。

かつて、ある地方の首長だったと思ひますが、地方から国に対して魚をくれと言つてゐるのではない、釣りがおが欲しいんだという発言がたしかあつたかと思ひますが、予算をいただいてどうこうというよりも、努力をしてその地域が自分たちで経済を育てていく、そういう手段が欲しいというのが、本当に地域を活性化させる大きなポイントになると思ひますので、ぜひ検討していただきたいです。

また、大臣、今イギリスという例を言われましてけれども、私の知つてゐる例では、アイルランドのダブリンが金融特区ということで、イギリスの方もどうか僕はちよつとわかつてゐないのですけれども、アイルランドのダブリンは金融特区で非常に成功して、地域だけではなくて国の経済を引っ張つてゐる、牽引役となつてゐるという例もありますので、地域、国両方の経済面で、言われたようにどこもかしこも特区ではおかしくなりませうけれども、ぜひ十分に検討していただきたいなというふうに思つております。

特区構想についてはそれだけですが、次に、地方の行財政について質問したいと思ひます。これはよく言われていることですが、日本の長期債務残高は、昨年はたしか六百六十六兆円。昔オーメンというホラー映画がはやりましたけれども、そこで六、六、六というのはいけものの数字と

いうことで非常に不吉な数字だと言われたわけですが、けれども、それがさらにこの平成十四年時点で、地方合わせて今約六百九十三兆円。地方だけを見ましても、今九百九十五兆円の債務残高がございませう。その中で、年間のこれに対する返済というのが一年間で今九・六兆円ございませう。これを単純に計算してみますと、一時間で十一億円。ということば、私のきよの質問が三十分ですから、この間にも五億五千万円返済をしてゐる、イメージ的な話でしかありません。この状態を見れば、財政の立て直し、これが急務であることは国も地方も明らかな状態にあるわけですね。

そういう状況の中で、先般新聞報道を見ておりますと、各都道府県の当初予算案、これがすべて出そろひました。それを見ますと、全体として総額で三・八%減。これは、国の一般会計当初予算案が一・七%減です。先ほど話に出ました地方財政計画におきましては一・九%減というふうになつておりましたが、それを上回る削減幅である。こういった財政の立て直しという中で、超緊縮予算を各都道府県が組んできたのかなというふうに思ひますが、このことについて、総務省はこの状況をどういうふうに判断されてゐるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○林政府参考人 御質問の各都道府県の当初予算案についてでございますが、私ども、まだ総務省として正式に調査をいたしてゐるわけではありませうが、先ほどの新聞等によりまして各県の当初予算の状況が報道されておるのを承知いたしております。

これを見ますと、各県におかれましては、平成十四年度の地方財政計画等を参考としながら、各地域における現下の経済動向あるいは歳入の状況等を踏まえて編成されたものでありませうけれども、全体的に地方財政の厳しい状況を反映してゐるものではないかと思つております。

平成十四年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の状況を踏まえまして、再三大臣からもお答えを申し上げておりますが、歳出面におきま

しては、徹底した見直しを行うことによりまして歳出総額を抑制する。また、歳入面でも、大変厳しい状況にありませうけれども、財源不足につきましては地方財政の運営上支障が生じないよう対処して、適切な補てん措置を講じたところでありませうが、その規模は前年度に比しまして一・九%の減という形になつてゐるわけでありませう。

地方財政は、景気の低迷による地方税収の落ち込みや公債費等の義務的経費の増嵩によりまして、全体的にも極めて厳しい状況にございませうが、個別の地方団体におかれましてはこのような財政の厳しさは共通しておられるのではないかとと思ひます。そういう中で、この当初予算の編成に当たりましては、各県ではいろいろ工夫をなさつておられるわけでありまして、いろいろな面で行政の見直し、行政改革を推進しながら財政の健全化に努めるという目標も置かれまして、限られた財源の効率的、重点的な活用工夫されながら当初予算を編成されたものと私ども理解をいたしております。

大変厳しい中ではありませうが、いろいろとお聞きをしてみますと、各地方団体は、そういう中であるからこそ、地域経済の振興や雇用の安定を図りながら、地域で必要な社会資本の整備あるいは総合的な地域福祉施策の充実等、地域の重要な課題には積極的に取り組むような工夫もされておられます。

私もといたしましては、平成十四年度の各種の地方財政対策を考えておりますので、これらを活用しながら、必要な事業、特に地域の活性化に必要な事業等につきましては積極的な財政運営をお願いしてまいりたい、こういうふうにも考えているところでございませう。

（委員長退席、荒井（広）委員長代理着席）

○谷本委員 わかりました。債務がふえない状況で予算がふえれば一番いいことなんでしょうけれども、この三・八%の減という中には工夫して減らした分もあるであろうというふうな回答であつたと思ひますが、これも新

聞報道ですが、わずかに愛知県と大阪府だけがプラス、あとはすべてマイナスの予算であつた。これを何とか早く立て直さなさいといけなないというふうには思つております。

その財政状況を改善していくという中で、当然行政改革というものが必要になつてくるわけですが、我々国会議員が来年度一年間歳費を一〇%カットするというのがございませう。これは若い政治家としては非常に厳しいことなんでしょうけれども、甘んじてどうか、進んでこれには応じよう。ただ、国会議員一〇%カットだけでは、総額では借金に比べれば本当に微々たるものではないか。個人的には、どうせするのであれば、国家公務員、地方公務員全員一割をカットすればかなりの額の節約になるのではないかとと思ひますが、そういうことを言つて嫌われまうので強くは主張いたしません。どちらにしても、国とともに地方も行政改革というものを急いでやらなさいといふという状況にあると思ひます。

そこで、平成九年十一月に示されました地方の行革推進の指針におきましては、数値目標を設定する、取り組み内容を充実させる、そして住民に押しつけておる指針にする、こういった指針が、約五年前、四年少し前ですが、示されておりましたけれども、その後、この四年数カ月たった段階で各地方公共団体の行革がどういうふうに進んでゐるのか、どのように把握されてゐるか、総務省の方の見解を伺いたいと思ひます。

○芳山政府参考人 ただいま御指摘がありましたけれども、平成九年に地方行政改革の指針を策定しまして、具体的な数値目標を定める、住民にオープンにするという形で行政改革大綱の見直し等の取り組みを地方団体に要請してきております。

具体的に、地方公共団体におきましては、定員管理、給与の適正化への取り組み、また組織、機構の見直しなどとともに、事務事業の見直しなど行政評価システムの導入などの新しい行政改革手法への取り組みも積極的に取り組まれているとい

うぐあいに理解をしております。

具体的に申し上げますと、地方公務員数でございますが、平成十三年四月一日現在で三百七十七万でございます。対前年度比で三万三千人の減少ということで、平成七年から七年連続して減少をしております。また、給与でございますが、十三年四月一日現在の地方公務員の給与水準は全地方団体の二〇・五でございます。二十七年連続して低下をしております。

そのほか、都道府県の部局数の推移につきましても、平成十二年度現在で三百五十二ということ、平成九年度に比較して二十七の部局が減少しております。また、そのほか、今先生御指摘がありました給与の抑制措置についても、三役を含めて、また職員を含めての給与抑制措置も地方団体においてはとられておるところでございます。

そういうことで、厳しい財政状況の中で、住民ニーズ的確にこたえられる簡素で効率的な地方行政体制が推進されますように、引き続き情報の提供等を行いまして、地方団体の自主的な行政改革の促進が図られますように、我々としても取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

〔荒井広〕委員長代理退席、委員長着席

○谷本委員 我々国政に携わる者がしつかりと行政改革を進める、それは当然のことでありますが、同時に、有権者、国民にとつては最も身近な地方自治体、こういうものに対する目も非常に厳しいものがあると思います。その辺もしつかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、この行政改革を進めていく上では、当然、一律に何でもカットをしていいというものではないと思います。何を削るか、あるいは中には、何を守り、伸ばしていくか、こういう判断が必ずなくてはならないと思います。こういう各政策に対する行政評価、これに対して各地方公共団体がどのように取り組んでいられるのか、どう把握されているかをお答え願いたいと思います。

○若松副大臣 委員の御質問でございますが、特にこの行政評価の手法につきましては、アメリカのGPR Aとかイギリスとか、さまざまな国があるわけでありますが、今、日本の、国はもとより地方公共団体も、特にこの行政評価という観点から、例えば住民に対する説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政サービスの確立、こういった形で行政運営の質を高める大変有効な手段として注目されていると理解しております。

そこで、平成十三年七月末現在、都道府県では四十三団体がこの行政評価手法を導入済みまたは試行中ということでありまして、導入を検討しているものも合わせますと、ほとんどの都道府県でこの行政評価の導入に取り組んでいる、そう理解しております。また、政令指定都市につきましても、すべての団体に導入済みまたは試行中ということであります。

また、市町村の行政評価の取り組み状況ですが、まず、導入済みとする団体は百五十団体、約五％です。試行中とする団体は百四十団体、四％。そして導入を検討中という団体は千五百十九団体、四七％ありまして、合わせて過半数の市町村、約五六％が何らかの形でその取り組みを積極的に進めていると把握しております。

今後とも、この行政評価の導入であります、この行政評価制度も、いわゆるニュー・パブリック・マネジメント、そういった観点からどう位置づけていくのか、これは日進月歩の世界であります。総務省としてもこの地方公共団体の行政評価導入を積極的に進めていきたい、そのように考えております。

○谷本委員 ありがとうございます。

本来、どの政策が一番重要であるか、そういうことは議員が議論をして決めることではあるんですが、どうしても、決めるまではしつかりと見ておりますけれども、それが決まった後、進んでいく段階ではなかなか評価がされにくいのが実情でありますので、その辺をしつかりと総務省の方から

からも指導していただきたいと思います。時間が余りありませんので次にいきますが、次は、先ほども他の委員からも質問がありました。が、税源の移譲の問題について少し伺いたいと思います。

平成七年に地方分権推進法が成立してから、地方分権についてはさまざまな議論がなされてきていると思います。当然、各地方自治体間の格差の是正というのは重要なことではありますけれども、それが行き過ぎることではあります。既に議論されていることですが、地方における行政のサービスと自分たちが納める税金との関連、関係性というものを対して非常に意識が薄くなつてしまっている。あるいは、地方の方がなかなか、政策の優先順位をつける場合に、本当に必要なものからという優先順位よりも、予算のとりやすさのからという優先順位、そういう問題点、いろいろ出てきていると思います。

先ほど言った地方分権推進法六条においては、地方税財源を充実確保する、それが国の義務であるというふうな明記されております。権限を移譲していくのは当然であります。同時に税源を移譲していかなければ実質的には地方が機能しないという状況があるとは思いますが、先ほど一問目に言った特別地区構想とも似ておりますが、全国一律横並びという政策ではなくて、しつかりと地方の特色を生かしていくためには、ぜひともこの税源移譲というものを進めていくべきだと思えます。大臣の御所見を伺いたいと思います。

○片山国務大臣 言われるとおり、地方分権一括推進法でかなりな事務権限の移譲が行われ、国の関与はかなり縮小したというものが、それを裏打ちする税財源の配分が少ないというものが、今、地方六団体等の不満でございます。できるだけこれは早急に解消していくということが私は正しい方向だと思えます。

また、今谷本委員が言われましたように、負担とサービスというのか、給付が乖離しているというのが一番いけぬですね。だから、今は地方が

中心に仕事をやっておりますが、できるだけ今の四割を、四〇を、五〇あるいはそれ以上にふやしていく方向でこれから議論を重ねていく、それを実現を図っていくということがどうしても必要だと思えます。

税源移譲については、さらに頑張つてまいりたいと思っております。

○谷本委員 ぜひ、その点を早急に進めていただきたいと思います。

次に、都道府県の税源という問題の中で、基幹税となるのは、地方においてはやはり法人事業税でございます。法人事業税をめぐる議論として、昨年末、外形標準課税の問題が非常に大きな、また激しい議論になったと思います。私もその議論の輪の中にいろいろな意見は言わせていただいたわけでありまして。先ほどの他の委員の質問に対する答えの中にも既にありましたが、今回は導入という話ではありませんでしたけれども、昨年十二月の平成十四年度税制改正と党大綱、これは与党三党で出した中、また、ことし一月の閣議決定「構造改革と経済財政の中期展望」、この両方の中で同じ表現で「平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る。」というふうな明記をされております。

ただ、昨年末の議論を見ますと、その議論の中にはいろいろな意見を持った方がいて、全面的に賛成する方もいれば、あるいは、理念的には賛成ではあるけれども時期的にどうかという議論をする方もいらつしやいました。また、内容に関して、その課税基準等に関しての異論を言われる方もございましたし、全面的に反対という方もございました。

こういういろいろな議論がある中で、ただ、今言いましたように、しつかりと十五年度というのが明記をされている。これについてどのように大臣としては取り組んでいかれるのか、そこを伺いたいと思えます。

○片山国務大臣 法人事業税の外形標準課税化というの、これもまた古くて新しい問題で、毎年

税制改正では議論されているわけですが、我々の考え方は、今の日本の税制の中で、やはり税の空洞化と言われていますね、いわゆる税の空洞化。納める人が少なくなっているのです。法人税も法人事業税も七割が非課税なんです、三割しか納めていないのです。それで所得税や住民税の方はどうかというと、これは四分の一くらい、二割から三割くらいが納めていない。だから、広く薄く、やはり国民としては、憲法にも納税の義務というのを書いていますしね、広く薄くと。

法人事業税の外形標準課税化というのはまさに広く薄くなので、一番問題は、赤字法人まで課税されるということへの反対ですね。今七割は赤字ですから法人事業税を払っていないのが、わずかも、しかし課税される、増税だ、こういうことなんです、外形標準としては、全体としては税収中立なんです。だから、今三割の方が全部背負っているものを、全体で広く薄く、こういうこととでございます。

こうしますと、私は、地方税は応益課税だ、国は応能課税、国税は応能、地方税は応益だ、こう思っておりますから、受益と負担の関係がはつきりますし、地方からサービスを受けながら税を納めていない企業等も納めてもらうわけですから公平です、それから外形ですから、税そのものが安定してきます。

そういう意味で、ぜひ推進したいと思えますけれども、谷本委員が言われましたように、いろいろな反対がございまして、これをどうやって説得していくかということにこれから努力していかなければならぬと思いますし、自治税務局には、できるだけ反対のところといろいろな話し合いをして納得してもらうように、今私からもお願いしております。

○谷本委員 わかりました。

では、時間がありますので二つまとめて、反対論の中にある懸念として二問まとめて聞かせていただきますが、外形標準課税の中の課税標準に

付加価値制というのがあって、その中に賃金課税というのが含まれている。これに対して、ただでも雇用が厳しい中で、雇用情勢に悪影響を与えるのではないかと一点、批判があります。それと、先ほども、今大臣みずから言われましたが、赤字法人というものにも課税がされる。この場合に、やはり経済基盤の弱い小規模な法人、あるいはこれから立ち上げていくという新しい企業、ベンチャー企業等にとっては重い負担になるのではないかと、ある意味で新規産業を抑えてしまう側面があるのではないかと、こういう心配の声もあります。

この二点について、どのように考えられているか、お答えを願いたいと思います。

○瀧野政府参考人 お答えいたします。

まず、外形標準課税を導入した場合の雇用の影響でございます。

御指摘のように、外形標準課税の基準の一つといたしまして付加価値額というものを私どもの案として出しておるわけでございます。この付加価値額は、企業の活動規模を全体としてとらえていくという考え方のものでございまして、給与そのものに課税するというものではないわけでございます。仮に給与を削減して給与対象分を減らしまして、単年度の損益がふえる、そういう関係にございしますものから、給与についての削減ということによって付加価値額が変わってくるわけではないという意味で、雇用との関係というのは直接の関係はないというふうに考えております。

しかしながら、いろいろな御意見があるわけでございますので、我々もいたしましては、外形基準といたしまして、付加価値額のほかに資本等の金額というものを補充的に用いまして、全体の中に占めます給与の割合を大幅に引き下げるというようなことで一定の対応をいたしまして、雇用に対する懸念ということに配慮を行っているところとでございます。

もう一点、創業期のベンチャーあるいは中小企

業に対する考え方でございますが、基本的には、外形標準課税導入の趣旨というのは、大臣からも申し上げましたように、薄く広く公平に税負担を求めていきたいということでございます。

ただ、御指摘のように、経営基盤の脆弱な小規模法人とか創業期のベンチャー企業などにつきましては、その担税力につきましても配慮することが必要であるというふうに考えますので、まず、資本金一千万円未満の小規模の法人に對しましては、外形標準にかえまして定額で年四万八千円というような課税を選択できるようにしたい。

それから二つ目といたしまして、創業期のベンチャー企業に對しましては、最大六年間の徴収猶予が受けられるということで、その立ち上げを応援していきたいというように考えておるところでございます。

また、外形標準課税の実施の当初三年間は外形基準の導入割合を四分の一に低めていくというようなこともいたしまして、急激な税負担の変動が生じないように配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

○谷本委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○平林委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時開議

○平林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。荒井聰君。

○荒井聰委員 民主党の荒井聰でございます。

きょうは、地方自治、地方財政計画、あるいは、それにかかわります公務員制度の問題について少し御質問をさせていただきます。

最初に、今村外務政務官がおりますのでお聞きしたいんですが、去る何日でしょうか、小町官房長と重家局長が更迭をされるという事件

がございましたけれども、この理由が、鈴木宗男議員とすり合わせをした、あるいは適当でない時期に、適当でない議員かどうか知りませんけれども、その方と懇談をしたということで更迭をしたというふうに伝えられていますけれども、実際のところはどうかですか。

○今村大臣政務官 お答えいたします。

今回の人事は、正確に言ううと三月八日付ということでご予定しておりますが、理由につきましては、数多くの懸案を抱え、そしてまた外務省改革をしっかりと進めていくという上で、新しい、人事の刷新をするということで行ったものでございます。

特に、官房長等につきましては、これはまさに扇のかなめということで、適材適所という考えに基づいて行ったものでございます。

○荒井聰委員 いや、全然回答になっていないよね。僕は、更迭の理由は何ですか、新聞紙上で伝えられているようなことが本当なんでしょうかというところをお聞きしたんだけど。

○今村大臣政務官 委員がおっしゃったようなことが原因ではございません。

これにつきましてはきちんと注意もいたしております。先ほど言いましたように、今後、新しく進めていくという中で、適材適所ということで、総合的に判断して行ったということとでございます。

○荒井聰委員 小町さんは何カ月ですか。適材適所じゃない人材を、そんな頻繁に外務省というのはやっていったんですか。どうですか。

○今村大臣政務官 いろいろ評価はあるかと思いますが、先般の国会の対応等を見ますと、私個人としては、いかなるものかなというふうに思っております。

○荒井聰委員 私は、この問題をそんなにぎりぎりやるつもりはないんです。というよりも、むしろ……（発言する者あり）隣で言っていますけれども、今回の人事というのは、こういうふうに行っていたら、霞が関から局長はいなくなりま

よと。特定の議員と懇談した、あるいはすり合わせをしたということで、伝えられるような更迭の理由であれば、霞が関の局長はみんなやっていすよ。その理由で更迭をするということになるならば、霞が関から局長はいなくなる。

何をもって外務省改革と言っているのかよくわからない。もしもやるのなら、政と官との役割というものをしっかりと整理していく、そういうことが必要なんじゃないですか。単に個人的な、個別の案件として、これは不適当だとか適当だとか、そういう判断で人事をやっていくというのは、私は適切ではないと思いますけれども、どうですか。

○今村大臣政務官 先ほど委員からも御指摘がありました、こういう人と会ったから、この時期どうだった、これはそういうことが原因ではないということをお先ほど申ししたつもりでございます。

やはりそれぞれに向き不向きということもありますし、そういった観点から行ったものでございまして、ほかの役所の局長さんたちも、ちゃんとしっかりとやっておられる方も多いわけでございます。

○荒井(聴)委員 それはちょっとおかしいわな、そんなの。

それは、数カ月でもう向き不向きがわかったのかね。あるいは決めるときに、数カ月前には適当だと思っていたんですか。そういう回答の仕方をしたら、だれも信用しないって。今みたいな回答の仕方をしていたら、もう霞が関の役人になるのはいいないよ。人事院試験受けるのはいなくなるよ。どう思います。

○今村大臣政務官 しっかりとやっておられる方はやっておるわけでありまして、役所に局長クラスがいなくなるということはないと思います。

○荒井(聴)委員 きょうは人事院総裁が来られていますから、人事院総裁に少しお聞きしたいんです。

今回の外務省の人事問題というのは、今の与党と政府との関係、つまり、政府が意思を決定する

ためには与党の了解あるいは事前審査を経なければ、法律にしても予算にしても成案にならないというそのシステムを温存しておく限りは、それはいつまでたつたって、与党の有力議員が政府の局長クラスあるいは課長クラスを呼びついたら、それは行かないじゃないですか。行つて説明しなきゃならないですよ。そういうシステムがもう何十年も続いているでしょう。そういうシステムはかえって、むしろこのごろ強まっているんですよ。そこを温存しておいて、個別の案件で、あいつはけしからぬ、更迭だ、それは、私は公務員制度の安定性を欠くことになる。

公務員制度の安定性、あるいはすばらしい、よき人材というものを霞が関の中に極力導入しようというのは、人事院の大きな仕事でしょう。この点について、人事院総裁はどうお考えですか。

○中島政府特別補佐人 与党と政府との関係、あるいは政と官の関係というのは、それぞれの国の長い政治、行政の歴史の中で形成されているんだというふうに思います。

現在の日本の姿も、明治時代から続いていた政と官の関係の現在の姿だというふうに理解いたしますけれども、ただ、今、委員が指摘されますように、政と官の関係というのは、一歩踏み外すと官の方になり大きな衝撃が走るということは、今までの幾つかの例で申し上げることができると思います。

そこで、私たちは、ずっと見ておまして、今回、副大臣制とか政務官制というのが新たに採用された。したがって、政と官の関係というのは、副大臣とか政務官を通じて政と官の関係が運営されるというふうな形に持っていくのが私は一番いいんじゃないかというふうな今見ております。

○荒井(聴)委員 私は、それも理想だと思ふんですね。そういう形で整理されていけばいいと思うんです。

それでは、お聞きしますけれども、今村政務官は、どなたか自民党の有力な議員から、予算の問

題あるいは条約の問題で、どこかに呼ばれて御相談を受けたことはございますか。

○今村大臣政務官 今のところ、具体的なことは余りありません。まだなつたばかりでございます。

○荒井(聴)委員 なつたばかりですか。そうですね。

私は、やはり今の政と官との関係からいけば、局長を呼んで、あるいは実務担当者と呼んでいろいろ話を聞く方がはるかによくわかる、よく承知する、そこをこのところはそのままにしておいて、そして副大臣をもつと活用するべきだ云々という議論をしたとしても、空論になるというふうなふうに思うんですよ。もしも本当に政務官や副大臣をもつとどしどし使うのであるならば、それは制度的に、あるいは法律というものはそれは無理かもしれないけれども、与党あるいは政府全体がそのしっかりとした方向性をつくってやるということが必要なんじゃないでしょうか。

そういう提議、提案というのは、公務員制度の根幹にかかわる問題であつて、人事院がもつと主導的に、もつと前へ出て提案、提言していつていいんじゃないですか。いかがですか。

○中島政府特別補佐人 おっしゃることはよくわかります。私たちは、この副大臣制、政務官制というものが導入されることを目前にいたしまして、二年前の公務員白書でその関係を分析しております。そのときに、政と官の関係というものをきちんとしていくためには、少し一歩踏み出したことを申し上げたんですが、やはり副大臣とか政務官というのが短期間で交代するようなことはいかかなものかというふうな申し上げております。

やはり、今委員がおっしゃいますように、副大臣あるいは政務官がそれぞれの省の仕事について精通されるというのが、副大臣、政務官の機能を十分発揮する上で必要でございますから、そういうようなことを申し上げながら、そしてまた、それぞれ政の政、それぞれの部署において、アメリカ並みのシンクタンクを育てていくというよう

ことをおやりになつて、政治家個々人の政策立案能力というものが高まっていくことが必要じゃないかということもその白書で申し上げたことでございます。

二年前でございますので、お読みいただいてもうお忘れになつたかも知れませんが、もう一度お読みいただくと非常に有益なことが書いてあるというふうに思います。

○荒井(聴)委員 それでは、じっくり読ませてもらいます。

ところで、この数年、国会改革なり政治改革というの大きな政治テーマになつておりました。その国会改革や政治改革の中で、政と官との関係をどう整理するのかということも随分議論をされてきたと思うんです。国会改革はまだまだ進んでいるとは言えませんが、公務員制度の改革が行政改革の一環として橋本内閣のときに提案された。公務員制度の抜本的な改革、大きな改革が、今、緒につこうとしております。

そんな中で、一体どういう方向へ公務員制度を持つていくとされているのか、その中で人事院制度というのはどういう形で変化しようとしているのか、あるいは維持されようとしているのか、そんなところがまだまだ聞かえてこない、見えてこないんですけれども、そのあたりについて御所見があればお聞かせください。

○中島政府特別補佐人 国民から見ると、今、公務員制度のどこに問題があるというふうな国民は感じていかうかというのをできるだけ正確に把握しようというので、ここ一年ばかり、どういような投書が新聞になされておるか、あるいはまたどういような論調が新聞上にぎやかなのかということを分析してみました。そうしますと、私は、三点あるというふうに思います。

一点は、やはり天下りの問題でございます。この問題についてきちんとした制度をつくって、国民から非難されないようにしてくれというのが第一点。第二点目は、やはり不祥事というのが非常に頻りに起つております。リクルート汚職以

来、もう不祥事というものがほとんど絶えないと言つてもいいほど、中央官庁を中心として不祥事があった。この不祥事の防止施策をどうするのかというのが第二点だと思います。そして第三点は、先ほど委員がおっしゃってありますように、行政執行の公正性、中立性というものを確保するための施策をきちんとしてほしい、この三点だと思います。

したがって、これらについて、今後、国会等でいろいろ議論をいたしたいと思いますけれども、できるだけ十分な時間をとっていただいて、また、その議論には私たちも参加させていただいて、十分これは議論を展開しながら、国民が期待するような制度というものにしていかなきゃならないというふうに思います。

そういうふうな大きな項目がございますけれども、少し公務員制度に精通した人間ならば、現在の昇進とか給与処遇というものを能力・実績主義にしないといふか、今のキャリア制度をどうするんだというふうな指摘がございます。そういうふうな少し専門的な問題も含めまして、荒井先生も公務員の御経験があるようでございますので、いろいろな方々の御意見をこの場で十分聞かせていただきたいというふうに思います。

○荒井(聴)委員 人事院の役割というのは、官民格差を是正していくということが大きな役割だろ

うと思うんですね。それは、民間で常識的なものは公務員の社会でも常識なんだ、そういうことなんだらうと思うんです。

ところが、公務員制度、私の知る限りで、公務員に対する批判が強くなったのは、八年か九年ぐ

が起きているその真つ最中に、八千五百万という高額な退職金をもらつてやめられた。これは本当に、官民格差を是正する、そういう形態から見ても、民間の常識に適合しているのかどうかというようなことを思ふんです。このあたり、所管が違ふのかもしれませんけれども、総裁としてはどんなふうにお考えでしょうか。

○中島政府特別補佐人 公務員の処遇というのは、在職中の処遇、そして退職時の退職手当の処遇、そしてまた年金、この三つで公務員の処遇というの

が実は評価されなきゃならないというふうに思います。

ところが、在職中の給与については人事院が所管している、退職手当については総務省が所管している、年金は大蔵省だということで、この三つを統一して把握して、そして官民比較をして責任を持つ官庁がないというのが現状でございます。

したがって、これはいつも議論されることでございますけれども、結局、議論だけ行われて、結論はそのままだということでございますので、私たちもなかなか難しい立場に立つわけでござい

ますけれども、今先生がおっしゃいますように、公務員の処遇というのは、基本的には官民間で均衡していなければならぬということだと思います。

したがって、私たちは、在職中の給与につきましては、詳細な民間状況を把握いたしまして、毎年八月に勧告するようにいたしておりますけれども、それぞれ、総務省においてもあるいはまた大蔵省においても、退職手当、年金について官民比較を厳密にやつていただきまして、適時適切に改正していただくことが必要じゃないかと思ひます。

○荒井(聴)委員 いずれにしても、これだけ不祥事が続いている、あるいは民間との間の常識外れのなことが横行している、それによつて公務員全体の信頼性が失われている、制度が信頼されなくなつてきているということは、私は、大変重く受けとめるべきであつて、本来国を担う非常に優秀な人たちがこの世界の中にもつと採用されなければならぬのに、そうではないという形になることは、大変ゆゆしき状態だと思ふんですよ。

人事院として、もっと前に積極的に出ていいては、大変ゆゆしき状態だと思ふんですよ。

政府の人事に介入をするというようにことが見られるならば、私は、積極的にその防波堤になつてもいいんじゃないか、そんなふうに考えてござい

ますので、ぜひ人事院、いろいろな形で制約はあるんだとは思ひますけれども、公務員制度全体を守る、そういう使命で、もっと表に出ていくとい

うことを、積極的な姿勢があつてもいいんじゃないかということを指摘して、外務省の今村政務官と人事院総裁、もう結構でございます。

ところで、似たようなことは地方議会でも、地方制度でも大変たくさんあるような気がしてなりません。政治家の行政への介入というのは、むしろある意味では地方議会の方が、あるいは地方自治体の方が激しいんじゃないか。

昨日ですか、徳島の圓藤知事が逮捕されましたね。これは業際研という事件が発端となつて逮捕されたわけですが、どうしてこんなことが起こるのか。いや、業際研という会社がなぜビジネスとして成立するのか。それは、公共事業に絡んで特定の業者を受注させることができるという

ことが前提になつていなければ、こんなことビジネスとして成立しないでしょう。片山総務大臣は地方自治体の経験もありますから、そのあたりどうお考えなのか、お聞かせください。

○片山国務大臣 業際研究所というんですか、その問題、あるいは徳島県知事のきょうの問題については、これは司直が今事態を解明中ですから、ここで特にコメントするのは御遠慮申し上げたいと思ひますけれども、地方の場合には、国と違ひまして本来大統領制ですよ。中央は議院内閣制です。立法府の議員が行政府の長になる、責任を持つ、こういうことですが、地方の場合には、知事さんも市町村長さんも直接公選で、部長さんや副知事、助役に議員さんがなるわけじゃありません。なる場合にはやめなければいけませんね。

アメリカと同じように。そういうことで、中央よりははずつとわかりやすくなつていって私は思ひます。

しかし、今荒井委員が指摘したような事件がないかという点、それはありますね。ある。しかし、それはやはり、中央と同じような政と官の関係というものを、私はしっかりと関係に確立しなければならぬ。それは、私、中央の場合でもそう思ふんですけれども、やはり官の方が、行政サイドがもっと主体性を持つということですね。主体性を持つ、自信を持つ。

議員さんはみんな選挙で選ばれる方ですから、国民の代表であり、地方住民の代表ですから、それはいろいろな御注文を出される、御要請がある、御意見があるというのは、私は聞かなければいかぬと思ひますけれども、しかし、理不尽なことやおかしいことは、それは理由をつけてきちり断ればいいので、それをやるべきです。仮に聞くとすれば、そこに問題があるのです。私は、官の方がより主体性を持つていくということが中央でも地方でも必要じゃなからうか、こういうふうに思ひます。

そういう意味では、地方の場合にもいろいろなケースがありますが、地方の方はお互いが大変よく知つて懇意なものですから、ある意味では、ビジネスライクというか、中央がゲゼルシャフトなら、ゲマインシャフト風なんです。ゲマインシャフト風ですから、ちよつと難しさはあるんですが、それだけに、私は、けじめをしっかりとつけるということが、官と政の関係、議員さんと行政サイドの関係では必要じゃなからうか、こういうふうに思つております。

○荒井(聴)委員 今、片山大臣、とてもきれいに答えたんですが、僕が言つてゐるのはそうじゃなくて、業際研の人が八百万円を出した。出したら受注できると。受注できるということは、その背後に官製談合というものが厳然として存在しているということを意味しているんでしようというのを私は言つたつもりなんです。つま

り、公共事業に絡んで、地方自治体の官製談合と
いうのは広く行われているんじゃないです
か、それについてどうお考えなんですかというこ
とを私は指摘したんですよ。もう一度お願いしま
す。

○片山国務大臣 そういうことがよく報じられま
す、官製談合とか口ききビジネスだとか。ただ、
私どもの方は、実態を必ずしも詳細に知る立場に
もありませんからよくわかりませんが、仮にそう
いう疑いが持たれるようなことは、これは地方団
体の行政運営として慎まないといかぬ、こうい
うふうに思います。

今、公共事業、単独事業の関係でも、電子入札
というんでしょうか、そういうのがかなり取り入
れられつつありまして、我々としては、二年ない
し三年かけて全部そういう発注の関係は電子調
達、電子入札でやってみよう。こういうことに
なりますと、今実験している市の市長さんや皆さ
んの意見を聞きますと、そういういわゆる談合的
な疑いがなくなる、コストも下がるということ
ですから、そういう意味でも、総合的な今の談合防
止対策は国土交通省が中心で法律をつくったとい
ろいろなことをやっておりまして、私の方
の担当のITの推進という意味では、そういうこ
ともやっていく必要があるのではなからうか、こ
う思っておりますが、やはり首長さんや行政側
の、ぜひ、そういうものは起こさないという節度
と決意が必要かな、私はこう思っております。

○荒井(聴)委員 私は後で国保の話もちょっとや
ろうと思っておりますけれども、この官製談合
が行われて一番損しているのは地方自治体なん
ですよ。官製談合を行うことによって、割増し、
割高な公共事業をやらざるを得なくなっている
んですよ。本来、もっと競争社会、競争的な入札制
度が確立しているならば、もっと価格が下がって
もいいはずなんですけれども、それが高値に安定
している。だからこそ、いろいろな業者がこうい
う業際研みたいところに群がっているんですよ。

私は官製談合防止法というように今恐ら
く国土交通省で議論されていると思うんですけ
れども、国土交通省に対して、官製談合防止法を早
くつくれ、もっと積極的につくれと言っているのが総務
大臣の役割、役目なんじゃないかと私は思うん
ですよ。いかがですか、この官製談合防止法につ
いて。

○片山国務大臣 今与党を中心に議論されてお
るの、あつせん利得防止法や何かの関係で、官製
談合防止法ということじゃなくて、公共事業の適
正化法だとか、そういう関係のあれですね、国土
交通省の関係は。

それは我々も、こういう問題が起きますと、公
共事業、補助事業の関係は国土交通省ですけれ
ども、単独事業は我々の方ですから、我々も同じ立
場です。そういうことの指導や助言はしていきたい
と思いますし、仮に、あつせん利得防止法ですか、
こういうものが法制化されるとすれば、それに
よってかなり状況は変わってくるのではなから
うかと思えますし、そういう面に関しては、我々も
促進側でございます。

○荒井(聴)委員 公共事業をめぐってのさまざま
な不透明な形というのは、私は、公共事業を担
当している人はかわいそうだと思うんですよ。夜
も昼も寝ずに一生懸命仕事してありますよ。しか
し、しているにもかかわらず、公共事業に携わ
っているという、何か特定のよくわからない政治
家や業者がどんどん乗り込んできて、わからない
圧力がかけられていくという社会の中で役人生活
をしているというのは、私は非常に不幸な時代だ
と思うんですよ。そこはやはり法律的にガード
してやる、整備してやるということが絶対必要
なんだと思うんですよ。そこがなされてい
ないというのは、私は、法体系として、法律制度
として不十分、不適切なんだと思うふうに思いま
す。そういう点を指摘したいと思うんですよ。
ところで、そういうものの温床というか、あ
るいはそういうものの展開する場というのが一体ど
この場なのか、これは政と官とがどういうところ

で癒着になっていくのかというと、私は、議会の
答弁のすり合わせということがかなり行われてい
るんですけれども、そういう場で行われているん
じゃないかと。議会ですり合わせが、行われてい
ない地方議会もたくさんあるのかもしれないけ
れども、少なくとも私が北海道でいたときには、
議会というのは形骸化していた。なぜならば、議
会答弁は、答弁が始まる前に全部すり合わせを
する。小町さんが、鈴木宗男さんとすり合わせを
した、一回のすり合わせがどうかかわりませんけれ
ども、恐らく一回ぐらいだと思えますけれども、
それだけで更迭されるのなら、地方議会の部長ク
ラスはみんな更迭されるんじゃないかと思いま
す。

こういう地方議会の形骸化というのは、私は百
害あつて一利なしだと思います。地方議会の形骸
化、地方自治というものの誇りを失わせている、
その原因の一つなんではないか、そんなふうにし
うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 すべての地方団体で議会と執行
部との間に答弁のすり合わせが行われているとは
思いませんけれども、中央と同じように地方でも
質問の通告というのを議員さんから執行部の方が
もらいますから、そこではいろいろな打ち合わせが
行われる、場合によってはすり合わせに近いこと
が行われるという可能性はあるんじゃないか
か、私はこう思っております。

基本的には、何度も言いますが、やはり
とにかく、私は、特に地方の場合は先ほども言
いましたように大統領制ですから、執行部と議決機
関である議会とはチェック・アンド・バランスで
なきゃいかぬ。日本語で言えばつかず離れずだ
よね、つかず離れずと。一種の緊張関係が必要だ
と思えますので、緊張関係がなくなること
は、大統領制、チェック・アンド・バランスの関
係からいったら問題なので、特に議会の窓口にな
るようなセクションや職員は、やはりそういうき
ちとした考え方が必要じゃないか、その考
えに基づいて行動することが必要じゃないか

か、こういうふうには思っております。
○荒井(聴)委員 私は地方分権論者です。日本の
国を大きく変えるのには、地方分権を大きく進め
なければならぬというふうに思います。しかし
そのためには、地方分権がしっかりと国民の間に
根づく、あるいは、信頼感を勝ち得るには幾つか
の、やはり地方自治体側に、あるいは総務省を中
心としたいろいろな法体系の整備をする必要があ
ると思うんですよ。

地方自治が自立している、あるいは自治体とし
てしっかりと存在しているというのには、幾つかの条件があると思うんですよ。例えば、
自主的な財源を持っていって自主的な財政構造を
持っている。これは自分でお金を集めるというこ
とです。あるいは、借金をするにしても、自分で
借金ができるかどうかということ把握するとい
うことです、財源の問題。

それから、仕事の面についても、自分の本
にやりたい仕事、やらなければならない仕事を選
択して、その仕事をできるような体制になっている
かどうか。今地方自治体の仕事の六割から七割
うのです。しかし、本にしたい仕事、するべ
きな仕事というのは、そのために横に置かれて
いるんじゃないか。

そしてもう一つは、議会と官との関係が本
に緊張関係になって、お互いに切磋琢磨し合
って、地方のために、地方自治体のために議論し合
う、そういう環境がつけられているのか。ともす
れば、政と官との癒着の場として議会が存在して
いると見聞違うようなことが現実にならなくて起
きているわけですから、そんな状態があるんでは
ないか。こんな状態の中で本に地方分権をして
いいのか、そう言う人もいます。でも、私は、や
はり地方分権を進めるべきだという意見なん
です。
そういう意味で、地方自治体が本に意味で自
立した、尊敬される、信頼される団体になっ
てくんだ、そういうことを、私は、総務省や地方自

治体も含めて、もつと意識の中でしつかりとしたものを持つていくべき、持つべきだと思ふんですね。そのあたりについて、大臣、どうお考えですか。

○片山國務大臣 基本的には私も荒井委員と考へ方はそんなに違わない、こういうふうに思ひます。やはり自主財源をしつかり持つて、財政的な主体性をしつかり持つ、自立する、こういうこと。

それから、やはり補助事業というのは、私はできるだけ縮小したいと言ふんですね。補助事業というのは地方は優先するのですよ、特定財源という補助金がついてくるから。それは、だれが補助を決めるかといつたら霞が関ですから、地方に本当に必要なことよりも、補助金がついて、霞が関で決めてもらった方を優先するというのは、地方自治からいふとちよつと困りますね。そういう意味では、やりたいものをやるような、そういう仕組みにできるだけした方がいい。

それで、最後はやはり議会のチェック機能ですね。それと、執行部と議会が車の両輪ですから、どつちか大きくなり過ぎたり、両輪がくついたら、車は前へ進みませんよ。そういう意味では、議会と執行部は健全な緊張関係に立つということが必要だと私も思つております。

○荒井委員 ぜい、健全な地方自治体あるいは理想とする地方自治体、その精神は何なのか、そういうものを地方と一緒に持つて議論していく、そういう環境を整備してもらいたいということだと思います。

ところで、国の財政も厳しい、地方の財政も厳しい、そういう状況の中で地方財政というのはいかにあるべきなのか。どちらかというと、今、国の財政の方が厳しいから国の財政再建の方を優先して、こういうふうに見る人が多いのですけれども、私はちよつと違ふんじゃないだろうか。それは、地方の財政が厳しいということではなくて、国の財政の三分の二以上は地方で使われているのです。だから、地方の財政がしつかりとした効率的な財政の構造になつていない限り、いつ

までたつても国の財政の赤字要因というのは減らないではないかと。その意味で、国から財政再建をしていくのではなくて、むしろ地方から財政再建をしていく、必要でないものはもう要らないと地方から発信していくことの方がはるかに効率的であり、適正なんではないか、こんなふうにかけるのですけれども、大臣、いかがでしょう。

○片山國務大臣 それも一つのお考えですが、やはりそういう意味では、今の国の仕事、地方の仕事と、国の収入、地方の収入、このアンバランスを、何度か言ひますけれども、これは私は是正してもらわないといかぬ。六五の仕事をやっているものが、四〇しか自前の収入がない。二五は国からですよ。二五は国から補助金と交付税で来ている。この仕組みをやはり直すということがまず基本ですね。それによつて地方の財政は安定して自立してきますから、それによつて国も変わってくる、私はこういうふうに思ひます。

ただ、数字上だけ見ますと、六百九十三兆のうち、地方は百九十五兆でしょう。国は、ちよつとダブつていますから差し引きではありませんが、五百何十兆ですよ。もう五百兆を超えた数字で、その数字上だけ見ると国の財政の方が大変だ、そういうことを言われる方が大勢あります。しかし、今の状況は、国も地方も大変財政は厳しい状況だということは言えると思ひます。

○荒井委員 四百兆以上の財政赤字というのは実は地方でほとんど発生しているということ、私はもう少し国民全体が理解するべきなんだろうと思ふのです。

そこで、地方財政の特色、市町村財政と都道府県財政とを比べると、どういう特色になつてくるのか、どちらの方が今緊迫した状況になつてくるのか。地方財政計画は、全部一本で、一遍に議論していただきます、わかるようではわからない。どういふ具体的な問題が発生しているのだからかというものを、もう少し精緻な議論をするべきではないかと思ふのですけれども、そのあたりいかがで

しょうか。

○片山國務大臣 地方財政というのは国の財政と違ひまして、国は一つの財政ですけれども、地方は三千三百の地方団体の財政が合はさつて地方財政なんですね。私は、アジサイの花だと言つています。アジサイは一つ一つが花で、全体も花ですよ。

そこで、どつちがより悪いかというと、悪さの競争みたいで余りあれなのですけれども、それは、都道府県の方が規模が大きいに悪さが安定してきますよ。市町村の方が悪さにばらつきがある、物すごくいいところや悪いところもある。そういう状況で、むしろ本当に難しいのは、私は市町村の個々の財政だと思ひます。

○荒井委員 私も、市町村の財政というのは非常に悪いところは危機的な状況になつていくのではないかと、それをどういふふうに再建していくのかというのは大変難しい問題だといふふうに思ふのです。その一つが、市町村合併、そういう手段なんだろうと思ふんです。

今、市町村の中で、極めて悪い財政状況で、ひよつとすると財政再建団体になる可能性のあるものといふのは、全体としてどのぐらいの感じなんでしょう。

○林政府参考人 市町村の財政状況についてのお尋ねでございますが、平成十二年度の決算の概況がまとまつてきておまして、それによりまして、実質収支で見ました場合に、市町村で赤字になつてくる団体は二十二団体となつております。

市町村の財政状況を見ます場合に、決算から実質収支で見ますとそういうことになりましたが、そのほか、個別に見ていく際には、例えば、起債制限比率の状況であるとか、公債負担比率の状況であるとか、経常収支比率の状況であるとか、またトータルとして財政力指数がどういふふうに移移しているか、こういう指標で見えていく必要があるかと思ひますが、現在、個別にはそういう指標を持つておりませんので、そういうことで失礼させていただきます。

○荒井委員 これは、地方の市町村で財政破綻に陥つたときに、今の制度で十分なんだろうか、この制度で財政破綻をリカバーしていけるんだろうか、そういう懸念も持つていられるのですけれども、どうでしょう。

○林政府参考人 委員は財政破綻という言葉をお使いになられたわけでありまして。財政破綻という概念をどのような趣旨で用いられているか、ちよつと明らかでないところはございますが、いづれにしても、債務の返済が不可能な状態になる、こういう意味でお使いになつておられるとしますと、我が国の地方財政制度におきましては、地方財政計画及び地方交付税制度を通じて、地方公共団体の財源保障をする、その一方で、地方債の許可制度という制度を現在とつておりますが、この制度、あるいは財政再建を支援する制度もございまして、これらの制度を通じて、個別地方公共団体の財政の健全性を維持する仕組みをとつておりますので、このような事態は事前に抑止されるという意味で、破綻といふような事態は起こらない、こういうふうにかえております。

なお、地方団体の財政再建等を支援する制度といたしましては、例えば起債制限比率が一定以上になりますと起債制限をするとか、あるいは財政再建計画を策定して財政を再建する場合でなければ地方債の発行を制限するといふようなことで、財政状況の悪化を事前に抑止しながら指導する制度もございまして、また、財政再建制度のもとで、準用再建といふような制度をおとりになつて再建に取り組む団体につきましては、これを支援する制度を設けておりますので、それらの制度によりまして、地方団体が御心配のようなことにならないよう私も指導をしてまいりたい、こう考へております。

○荒井委員 今の御説明では、総務省の、旧自治省の仕事の仕方というのは、財政破綻を起こさないといふような形ですべて制度を仕組んでいる、起きたときには余り物を考えていないといふことなんだろうと思ひます。行政とい

いては公費負担者、病院を経営している団体については医療機関という、いろいろな立場があるわけでございます。

そこで、我々も今回の医療制度改革には大変関心がございます。私自身も政府・与党社会保障改革協議会のメンバーでございます。私もいろいろ

いろ、特に国保を中心に発言してまいりましたけれども、今回の改革の考え方については、国保については私は大変好意的にやっていたらいい、こう思っております。

ただ、これから抜本的な改革を十四年度中に方針を出す、こういうことでございまして、特に高齢者医療制度、それからいわゆる保険の一元化というようなことについては、我々としても国保を中心には大いに意見を言わせていただこう、こういうふうな思っております。

いずれにせよ、国民皆保険で持続可能な医療保険制度である、これをぜひ守っていききたい、こう思っておりますし、市町村や町村会の意見も十分聞きながら今後とも進めてまいりたいと考えております。

〔委員長退席、荒井（広）委員長代理着席〕

○荒井（聴）委員 私は介護保険制度の創設の制度設計に当たったのですけれども、あれをつくるときに町村会ですとか知事会からも随分意見を聞きました。従来の厚生省のやり方だけでは、医師会だとかあるいは看護婦協会だとか、そういう団体だけでは、あの制度というのではできなかったと思うんです。この医療制度改革にしても、私は、地方自治体側がもっと積極的に意見を言うべきではないか、この医療制度改革の問題点を十分熟知しているのはむしろ地方自治体ではないかというふうに思います。

介護保険制度のときの、私たちが当初考えていなかったメリットとして、この制度を導入することによって地方自治体の職員が、地方分権というのはこういうことなのか、自分たちの考え方といういろいろな工夫ができるんだということで、非常にエネルギーになったという実態もございします。

今、地方自治体の職員というのは、仕事の七割から六割ぐらゐは国からの押しつけの仕事、これではやはりエネルギーはつくれない。そういう意味で、国保の医療制度改革にしても、あるいは年金制度の改革にしても、地方自治体と密

接不可分の行政の一部分だという形で、自分たちの創意や工夫がもつと生かされるような、そういう発言を地方からしていくべきだというふうに私は思っていますけれども、大臣、いかがですか。

○片山国務大臣 言われるとおりですね。言われるとおりでございまして、今後とも、十四年度には大きな方針を出す、こういうことになりまうと、今まで以上に地方の立場で、私どもも市町村や町村会と連携しながら発言してまいりたい、こう思っております。

介護保険というのは、今言われましたけれども、大変いい学習効果を与えたとも思いますね。あれで、なかなか小さな町村じゃこれはこなし切れないというのが合併の一つの動機になっているんですよ。それも一つ、あわせて申し添えておきます。

○荒井（聴）委員 私は、医療制度改革というのは、これからまだまだ議論していかないといけないと思っておりますけれども、医療制度改革に当たって、医療機関の情報の開示というのは極めて大きいと思うんですね。

しかし、これは医師会の反対によってなかなかそういう開示ができない。私は、地方自治体が、国保が、健康保険組合が、この病院は少なくとも一人当たり医療費はこのぐらいにかかっているとか、あるいは薬剤費はこのぐらいにかかっているというような情報開示を地方自治体の立場からするべきではないかと。そうすることによって国保全体の赤字の削減につながっていく。どこかがやらないと、医療費の合理的な削減、まあ削減になるかどうかわかりませんが、透明性の高い医療制度というのはつくれない。そのときに一番その役割を担うのが地方自治体ではないかというふうに私は思います。これは私の意見でございします。

最後に、外形標準課税についてちょっとお聞きいたします。

今、全国で、資本金一億円以上の大きな法人のうち、法人事業税を払っていない法人というのは

どのぐらいの割合で存在していますでしょうか。○瀧野政府参考人 資本金一億円超の法人で赤字法人はどのぐらいあるかという御質問でございします。

私どもの方で、平成十一年度分でございますが、課税状況調べというのを取りまとめておりますが、それを見ますと、全法人二百四十五万社ございまして、全体では七割弱が赤字でございまして、資本金一億円超をとりますと約半数というのが赤字になってございます。

○荒井（聴）委員 私は、国の法人税は利益に依じて富の分配、再分配、そういう整理でいいと思うんですが、地方自治体の固有のサービスに対する対価であるという考え方では整理をするならば、むしろ外形標準課税、法人税はもう全部国に渡してというのを行ってもいいのではないかと思っています。

ただ、そのときに、これだけ景気が悪いのですし、新たな税を設けるといふのは極めて問題が多い、あるいはなかなか困難な状況なんだろうというふうに思っています。

そういう状況の中で、我が党が社会保障について、特に年金の基礎年金の部分については税で対応するべきではないかという提案をしているんですけれども、税で対応するとすれば、企業が負担している社会保険料というのはそれは免除されるわけですから、企業が負担している免除された財源について外形標準課税に切りかえていく、その部分をもって外形標準課税に切りかえていくという考え方があっていいかというふうに考えているんです。総務大臣、何か御意見ございしますでしょうか。

○片山国務大臣 法人事業税の今度の外形標準課税化は、全体としては税収中立ですね。今三割しか納めていないものを全部納めてもらう。そのかわり、納めている三割は恐らく相当安くなって、七割の方は広く薄く負担してもらう、こういうこ

とでございします。その赤字法人について、今、社会保険料なら雇用主負担というのがありますが、それを払っている、それを税にすればなくなるから、それをちよつとぐらゐい回せ、こういう御意見は確かに一つの御意見だと思ひますし、かつてどなたかもうそういうことを言われたかと思ひます。

ただ、社会保険の税そのものは違ひますので、その辺が直ちに連動するのはいかがかなと私は思ひますけれども、負担という面から見れば言われるとおりですね、その分軽くなるんだから。外形標準で赤字法人でも負担してもらったら

いずれにせよ、外形標準課税については、十分再来年度の、十五年度の税制改正を目指しまして、我々としても大いに議論し検討してまいりたいと考えております。

○荒井（聴）委員 これで終わりますけれども、いづれにしても、地方自治というのはいく何なのか。自主的な財源を持つて自主的に決めていく、自分の判断で自分の仕事を自主的に決めていく、その精神と体制をつくるということが地方自治というものだと思ひます。その方向に向けて、毎年毎年、一歩でもいいからその方向に、理想に向かつて進めていくというのが国の役割だというふうに私は思ひます。そんな思ひを込めて、総務大臣に地方自治の確立ということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

〔荒井（広）委員長代理退席、委員長着席〕

○平林委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 地方税法、地方交付税法改正につきまして質疑をさせていただきます。民主党、武正公一でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

もう既に総務大臣からはお話がございしますが、まず第一に、平成十四年度予算で交付税特会からの借入れをなくすというふうに、ちよつと一年前のこの地方交付税法の質疑で明言をされた総務

大臣でございますが、今回、八分の一ずつ国と地方の借入れを残した理由、これがいわゆる国債発行額三十兆円枠の堅持のためなのか。そして、そもそも交付税改革を三年以内で行うことを前提に、十三、十四、十五というところの赤字地方債発行ではなかったのか。果たして、これら年度、先ほど総務大臣はゼロにするというふうな言われましたが、交付税特会借入れゼロにできるのかどうか。

以上、総務大臣並びに財務省にお聞きをいたします。

○片山国務大臣 確かに去年の総務委員会で、十三年度の地方交付税法改正の御議論の際に、私は、これは当時の宮澤大蔵大臣と私の方で合意をしまして、二カ年で交付税特会借入れはなくなります、十四年度でなくしますということを申し上げたことは、確かにそのとおりでございます。

ただ、その後、いろいろ予算編成で財務省と協議をしてみまして、我々が思ったより大変財源不足額が多額に上る、想定よりも相当多額に上るということもありましたし、もしそれでやりま

すと、地方の方は赤字地方債の発行が三倍になる。十三年度の赤字地方債に比べて十四年度は三倍になる。三倍はちよつときついという意見が地方の財政関係者からもありまして、また、国の方は一般会計の調達でございまして、これは私の方がとやかく言うことではありませんが、国債発行三十兆円という一つの枠もある。こういうことを考えまして、財務省と相談しまして、半分だけやろうと。残りの四分の一は平成十五年度に解消することにして、十五年度からは交付税特会の借入れはなくしよう、こういうことの相談をいたしたわけでございます。

その間、おまえの方は見通しが大変甘いのではないかと、景気やあれについての見通しが、そういうことがあったというところは率直に認めなければなりませんけれども、税万般の事情をぜひ御理解賜りたい、こういうふうな思っており

○牧野政府参考人 お答えいたします。

ただいま総務大臣から御答弁があったとおりでございますが、我々も、非常に財政事情が厳しいという中で、国税、地方税が大きく落ち込みまして財源不足が拡大するという状況にあります。

その中で、特会借入れを解消しようといひますと、さらに交付税を削減するということが必要になります。そういったことは地方財政の運営に支障を来すという事情もございまして、それから、特会借入れを解消して赤字地方債で賄おうとすれば、その発行額が三倍にも膨張する、そういう事情もございまして、残念ながら、二分の一から四分の一に借入れ幅を圧縮するということ、財政の透明化に一步進んだわけでございますが、一部は残さざるを得なかったということでございます。

十五年度はどうかということでございますが、これは、財政の透明性を確保するということは非常に重要なこととございまして、十五年度におきまして交付税特会借入れが解消できますように、国、地方が協力しながら引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○武正委員 赤字地方債が三倍になるから問題だ、さらにまた財源不足が予想以上だった、これは理由になつていないと思うのです。税金不足あるいは財源不足、これについてはやはり予想の範囲といたしても言われますし、あとは、赤字地方債は、特会からの借入れは要は際限がない、国、地方の負担を明確にしよう、赤字地方債で明らかにしようということでは、三倍以上、三倍から三倍、それだけ地方財政は大変なのではないかと、昨年の大臣の発言であったのではないですか。

これについてはもう一度、大臣、御答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 我々も、交付税特会の透明性、それから地方全体で責任を持てもらうという意味で、借入れ方式をやめて、半分が赤字地方債、

半分が一般会計加算、これは正しいと思っております。ただし、現実には、委員、三倍になるといいますと、それは発行する方も大変でございますし、そこそこはなかなか理屈どおりにはいかなところがある、こういうふうに思います。

地方団体の意見も聞いたのです。倍ぐらいなら我慢しますと、もともと予定しておったのだから。十三年度から予定しておったのだから倍ぐらひは、ただ三倍はちよつときつい、こういう意見もありまして、そこで、御承知のように、四分の一だけ借入れを残したわけでございます。

そういう意味では事情が変わつたということ、その事情が変わつたことについての見方が甘いと言われれば、私はもう甘んじて受けなければならぬと思ひますけれども、再来年度はぜひ本来の、三年の約束で交付税制度の見直しをやつたわけでありまして、十五年度は最終年度でございますので、再来年度には特会借入れは解消したい、こういうふうな改めて今決意いたしております。

○武正委員 赤字地方債、三倍が大変だというお話ですが、後ほど触れますけれども、地方債は今人気なのです。大変買ひ手市場ということ。ただ、これが問題だということは改めて指摘をさせていただきますが、そういう事情と、三倍というところは四兆円ということですかね。ただ、もう百九十兆円も発行しているのです。百九十兆円も地方債をこれまでほとんど膨らませてきて、特にこの十年間で地方の借金を三倍にしながら、ここで三倍にするのは問題だというのは到底理解できないわけでありまして。

地方の財政が厳しいことを明らかにすべしというところで赤字地方債を取り入れながら、それが、一兆が四兆弱になるのが大変だというのは、やはり国債三十兆円枠の堅持という、この大命題があるがゆえに、総務省としては譲つたというところではないでしょうか。いかがでしょうか、大臣。

○片山国務大臣 赤字地方債というのは今まで地方財政法上認めなかったのです。十三年度から認めようということにしたので、これは普通の地方債と同じだから、もう二倍も三倍も四倍も一緒だということには、私はちよつとそこは、地方の財政の関係者からいうとなかなかならないのではなからうか。なだらかにふえていくならともかく、一挙に三倍ということについてのいろいろなお考えがあったと私は思います。

それから国の方のことは、余り言いますと牧野次長は困りますので、私はなるべく言わないようにしているのですが、言われるとおり、三十兆円と全く関係がないかという、それはあります。

○武正委員 三十兆円枠と関係があるというふうな認めていただきました。

さて、赤字地方債は違ふのだというお話なのですが、だからこそ私も去年、赤字地方債は国の赤字国債と同じにならないですねというふうに質問したのでした。それで、それは違ふのだと。三年に限つてということをお話されたわけ。だから、そういうことを大臣は明言されたわけ。一兆が四兆であつても、来年で終わるんです。よ、赤字地方債の発行は。だからそれは、そこを明らかにすべきなんです。

それを大臣、もともとこういうふうな言われましてけれども、来年で交付税改革、そしてこの交付税特会の借入れゼロに本当にできるのですか。もう一度明言をお願いいたします。

○片山国務大臣 しかし、世の中、何が起るか分かりませんからね。それはあれでございまして、我々としては、現時点ではゼロにしようと思っております。

○武正委員 昨年、ゼロにしようというふうな明言をされたのですが、今回八分の一、両方足して四分の一の借入れをしよう。今、思つていますというところで、甚だ弱いなといったところでありまして、到底そういう答弁は認めることができない。去年赤字地方債を導入したときのあの明言と、交付税改革を三年でやるんだ、そして景気を回復する、これはもう三年以内でできるんだというふうな力強い発言もあつたわけでありまして

ら、やはり今回の、赤字地方債を抑え交付税借入れをしたのは問題であるということを変更して指摘させていただきます。

さて、第八回経済財政諮問会議で、本間議員が三十兆円枠について発言をされております。これを読みますと、「三十兆円に国債の制限をして地方債を増大させることは技術的には可能だろうが、非常にクレディビリティに欠ける。国債の上限と、地方債の上限をリンクさせ、国と地方が併せて合理化をしていくスタンスを国民に見せることが必要。」ということで、国債を三十兆円で抑えて、そのかわり地方債の発行をしてはいけないよといったことを、本間議員は大臣も御出席の諮問会議第八回で指摘されたわけでありまして、この発言について、今回の平成十四年度予算、改めてどのような見解で今回の予算を組まれたのか、本間議員の発言と絡めて御答弁をお願いいたします。これは総務大臣、財務省、お願いいたします。

○片山国務大臣 本間議員が今委員が読まれたような発言をされたことは私も聞いておりますし、私自身も、表現は違いますが私もそういう趣旨のことを、そのときか別のときはわかりませんが、言ったことを覚えております。やはり、国債が三十兆円という節度を設けるのから、地方債についても節度が必要ではなからうかと。

ただ、地方債の場合には、委員、赤字は十三年度初めて出したわけでございますので、国の場合にはもう赤字はかなり前から出ておりますので、そういう関係もあると思いますけれども、考え方としては、やはり地方債にも一定の節度を持つようなことは考えていくべきだと。ただ、地方債というのは、先ほども言いましたように三千三百の地方団体の財政の総和でございますから、国のような単一の財政体じゃありませんから難しさはありますけれども、我々はそういうつもりで今地方債計画等を策定いたしておるわけであります。

○牧野政府参考人 お答えいたします。

平成十四年度の地方財政計画の策定におきましては、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に落ち込みまして、そのために国と地方が折半して補てんする財源不足が大幅に拡大いたしました。このために、地方の特例地方債が大幅に増加いたしました。地方債総額も増加することになったわけでございます。ただ、申し上げておきたいことは、国も折半分として、国債を財源といたしまして一般会計繰り入れを行っております。そういう意味で、地方債を一方的に増大させたということでないことだけは御理解いただきたいと思っております。

それから、本間議員の御発言についてでございますが、この点につきましては今総務大臣からお答えがあったとおりでございますが、今後とも、国、地方を通じまして、借金に依存しない財政運営が望ましいということでございますので、現在非常に景気情勢等でやむを得ない面はございますけれども、できるだけ財政の効率化を図って収支ギャップを縮小していきたいと考えております。

○武正委員 先ほど同僚委員の質問に対して総務大臣は、交付税は八千四百九十九億円減だ、ただ、いわゆる赤字地方債、臨対債を合わせると九千七百二十四億円、二十二兆七千七百十億円しっかりと確保したよ、地方に迷惑かけないよというようなことを言われたんですが、これでは、先ほど来財務省さんも言っておられる、そしてまた昨年の骨太の方針でも示した地方交付税を減らすということ、これは結局赤字地方債を足して約一兆円ふえているではないかといったことであります。単に、財務省さんの発言のように、三十兆円の枠を守るために赤字地方債の額が減っただけであって、交付税特会の借り入れをやっている。そして、この赤字地方債と交付税総額は、骨太の方針や地方分権推進計画の報告にあるような地方交付税を減らすといったことはせずに、結局は赤字地方債を合わせてふやしている。

この点について、総務大臣の御見解、結局は特会借入れを残したのでそのかわりなのかといっ

たことがあるわけなんですけれども、この点についての御答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 交付税制度の見直しは、骨太方針や三十兆の前です。これは平成十二年十二月の十三年度予算編成のときに、当時の宮澤大蔵大臣と、私も自治大臣でございましたけれども、自治大臣との間の合意で、三年で交付税制度をとりあえず見直ししよう、そのうちの二年で交付税特会の借り入れはなくしよう、こういうことを決めたわけでございますから、三十兆なり骨太方針が念頭にあってこういうことを決めたわけじゃないございませんので、そのところは御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

それと、地方財政計画は初めて、地方財政計画が始まって以来、前よりマイナス一・九にいたしましたわけでありまして、そういう意味では、補助事業はもとよりでございますが、単独事業も一割カット、経常経費も相当見直す、定数も落とす、給与も落とす、ラスパイレース指数のことですけれども、そういうことをやりましてこれだけの地方財政計画の規模を固めまして、そのための財源として、交付税と赤字地方債で二十二兆七千七百億円確保いたしましたわけでありまして、

地方財政計画が想定している標準的な地方団体の財政運営については、この交付税と赤字地方債で財源補てんができた、私はこういうふうな考えで、せんだっての質問の方にも申し上げたわけでありまして。

○武正委員 交付税改革、そしてまた地方の税財源の移譲ということも、先ほど来閣議決定ということでお話がありましたが、やはり交付税を減らしていくんだというのがこの方向ですよ。

これについては塩川財務大臣も、そのために基準財政需要額を一兆円減らしてくれと。あのときに片山大臣がみつまして、交付税額一兆円減とは首相もあるいは財務大臣も言っていないよと。それで、慌てて塩川財務大臣は、基準財政需要額を一兆円ほど減らしてもらって、それに対する地方財政計画を編成してもらって、こういった答弁を

されているわけなんです。塩川財務大臣に言わせれば、国債を三十兆円とめなきゃならない、そのためには三十兆三千億円でどこかでカットしなきゃならない。であるから、国の方で二兆円ばかり、地方で一兆円を負う形ということ今年度発言されているわけなんです。

そういった中で、今地方財政計画は減らしているよと、一・六兆。それから地方一般歳出二・二兆、地方単独事業一・七五兆減らしましたよ、地方交付税総額も八千四百九十九億円減らしましたよ。しかしながら、いわゆる赤字地方債と交付税を足した額は一兆円ふやした、これで地方に迷惑はかけないよと。これがやはり矛盾したように私は感じてならないんですね。

それと、その裏づけになるのが、やはり地方債の総額を七千三百八十六億円ふやしていることなんです。これについては、次の質問で再度取り上げてまいりたいと思います。

それでは財務省さんに、今四十六兆円になりました交付税特会の借り入れは、財投の改革によって市中から借り入れを入札等で行うようなやり方を平成十三年度からやっておられると聞いておりますが、どのようにこの交付税特会の借り入れを市中から行っているのか、御説明をお願いいたします。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

交付税特別会計の市中からの借り入れにつきましては、借入利率を競争入札に付す、いわゆるコンペシヨナル方式によりまして借り入れを行っております。これは平成十二年の七月から実施しているところでございます。なお、入札事務につきましては、十三年六月からインターネットによるシステムを使用して実施しているところでございます。現在、原則といたしまして週一回入札を実施しております。市場の動向等を見きわめつつ入札を行っているところでございます。

入札の状況を簡単に申し上げますと、約二倍程度の応募倍率がございます。順調に借り入れが進んでいると認識しているところでございます。

○武正委員 二倍ということですが、これが一倍を切ったのが、平成十三年九月二十一日から二十八日のときに〇・九三倍といったことがありました。最近は一・二倍ということで、今は国債の人氣が高いわけですね。ペイオフを前にして、またお金の使い道がなかなかないということで、国債、地方債、大衆人氣が高い。後で触れますが、ペイオフ解禁を前にして、地方公共団体が他の団体の地方債を買っているんじゃないか、こんな話もあるわけなんです。

さて、今人氣が大変高い交付税特会、大変いいというふうにも言えますが、これは国の十六兆円分だけ入札をやっている、地方の三十兆円分については財政融資資金ですか、そこから借り入れている、地方の三十兆円は入札をやっていないというのを聞いております。この点についてはもう一度御答弁をお願いいたします。また、なぜなのか。国だけ十六兆円入札をやって、なぜ地方はやっていないのか。

○寺澤政府参考人 お答えをいたします。

平成十二年度予算編成のときに民間借り入れを導入したわけですが、そのときの考え方は、当時、十二年度の資金運用部の原資の状況は郵貯の集中満期を見込んで非常に厳しいという状況がございましたので、従来からの資金運用部からの借り入れに加えて新たに民間からの借り入れを導入することにしたということで、基本的には新規の借入金について民間から入札により調達をするということで、既存のものにつきましては、現在、財政融資資金と言っていました、財政融資資金から引き続き貸しているということでございます。

○武正委員 地方分も新規の借り入れがあるんじゃないでしょうか。それをなぜ入札にしないんですか。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

新規の借り入れの負担が地方か国かということとは関係ございませんで、特会の新規の借り入れについて入札で行い、既存のものは財政融資資金

で引き続き融資をしているということでございます。○武正委員 ちよっときょうは日銀の方は来ておりませんけれども、日銀の方にお聞きいたします。入札を行っているのは国の十六兆円であつて、地方は財政融資資金であるというようなことを私は聞いております。

次に移らせていただきます。

景気回復による国、地方の税収増、あるいは地方行政改革を含めての歳出減、地方税財源の国、地方再配分、これは総務大臣の御答弁なんです、いわゆる交付税特別会計借入金償還できるのかどうかといったことについて、引き続き述べますと、これをプラスにしないと、今の償還計画どおりで巨額な交付税特会の借り入れの償還は大変かと思っておりますから、総合的な戦略でこの返済を推進したいということを昨年述べておられるんです。

この交付税特会の償還について、総務大臣として、これは法律に明記をされておりますが、なかなかこの償還計画どおりでは大変なんだということとを総務大臣は述べておられますが、赤字地方債を発行し、また交付税特会からの借り入れを行った平成十四年度予算を今審議中でありますが、改めて、その自信ありという御答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 交付税特会の借入金の残高は、今お話しのように四十六兆一千億で、地方負担分が三十兆三千億になる見込みでございます。このうち、国の負担分は平成三十年度までに返す、償還してもらおう、地方負担分は平成三十八年度分までそれぞれ法律に基づく年次計画によりまして、法律に書いておりますからね、これによつて償還していくことになっております。

それだけの、法律に書いてあるけれども、償還に必要な財源の確保をどうするんだ、こういうことでございますが、これは毎年度の地方財政計画の策定を通じてその財源を確保していきたい、法律による義務づけでございますから、これは確保

させてもらう。こういうことでございますけれども、それはそれで置いておいて、基本的には、この巨額の借り入れそのものは、やはり景気の回復、経済の活性化、地方行政、国の行政とあわせての簡素合理化、さらには、何度も私は申し上げておりますけれども、税源移譲による地方財政の強化、こういう総合的な対応によつて償還していきたい、こういうことであります。

○武正委員 やはりなかなか明確な御答弁は得られないところが大変つらいところかなと思っております。やはり交付税改革を三年で思い切つてやらないとこれだめなんですよ。ですから、もうあと一年しかないわけなんですけれども、果たして本年に三年で、集中期間、構造改革もこの集中期間であります、思い切つた改革をやらなければならぬということで、今回さまざまな改革がありますが、もつともつと大胆にやらなければ交付税特会の償還も今のままでは難しいんじゃないかといった感想を持つわけでありまして、

さて、財務省にお聞きしたいんですが、そもそもこの交付税交付金総額はどのように決まっているのか。あわせて、大臣が、税財源の移譲、国対地方が六対四、これは実際支出面は四対六だからせめて五対五にしたい、これを何度も言っておられるんですが、実は税財源の移譲を行うと交付税が減るという関係にあるという話があるんですけれども、これもやはりきちつと押さえておかなければならぬポイントだと思ふんです。財務省さん以上二点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○牧野政府参考人 お答えいたします。

まず、交付税交付金の総額はどのように決まるかでございますが、地方交付税の総額は、予算編成過程におきまして、地方財政計画の策定作業を通じて地方の財源不足額が出てまいりまして、それに対応して決定されております。

もうちよつと具体的に申し上げますと、平成十四年度におきましては、地方財政収支上大幅な財源不足が見込まれましたので、国税の一定割合と

しての法定の交付税額、これが十二兆六千四百四十八億でございますが、これに加えて、国、地方折半による財源補てん措置としての一般会計繰り入れ等を行ひまして交付税総額の増額の措置を行ひまして、地方財政計画上の地方交付税総額を十九兆五千四百四十九億としたところでございます。

それから、もう一点、税源移譲と交付税の関係という御質問でございますが、仮にでございますが、現行の制度を前提といたしまして、地方税が増収になった、そういう仮定を置きますと、それで地方の歳出が一定であるならば、地方の財源不足は縮小いたしますので、地方交付税の総額は減少することとなります。

ただ、税源配分のあり方の見直しといいますのは、それ単独で取り組むべき問題とは考えておりませんで、骨太の方針にもございますが、地方行政の効率化を前提としまして、国と地方の役割分担の見直しを踏まえ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、根本から検討していく必要があるとされておりました。そういう総合的な地方行政改革の一環として取り組むべきものと考えております。単純に税財源の移譲だけを仮定しまして交付税総額がどうなるということをお示しするのは困難だと考えております。

○武正委員 単純に示すのは困難だと言いますが、先ほどの前段ではやはり関係にあるというところをお認めになられました、総務大臣、今のことをお聞きになつて、やはり税財源の移譲をしたら交付税総額が減るんだと。これでは、税財源の移譲をしようと思ったら、地方の、まあ、それは自分でお金を集めよう、そういった自主財源をふやしていく、これはいいことなんです、結局交付税が減っていくというこの関係にあると、地方とすると、では、どうなのかなというふうには思うと思ふんですが、これは総務大臣としてはいかがお考えですか。

○片山国務大臣 私が言っておりますのは、今の

公の収入、税は、国が六〇、地方が四〇で分けている。仕事は、今の役割分担でいきますと、大体地方が六五やって国が三五をやっている、こう言っているんですよ。四〇しか収入のないものが六五の支出を受けているんですよ。二五は国から流れてくるので、それが地方交付税と国庫支出金だ、補助金ですね。だから、五〇対五〇にしても、地方が今の役割分担で六五の仕事をしていけば一五は国から流れてくるんですよ。それを交付税にするか、国庫支出金にするか、その辺は総合的に考えないといけません。

だから、トータルとしては地方の取り分は変わらないんじゃないか、変わります。地方税になるということが地方の自主性強化、自立性強化のためには必要だ。依存財源である交付税や、さらに依存の上にひもがついている補助金よりも、自前の地方税のウェートを高めていく、こういうことが必要だ、こう言っているのです。

だから、国と地方の、今の六五対三五を見直すということは必要かもしれませんよ、地方が七〇にして国を三〇にするとかあるいは国をもう少しふやすとか。それは、これからの今の事務配分、権限移譲を含めての総合的な議論の中で結論を出していくことで、主計局長が言っているのも、私の言うこととそうは変わっていない。ただ、どっちかという立場で言っていますから、私はどっちかという立場で言っていますから、それだけの違いでございます。

○武正委員 総務大臣も国の立場だというふうに思っています。

今のお話なんですけれども、総額は変わらない、要は、税財源の移譲を行って交付税を減らすんだといったことですね。(片山国務大臣「国庫支出金」と呼ぶ) 国庫支出金、さっき交付税と言われましてけれども、交付税を減らすということではよろしいんですか。

○片山国務大臣 今の役割分担を変えないという前提ですよ、武正委員。国と地方の役割分担を変えないで、私は、地方税のウェートを高めていく、

今のようには四〇を五〇にしていこうと。まず減らすのは国庫支出金なんです、まず減らすのは。しかし、国庫支出金の中でもどうしても残さなきゃいかぬものがありますから、そういうものを残した残りは地方交付税、こういうことになるわけです。減らす順番は国庫支出金、地方交付税、ふやすのは地方税、こういうことでございます。

○武正委員 ことし閣議決定で税財源の移譲が言われているわけですから、そして三年以内に交付税改革をやるんですから、そうすると、地方交付税を減らしていく、国庫支出金を減らしていくといったことだと思えますので、平成十四年度、八千億余を減らしたけれども、果たしてこれで、十四年度で、最終年として交付税改革は十分なのかどうかといったところだというふうに思っています。

時間が限りがありますので先を急ぎます。

ここで総務副大臣にお聞かせをいただきたいんですが、特別地方交付税、一兆余あります。十二月と三月で、各地方自治体が大変お金がない、ある面厳しいなといったときに配賦をされる大変ありがたい特別地方交付税と聞いております。これが、東京都以外、全自治体に配賦をされる。これが、交付税法第一条との関係で果たしてどうなのかといったことも言われているんです。しかも、これが法律で明記をされているのではなくて、交付基準はすべて省令であるといったことも、やはり大変不透明な、あるいは恣意的な配賦が行われているのではないかと言われるこの特別地方交付税、省令から法律に書き込むべきではないか。これについて、総務副大臣の御意見を伺いたいと思います。

○若松副大臣 武正委員の御質問ですが、まず特別交付税の役割とでも申しましょうか、いわゆる普通交付税の大変画一的な算定方法で通常捕捉されない、予定されない特別な財政需要を算定の対象としているということで、御存じのように、例えばことしですと、鹿児島県の大浦町にたくさん鯨が陸揚げするというか、あの処理とい

うのは大変お金がかかるんですね。そういう、次から次へと、当初予定されない事象が起こるわけでありまして、そういう特殊な需要に対してどう対応するか、こういった観点からこの特別交付税が今運営されているわけでありまして。

そういうことで、平成十三年度におきましては、池田小学校事件を踏まえて公立学校への緊急安全対策経費とか、またBSE対策、こういった経費を新たに算定の対象にするということで、毎年毎年、動いている、その中でも大きな変化がある、それをタイムリーに反映するには、正直言っ法律というのはかなり窮屈ではないかな、そう私も理解しております。

しかし、この特別交付税の性格からもやはり省令という、いずれにしてもはっきりと出るわけですが、やはり透明性というのは、また客観性というものは非常に重要な観点ではありますので、この点は、今後も総務省としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○武正委員 先ほど触れました交付税法第一条は、この法律は、財源の均衡化を図り、並びに地方行政の計画的な運営を保障と。東京都以外のいわゆる不交付団体、大変豊かな団体にも、この特別地方交付税が配られている。果たして、これが財源の均衡化を図ることになるのかという疑問があります。やはり透明性を図る意味でも、特別地方交付税は法律に、さまざまな指標、基準は盛り込むべきというふうなことを申し上げて、次に移らせていただきます。

さて、今回の地方交付税法の法案であります、単位費用についてちよっとお聞きをしたいと思います。

単位費用で見ると、都道府県と市町村で一〇%以上伸びたりあるいは下がっていると、これをラインマークしていくんですね。そうすると、まず、都道府県も市町村も、河川の延長の投資経費が都道府県で一五・二%、河川は市町村にはありません。それから、港湾費が、港湾の外郭施設の延長投資経費が一〇%伸び、市町村も同

じということでありまして。河川、港湾、これは国の事業費も年々下がっているわけなんです。港湾整備事業費は平成八年度六千九百九十五億が平成十三年六千五百億、河川事業費は平成八年度一兆一千二百十二億が平成十四年度に至っては九千四百億というところで、下がっているんですね。これだけ下がっている。並びに、それこそ昨年の塩川財務大臣の発言でいえば、物価が下がっているんだから基準財政需要額の単位費用が下がっていくんじゃないの、それで一兆円減らしてくれよというような発言があった中で、なぜ河川と港湾の基準財政需要額の単位費用が上がっているのか不思議でならない。

さっき伸びたり縮んだり、同僚委員からお話がありましたよね。私は大変いい質問だなというふうに思っておるんですけども、本当に基準財政需要額が伸びたり縮んだり、結局、何か数字合わせをしているんじゃないかということなんです。これが典型的なのが単位費用の河川と港湾、伸びているわけなんです。

あわせて、人口は急減をしているんですね。六十五歳以上あるいは七十歳以上の人口を取り入れるもの、この単位費用は七〇%とか、三〇%、五〇%、伸び率が下がっている。これらの理由をお聞かせいただきたい。

また、警察官と消防署、警察官の警察費、それから市町村にあつては消防費、この単位です。警察費は、その基準財政需要額の算定、警察職員数に単位費用を掛けるんですね。ところが、では市町村の消防費は消防官の数に単位費用を掛けるのかという、消防費は、人口に単位費用を掛けているんですね。警察費と消防費、単位費用はあつたとしても、どうしてこう掛けるべき対象が警察官数と人口で違うのか。これも不思議でわからないんですね。これをちよっとあわせて御説明をいただけますでしょうか。

○林政府参考人 お答えをさせていただきます。御提案を申し上げています法律の中にございませ単位費用の単価の動きについての御質問でござ

いますが、基本的には標準的な経費を算定するための基礎として単位費用を定めるものでございまして、物価等にスライドをするものが基本でございますが、ただ、御指摘をいただきましたものにつきましては、本年度の地方財政対策の変更等に伴う結果として変化が出ておりますので、多少御説明をさせていただきます。

まず、河川費等について御質問がございました。

これは、交付税改革の中で事業費補正の見直しをすることになっておりますが、それと関係するものでございまして、事業費補正の見直しに伴いまして、公共事業の地方債の充当率、従来九五％といたしておりましたが、それを九〇％に引き下げたことに伴い、当該年度に一般財源として支出する部分が增加することになるわけでございまして、これによりまして単位費用を増加させる必要があるということで、御指摘いただきましたように、例えば都道府県の土木費の河川費につきましては、事業費補正の見直しによりまして、単位費用が一五・二％伸びる、こういうような形になっております。河川費であるとか港湾費は、その理由であります。

それから、一番大きな増加理由になっておりますが、臨時財政対策債、先ほど来御議論いたしておりましたが、臨時財政対策債の発行額が、平成十三年一・四兆円にございまして、これが三・二兆円に増加することになりまして、これに伴いまして基準財政需要額からの振りかえ額が増加することになりますので、関連する単位費用につきましてはこれが減少していく、こういうことになるわけでございまして、その他の土木費であるとか企画振興費につきましてそのような単位費用の変更を御提案申し上げているわけであります。それから、測定単位で、人口についても御指摘がございました。

数値といたしまして六十五歳以上の人口を用いることにいたしているわけでありますが、従来の、平成七年の国調の調査数値を平成十二年の国調の数値に置きかえてまいりますと、六十五歳以上人口が二〇％増加をするということになりますので、全国的な標準的な経費を算定する際の基礎となりまして単位費用につきましては、逆にそれに見合った減少をさせなければならぬということになります。それから、警察費と消防費についての御質問がございました。

私ども、測定単位を定めます場合に、確かに警察費につきましては警察職員数を、また消防費につきましては人口を用いております。何を測定単位とするかということを考えます場合に、私ども、地方行政の種類ごとにはもちろんであります。が、当該行政に要する経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映するものを用いることといたしております。つまり、財政需要との間に高い相関関係があることが一つでありますし、また、用いる数値は、客観性がある公定数であるか、信頼性の高いものを用いる必要があります。

以上の二つの条件を満たすものを探しているわけですが、警察費につきましては警察職員数といたしておりますのは、警察に係る財政需要と警察職員数との間に高い相関関係がございまして、また、御案内のように、その数値は政令定数となつていてということで、公定数があるので、それを用いております。

なお、消防費につきましては、消防職員につきましてそのような政令定数のようなものはないとございせん。ただ、消防力の基準におきまして一つの考え方が示されてございまして、その数値は地方団体によりまちまちでございまして、全国的な客観性あるものは公定数のあるものとして用いることができないのではないかとということで、消防関係の財政需要と相関関係があると考えられております人口を採用いたしているところでございまして、

○武正委員 総務大臣、とにかくこれは複雑で、非常にわかりにくい。要は、今の人口の測定単位の費用が減った理由が、臨対債に振りかえていたのが原因だと。各費目の、その他とか企画振興費とかいった費目の実態があやふやなものを合計で約一兆七千三百七十億、県と市町村合わせて減らしているんですね。こういった、何か、ふやしたり減らしたり、しかも河川や港湾の事業費がどんどん下がっているのに単位費用だけ上げていく。

確かに、これは単位費用を上げると都道府県から随分要望が出ているんですね。人口の要件はもともと減らしてくれ。これは私は、人口の要件を減らしていくというのは逆じゃないかなというふうに思っています。ある面、やはり人口とか面積とか、もともと単純化していいと昨年も申しましたが、そういったことについて、再度、総務大臣、交付税改革を来年度でやるんだ、三年でやるんだという中で、基準財政需要額の算定の単位費用をもっともつとシンプルにすべきだろうと考えますが、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 日本の交付税制度は世界で一番精緻だといって半分は褒められているんですよ、半分はやはり冷やかされているというところがある。私は思いますが、長い間、地方財政平衡交付金が地方交付税になってきたからもう四十年近くなるんですね、三十年。その中で、私は大変精緻な仕組みになってきたと思うんだけど、でも、しかし、もつとわかりやすくなった方がいいですね。透明にした方がいい、簡素にした方がいい。そういう意味では、今できるだけ簡素化を心がけておられますけれども、しかし、やはり限界がありますね、今もらっているところが大幅に変動するようじゃあみんな文句を言うから。

そうなんです。基本は人口と面積ですよ。しかし、人口や面積だけでは把握できませんよね、今の話のように、例えば福祉や介護なんという、人口じゃないんですね。お年寄りの数が、介護を要する人がどのくらいいるか、こういうこと

ですね。教育でいうと、人口じゃなくて、子供さんがどのくらいいるか、こういう議論になるので、そこは委員の御心配も我々はよくわかっておりますから、それはしっかり受けとめて簡素化にさらに努力していきたいと思っております。

ただ、今回は、交付税が今、赤字地方債だとかいろいろな地方債の制度とリンクしていますから、この辺が単位費用が、いわゆる基準財政需要との出入りが非常にあるわけですね。起債に振りかえる、起債から交付税に返す、こういう点がありますからちょっとわかりにくくなっておりますけれども、ぜひ交付税制度改革の一環としてさらなる簡素化を進めてまいりたい、こう思っております。補正についてもいろいろ今簡素化する努力をいたしておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○武正委員 もうあと一年しかないわけですから、もつともっと大胆に変えていかなければならない。そのときに、先ほど話したように、三十兆円枠という歯止めが一つあったり、交付税特会の借入れをしてしまつたり、そしてまた基準財政需要額を減らしてその振りかえに臨対債を発行するというような形で、ちつとも、交付税改革、あるいは国と地方のともに改革をするんだといったところが逆に後退をしているのではないかと、このことを改めて指摘をしたいと思っております。

さて、地方単独事業、これは予算と実態の乖離が四兆円とか五兆円とか、地方自治体は、もう地方単独事業はできません、地方債の発行はもうできません、平成三年から十年で地方債は三倍に上つていて、もうこれ以上、地方で単独事業をやれ、地方債発行して将来交付税で面倒見るよ、これはもうたまらぬというのが正直なところで、今回はやつと一〇％減らしましたけれども、これでも多過ぎるんじゃないかと。実はこれを十五兆七千五百億円やっているのは地財計画で総額を維持するために、目標を減らしたといつても一〇％しか減らせない、これもやはり構造的な欠陥じゃないかなと思うんですね。

○武正委員 この十年を総括したときに、地方が悪いという、先ほどそんなお話をしたやに御答弁がありました。私はやはり国の責任だと思えます。国がもう地方自治体のしりをたたいて、金を使え、物をつくれ、第三セクターつくと、この十年、景気浮揚だ、雇用創出だと盛んに地方を

○若松副大臣　ただいまの地方債の今後の売れ行きの御懸念の件でありますが、この地方債の販売、処分でしょうか、過去をずっと見てまいりますと、当然景気がよくなった時期があつたわけでありますが、そういった民間の資金需要が多くなつた時期であつても、いわゆる市場公募債が市場で消化されなかつたというようなことは、私どもは経験しておりません。また、縁故債による金融機関からの資金調達が行われなかつた、こういうことも経験しておりません。そういうことで、

は指摘ということで次に移らせていただきます。先ほど、個人でというお話なんですけれども、個人で地方債を買ってもらうのもいいんですね。ただ、これが、それぞれの地方自治体自由ということなんです。が、国債の場合は変動金利で、しかも途中で国債返して換金ができる、こういうことを考えられているんですが、地方債が固定金利でやった場合は、先ほどの国債暴落や、地方債の買い手がなくなる、地方債の方が先に暴落するといった状況では、地方債を買った人に負担を押し

委員御指摘のように、この定数加配は、少人数指導でございましてかチームティーチング等による指導を行いまして、子供たちにわかる授業を行う、そして子供たちの学力の向上を図る観点から、特別に加配をされておるものでございます。今回の事例では、教育に携わる者がこのための指導を行わずに、いわばみずからの負担を軽減する等のために活用したということでございますので、明らかに本来の目的、趣旨に反する使い方でございまして、私どもも大変遺憾なことだと認識をいたしております。

そこで、我が省としましては、引き続き北海道

教育委員会による実態の確認、原因究明、さらには責任の所在等、詳細で徹底した実態調査を行うようお願いをしております、あわせて再発防止策の策定についても依頼をしておるところでございます。事実関係が確認され次第、道教育委員会に對しまして、御指摘のごいまいした義務教育費国庫負担金の返還ということも選択肢に含めながら、今後厳正な対応方針について検討してまいりたいと思っております。

○平林委員長 林自治財政局長、時間が経過していただきますので、簡潔に頼みます。

○林府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘の件につきまして、私も、普通交付税の算定上は、法律に基づく教職員の定数を用いております。もし事実関係が確認された場合に、算定に用いた教職員定数の異動が確認されました場合には、錯誤等により是正措置を行う必要があるのではないかと、こういう制度になっておりますし、そういうふうな考えでおります。

○武正委員 次の中村委員からちよつと時間をおかりいたしまして、今の点なんですけれども、確かに大変問題である、これは文科省さんも総務省さんも一致をされ、国庫負担金並びに地方交付税の返還、返納、こういったことも視野にという御答弁でありました。

ただ、また一方、小中学校の教員の定数を初め、地方が保つべき行政水準は法令で細かく決めているんです。この水準を財政的に保障しているのが地方交付税で、法令による規制を緩和しなければ地方交付税の大幅な削減や算定方法の簡素化というのは難しいというところであります。

先ほど同僚委員が教育特区というお話をされまして、私はこれはまたすばらしい質問だなというふうに聞いておつたんですが、いわゆる全国一律の均衡ある発展、そしてまたユニバーサルサービス、シビルミニマム、これは総務大臣がよく口にされることなんですけれども、北海道には北海道の、あるいは沖縄、九州には沖縄、九州の、やはりそれぞれの事情があるかと思うんですね、北

海道小樽の事情はまだまだ定かではありませんが。

そういった意味では、やはりそれぞれの地方にある面任せていくべきではないか。税財源の移譲もそうですが、交付税についてもさまざまな算定で細かく基準財政需要額を算定していつています、ある面そこら辺は大きく、人口とか面積とかで先ほど言ったようにどばつと出して、それであとは任せる、自由にやってくれ。これでなければ、今いろいろ問題はあろうかと思ひますが、これでまた地方が萎縮して思ひ切つたことができないというのはやはり本末転倒になろうかと思ひます。

私は、今回の問題は、大変問題があろうかと思ひますが、その意味では基準財政需要額の算定についても、そして先ほどの教育特区の話も含めて、任せるべきものは任せていく、それが交付税改革、平成十四年度、ラストイヤーの、やはり総務大臣として臨んでいただきたいということを、最後に御決意をお伺ひして質問を終わらせていただきます。

○片山国務大臣 先ほども言ひましたが、これからは均衡ある発展でなくて、個性ある発展なんです。個性ある発展を我々は応援していきたい、こう思ひます。

地方交付税は、全国に標準的な行政確保のための、ナショナルミニマムというんでしょうか、シビルミニマムというんでしょうか、そのための財源保障と財源調整の制度なんです。だから、突出したものを面倒見るようなことにはなつていないで、そのために留保財源というのを委員御承知のように認めているわけです。二割なり二割五分なり。私はそういうことの方で措置すべきことではないか、こう思つておりますが、せっかくのお申し越しでございますので、全般的に研究してまいります。

○武正委員 地方交付税法第一条を持ち出されましたが、であるならば、特別地方交付税は何なんだ、財源調整なのか、違うではないかといった、

今の地方交付税制度は大変矛盾が多いということを描いて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○平林委員長 次に、中村哲治君。

○中村(哲)委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

法律の審議に入る前に、大臣に一言御意見と、少しの議論をさせていただきたいと思ひます。

昨年の十一月八日に、私は大臣に對して、公務員の育児休業法、介護休暇法についての質問をさせていただきました。そこでメーンに聞かせていただいたのが、官僚の働き方の問題です。

昨日、夜分遅くになってから総務委員会のこの日程がセットされました。そしてその時間から、どういふ質問をするんですかということ、レクの後、依頼が入る、そういうふうな状況です。私は、この公務員の働き方自体を私たち政治家が変えないと、この国はよくならないんじゃないか、そういうふうな思ひがあります。

それで大臣、十一月八日に大臣もそのとおりだなという趣旨のことをおっしゃつていただいたと思ひます。もう一度繰り返すことになりましたけれども、端的に申させていただきます。議事録からそのまゝ、私が読んだところをもう一度読ませていただきます。「私は、この国の根深い問題といたしまして、政策立案にかかわる電が閣の皆さんが滅私奉公を強いられ、いるところにあるのじゃないかなと感じております。」もう少し、「公務員の働き方いかんによつて、この国が変わつてきます。天下りの問題にしても特殊法人改革の問題にしても、ある意味、電が閣の皆さんが一般国民と違う生き方を強いられ、いるところにも、感覚のずれというものは起きてくると思ひます。公というものを極大化し、私というものを極小化していくようなあり方というものは、政治家の方が認識しないといけないと思ひます。」と申させていだき

ました。そして、最終的に大臣は、「いろいろな要因があるので、超過勤務をせざるを得ないというこ

とには。一つは、確かに国会がありますね、本当に。もう一つは、やはり予算ですね。私は、そういうことについて総合的に改善の検討をすべきだと思ひますし、委員の言われた点については関係の閣僚と十分相談してまいりたいと思ひます。」と大臣は述べられております。

三カ月たちました。どういふ検討がされてきたんでしょうか。

○片山国務大臣 まあ中村委員、三カ月しかたつていないんですよ、三カ月もたつたんでなく、三カ月しかたつていないんですよ、国家公務員という中央の国家公務員は、本当にそういう意味では言われたように超過勤務は多いですね。答弁で申し上げましたが、仕事は夜するようになってくるんですよ。それを一つ直さなければいけません。それから、やはり予算や国会でなかなか夜が遅くなるんですよ。そういうことで、こういうことは総合的に改善しなければなりませんけれども、しかし、一朝一夕にいきませんね、国会も予算も。

そこで、閣僚懇談会から国家公務員の超過勤務についての議論をしたことはあります。そこで私が中村委員に答弁したのは、関係閣僚間で一遍相談してみよう、こういうことを言ひましたので相談はしましたけれども、いい知恵は出ないんですよ。だって、国会というのは政府だけで決まる話じゃないんですから。国会の先生方のいろいろなことで決まるわけですから、なかなか政府だけで決まらない。予算だって、もう長い間の、今までのやり方というのは少しづつは直つておりますけれどもね。そういうことで、短兵急に直ちに結論は出ませんけれども、引き続き、言われたことはよくわかりますから、関係閣僚間で相談させていきたいと思います、こういうふうな思ひをしております。

○中村(哲)委員 荒井聰議員の質問とも関係してくるんですけども、与党の事前審査をなくせばかなりの部分は解決されることにもなるんじゃないでしょうか。

それから、きょうもレクにいらつしやつたとき
に政府参考人の登録の話が出ましたが、国会改革
によつて政治家同士の議論をする、そういうこと
を前提として国会の審議をしていく、そうしてき
たら私は、レクそのもの、公務員の皆さんによる
質問の事前のレクというものが要らなくなつてく
るんじゃないかなと思ふんです。これは国会議員
なり政党なりがこの問題にどれだけ真摯に取り組
むのかということではないかと思ふんです。

こういうことをなぜ私が申すかと申しますと、
この国の問題というのはやはり官僚の働き方にあ
ると思ふんです。大臣もこの間、十一月八日の答
弁でもおつしやつていましたけれども、今、日本
の家庭というものが、ある意味、問われている時
代に入つています。父親というものが家にきちん
と帰つて、子供の面倒を見るのかどうか、封建
的な父性という意味ではない、新しい時代の、二
十一世紀型の、また、それには古い日本のいい伝
統も関係してくるんですけれども、そういうふう
な父親のあり方、そういうものとも関係してくる
と思ふんです。そのことは、大臣も十一月八日の
答弁でお認めになつておりました。

私は、総務省に限らず、各省庁の公務員の方が
私の部屋に来たときに、いつもお話しさせていた
だきます。今週、何回お子さんと夕食を一緒に食
べられましたか。ほとんど、そういう機会がなか
なかないですよ。大体、帰るのも日が変わるか
変わらないうち、早いときで十二時ぐらいですよ
ね、そういうふうなことが多いわけですね。

国家の根本を左右する、政策立案を左右する官
僚の皆さんが、私を極小化していく、そういう生
き方が強いられると、これは国民の感覚とずれて
きますよ。それはしんどいですよ。これがこの国
の、ある意味、根本的な問題として根強く残つて
いるというか、根強い問題として認識しないとい
けないんじゃないですか。短兵急にすることはで
きないということをおつしやいます。それもわか
ります。しかし、変革の時代です。変革の時代に
おいて力強い方針を示していただくのが大臣のお

役目だと私は思ひます。

大臣のリーダーシップということに関しては、
昨年の数回の審議のときにも常に申させていた
だきまして、そのことに関しては大臣と言ひ争ひに
なつたこともありまふ。例えば、研究会をつくつ
たのは泥縄だというふうなことを私が申しまし
て、大臣がお怒りになつたこともありまふ。しか
し、大切なことは、この変革の時代だからこそ、
時代に応じて、変えるべきものは何なのか、変え
てはならない普遍的なものは何なのか、きちんと
大臣の言葉で国民に、そして公務員の皆さんに御
説明していただいて、方針を示していただくこと
が必要なのではないかと思ひます。

大臣、もう一度覚悟をお聞かせください。

○片山国務大臣 今、中村委員が申されましたよ
うに、今の勤務のあり方については、前からいろ
いろな御指摘があり、御意見がありますよね。そ
ういう意味で、関係閣僚間で相談と言ひました
が、関係の役所の事務方も入れて、一番実態を
知つてゐるのは皆さんですからね、そういう方々
に集まつていただいて、どういう改善の方法があ
るか、変革の方法があるか、そういうことの議論
を少ししてもらおう、こういうふうと思つており
ます。それは、ぜひやらせていただきます。

○中村(哲)委員 大臣にお願いしたいのは、まず
総務省から始めていただけないかと思ひわけ
です。

私の大学の同期、先輩、後輩、そして地元の中
学、高校のときの仲間も総務省に何人かいます。
十時ぐらいに訪問して、初当選して、当選してあ
いさつに行つたら、なかなか、まだまだ帰れない
よねというところをこぼしておりました。こういう
同世代の若者たちが、ある意味、理想に燃えて総
務省に入つて、しかし、結婚して、というか結婚
がなかなか、結婚もしんどいよねという話になつ
てくる中で、私も独身ですけども、そういう中
で、本当にやつていくことができるかというの
は、大臣の決意次第で総務省はまず変えることが
できる。公務員制度を管轄する総務省だからこ

そ、大臣のリーダーシップをもつて、まず総務省
から始めていただきたいと思ふんですけれども、
いかがでしょうか。

○片山国務大臣 今いろいろな話をお聞かせい
ただきまして、同期の方もおられるのでしよう、
総務省も超過勤務が少ない役所では決してない
と思ひますが、不必要な超過勤務はやめてもらうよ
うに私の方から強くお願いいたします。

○中村(哲)委員 必要か不必要かということは、
またそこも議論がありますよねという話になつて
しまふから、本当に必要なのかどうか、それ
を大臣の目で確認していただいてやつていただ
く。

例えば、製造業でコストカットするとき、二
〇%のコストカットは非常に難しいけれども
五〇%のコストカットは、ある意味しやすいとい
う話があるんですよ。やり方を抜本的に変える
ことによつて、大きく仕事を減らしていくとい
うことができると思ひます。しかし、それができ
るのは経営のトップである大臣だと思ひます。だか
ら、大臣に本当にそのことをお願いいたします。

さて、本題に入らせていただきます。
地方財政についてお話しするわけでございます
から、昨年質問させていただきました二月二十七
日の質問、そして六月五日の質問に引き続いて、
同じ観点からの質問をさせていただきます。

さて、大臣、国と地方公共団体の関係、役割分
担についてまず押さえていく必要があると思ひま
す。大臣は、六月五日の答弁でこのようにおつ
しやつています。「憲法の九十二條だつたか何か、
地方自治の本旨に基づいて法律で定めるとありま
すよね、地方自治は。だから、それが地方自治法
なんです、あるいは地方財政法なんです。」また、
「今の通説は、多数説は、国から分割して譲ら
れているんだという説だ、こう申し上げたので、出先
機関なんかということじゃありませんよ。国
と同型なんです、全く地方団体は。国と対等、
協力の関係にあるのですよ、特に今の憲法の考
え方は。」とおつしやつております。

私も、この後、憲法の教科書を読ませていた
だきました。地方自治の本旨とは一体何なのか、
地方自治というものが何のためにあるのか、そ
ういうことを勉強させていただきました。通説的な
見解は、住民自治と団体自治という言葉で示さ
れております。しかし、結局、この地方自治の本
旨というものが現代国家においてどういう意味があ
るのか、その住民自治、団体自治という言葉の
意味を考える上でも、そこをもう一度考えていく
必要があるのではないかなと思ひます。

佐藤幸治教授の本を手元に持つてまいりまし
た。ここで、この本に書いてあつて私が理解した
ことを申させていただきますと、やはり、フアシ
ズムの経験、それから社会権が人権としてでき
て国家が積極化していく中で、中央集権のある意味
弊害と申しますか、それを除去していくために、
地方のことは地方の住民が団体をつくつてそこで
決めていく、そういうふうな仕組みになつてい
ると私は理解しております。

佐藤幸治先生の言葉によりますと、「このよう
に、地方自治制度が立憲民主制を維持して行く上
で不可欠な機能、すなわち、権力の抑制機能と民
主主義の学校」としての機能を果たすという認識
は、第二次大戦後の政治社会の展開過程の中で経
験的に実感されて行くことになる。」というふう
に書いております。

大臣、この今の時代において、地方自治体とい
うものがあるべき姿は、国との関係というものは
どういうものだとお考えになつておられるでしょ
うか。

○片山国務大臣 国と地方の関係は、対等、協力
の関係ですね。分担と協力と言つてもいいの
か、対等で、お互いが役割を分担して、協力してい
く関係だと私は考えております。

地方自治は民主主義の学校だということがよく
言われますけれども、民主主義のしっかりした国
は地方自治がしっかりしているんですね。そうい
う意味で民主主義の学校だと私は言われると思ひ
ますし、憲法は、せんだつての答弁でも恐らく

言ったと思いますけれども、団体自治と住民自治が確保されるような地方自治を想定して今の地方自治をつくっている、こういうふうに私は考えております。

○中村(哲)委員 団体自治と住民自治の具体的な内容については、大臣流に定義すると、両者はどういふふうな定義になるでしょうか。

○片山国務大臣 住民自治というのは、住民が選挙で執行機関である首長を選んで、意思決定機関、議決機関である議会も住民が選ぶ、これが住民自治ですね。あるいは、部分的には直接民主主義でリコールその他をやる、これが住民自治です。

団体自治というのは、国とは別の独立した人格を持つ団体として意思決定ができ、行動ができる、こういうことですね。

だから、昔の幕藩体制、徳川時代の幕藩体制では、団体自治はあったんですね。けれども、住民自治はなかったんです。殿様はああいうことで決まったのですから。今は住民自治と団体自治がある、こういうふうに理解すればいいと思います。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

手元に「地方財政計画の歳出の分析」という紙を総務省からいただきました。このように網がかかっている部分がたくさんあります。これによりますと、多くの部分の地方の歳出が国によって決められているということになっております。

事前の説明では、七割の地方歳出が国によって定められているとおっしゃっているのですけれども、この七割という数字はこれでいいんでしょうか、大臣。

○片山国務大臣 ざっと集計すると七割、こういうことでございまして、国が法律なり政令なりあるいは省令等で決めているもの、あるいは通達で決めているもの、あるいは補助金を出して拘束しているもの、そういうものを入れますと、地方団体の収支の七割は国の影響下にある、こういうふうに我々は考えております。

○中村(哲)委員 七割という数字は多いとお感じでしょうか、少ないとお感じでしょうか。

○片山国務大臣 私は多いと思いますね、多いと思います。

だから、やはりそれは、国と地方が協力してやる仕事はたくさんありますけれども、この七割はもう少し少なくてもいいのではなからうか。そういうことで、地方分権一括推進法とか、機関委任事務をなくするとか、関与を縮めるとか、いろいろなことをやってみていただければいいと思います。そういう意味では、端的に七割は多いか少ないかと言われると、私は、まだ多い、こう考えております。

(委員長退席、稲葉委員長代理着席)

○中村(哲)委員 七割が多いという御認識だと確認させていただきます。

多いのであれば、やはり少なくともいく努力をしていかぬとあかんのじゃないかなと思うんですね。それが本当の意味での地方財政の改革なんじゃないかと思えます。

例えば、手元に「地方財政 二〇〇一・四」というものがあります。その百二十九ページには、こう書かれております。

自治体の経費は住民の負担で賄うべきというのが、地方自治の考え方である。地域間で税収格差があり、財政調整が必要であるとしても、税収が主であり、交付税が従であるべきであろう。残念ながら現状は、理想とはかなり離れている。

また、百三十七ページには、

地方自治を充実するためには、「護送船団方式」で国がこれまでのような財源保障を続けるわけには行かない。もちろん、地方団体がやっている事務の多くは国が義務づけたものであり、財源保障は事務の義務づけと表裏一体になっている。

地方が自立するためには、この事務の義務づけを解き放ち、そして自ら徴収する税にシフトしなければならない。そのためには、自治体が

自分で住民に「負担」をお願いしなければならぬし、地域間格差が広がることは避けられない。このように書かれております。

このことに対して、大臣はどのようにお感じになられるでしょうか。

○片山国務大臣 全文を読んでみないとわからないと思いますが、基本的には、やはり税を中心にして物を見る、それから、国がいろいろなひもをつけない、こういうことは私は正しいんじゃないか、こういうふうに思っております。

○中村(哲)委員 総務大臣であればこの論文は読まれているだろうという認識で質問させていただいたんですが、結構でございます。総務省の方が書かれた文章でございます。

七割の部分はいかに今後減らしていくのか、そのタイムスケジュールが必要だと思うんですね。大臣としては、国務大臣の一人として小泉改革を支えていかれるお立場ですから、この七割をどのような形で減らしていくとお考えになっておられるのか、それをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○片山国務大臣 地方分権一括推進法が一昨年の四月から施行になりました。その後どうするかというところを地方分権改革推進会議がいろいろアプターケアを含めて現在御議論いただいておりますので、一定の御提言か御報告はいただけるんじゃないか、こう思っております。

私は、今、経済財政諮問会議なんかで言っておりますのは、できるだけ国庫補助金をなくしていく、零細、少額なものや地域の事業と一体になっているようなものはやめていく、そういうもの、特定財源じゃなくて、税か交付税か一般財源で交付してほしい。これによって、相当、七割の制約が減ってくるわけですね。そういうことをお願いしておりますし、まだ残っております措置

規制、国が指導して、これは必ず置けとか、このポストはどうだとか、そういう必置規制や関与についてもこれは縮減してもらおう、こういうことを

言っております。

どうしても補助金で残すものも、箇所づけその他は地方団体が自由に選べるように、大きい用途だけ決めて、個別の使い方や箇所づけは地方団体の自由にする、総合補助金というのですけれども。そういうことを私としては意見を言っております。

まして、来年度の予算で総合補助金が九千億になりました。今まで七千億だったのが九千億。非公共も今後は総合補助金化しよう、こういうことになりまして、まだまだ九千億が多いか少ないかというところはありますけれども、そういう努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

○中村(哲)委員 非常に努力はしていただいているような気もしますが、まだまだ足りないんじゃないかなと思うのです。

具体的に、なぜ大臣がおっしゃっているような方向に進まないのでしょうか、それを聞かせていただきたいのです。国庫負担金がなぜ減らないのか、そういうことを具体的に問題として考えていかないと、なかなか改革というのは進まないんじゃないかと思えます。ほかの省庁の抵抗があるのであればそのように言うていただきたいですし、何が問題なのか、おっしゃってください。

○片山国務大臣 各府省は、自分の仕事を一生懸命やっています。こういう認識で仕事をやっておりますから、補助金というのは、こういうことをやってください、やっていたら国が財政的に応援しますよ、そういうのが補助金ですから、なかなかそれを、地方の自由にする、一般財源にするとか、あるいは今の総合補助金にするとかということには各省的な感覚だと抵抗があると思えます。

しかし、そこは説得をして、できるだけ地方の自由な裁量の余地が大きくなるような形にする必要があると思えます。

地方団体に全部任せると何をやるかわからぬというふうな、やや地方不信の中にはあるんではないか。地方はもう何をやるかわからぬし、そんな、人材といいますが、ちゃんとできる人もい

るんだらうか、あるいは範囲も狭いではないか、そういう意見も中にはあると思いますので、私も、市町村合併を推進して、地方団体を大きく強く元気にして、人材も集まるようにして、財政的にも強くして、そこで仕事をやらせてもらう、地方団体の自分の判断で仕事をやらせてもらうようにしようというの、市町村合併を我々進めている理由の一つであります。

○中村(哲)委員 市町村合併は一つの方法だとは思いますが、これは鶏が先か卵が先かみたいなところもあります。

小泉総理は、民間でできるものは民間でやっさいこう、地方でできるものは地方でやっさいこうとおっしゃっています。やはり、箇所づけを伴うようなものというものは地方自治体に移していくという大きな方針を示して、僕は総理は示されていると思うんですね。それにやはり各官庁は従わなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。なぜ総務大臣の意見が通らないのか。そこはどのように感じになっておられるでしょうか。

○片山国務大臣 経済財政諮問会議なんかでそういう話をしまして、総理も賛成、財務大臣も賛成なんです。各府省、各府省の立場と言いつ分はあります。だから、それは強権を持ってやるんではなくて、やはりある程度話し合って、納得してもらってやっていく方が私はベターだと思います。で、七千億が九千億になって、大したことないじゃないかと言われればそうかもしれないが、着実に毎年度ふえているという意味では、私は前進していると考えております。

○中村(哲)委員 吉田政務官はそのことについてどのようにお考えでしょうか。

吉田大臣政務官 中村委員の質問にお答えいたします。

積極的に取り組んでいるというふうに認識をしておるところでございます。

○中村(哲)委員 政務官はなぜ国会で答弁なさるんでしょか。そういう構造的な役割というものが

を認識してここにいらつしゃっているのか、それを自覚していただきたいわけでございます。

言うまでもなく、政府参考人制度に政府委員制度がなりました。つまり、国会の答弁というのは政治家同士でやるということが前提になると思っております。なぜ本日、吉田財務大臣政務官をお呼びしたのか、来ていただいたかということに関しては、総務省と財務省の見解が、ある意味食い違う部分があるんじゃないか、そういうことの確認で、きょう予算委員会もありますから副大臣もいらつしゃることができない、だから政務官に来ていただいているわけでございます。

だから、その御答弁であるならば、別に政治家がいらつしゃなくてもいいわけだと思ふのです。そして政務官というものがこの国になくていいと思うのです。ちよつと厳しい御意見を述べさせていただいたかもしれないのですけれども、これがやはりこの国の政と官の問題だと思ふんです。

先ほど最初の方に述べさせていたいただきましたけれども、政務官がなぜこの国に制度としてあつて、官僚の人たちの仕事を、ある意味引き受ける立場にあるのかといつたら、やはり政務官が政治のリーダーシップで、今までメリットシステムで上がってきた、積み上げ型で仕事をしていた行政官、公務員の皆さんじゃできない仕事をやる、改革の時代だからこそ政務官がそういうふうな仕事を担う、そういう意味で設けられるんだと思ひますので、その点ぜひ御認識をしていただきたいと思ひます。ぜひそういうふうな制度という建前を本音で、本音になるように、この国の国会のあり方それ自体をとらえていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。本番に入らせていただきます。地方債の問題でございます。

地方債については国が最終的に面倒を見るとおつしゃつたので、地方債というのは国債とほぼ限りなく信用度が近いというふうに思つてよろしいんですね。

○片山国務大臣 許可を受けた地方債について言われるならば、国債と同じです。それは国が責任を持つということですから、リスクはありません。そういう意味では同じだと思ひます。

○中村(哲)委員 繰り返しになりますけれども、許可を得た地方債及び協議の上同意を与えられた地方債については信用度は国債と一緒に保っているからだ、それでよろしいですね。それに対して片山大臣は「そのとおりです。」とお答えされています。

地方債と国債が、信用度が同じである、これは非常に大きな御答弁だと思つております。その点について、大臣、今も御認識は変わつておられませんか。

○片山国務大臣 全く変わっておりません。

○中村(哲)委員 吉田財務大臣政務官、同じでしようか。

○吉田大臣政務官 地方債についての御質問であります。地方債というのは、各地方自治体が将来の歳入を、返済のためのその原資としてみずからの責任において借り入れるものと認識しております。その返済についてですが、各地方自治体が責任を持つて行ふべきである。

そして、その政府保証債と全く同様の意味であるのかということに際しましては、政府による債務保証は付されていないというふうに私は認識しております。

○中村(哲)委員 吉田政務官、それじゃ答えていないのと一緒ですよ。それは御認識されておりますか。もう一度わかるように説明してください。

○吉田大臣政務官 今、中村委員からさらに説明せよということございましたので、続けさせていただきますと、一方で地方財政計画において

歳入に計上されております地方債の元利償還金につきまして、地方行政の計画的な運営を保障する必要がありますことから、後年度の地方財政計画において公債費としてこれを計上いたし、地方財政計画の歳出全体に対し地方交付税も含めて必要な財源を確保することとおるわけでありまして、以上であります。

○中村(哲)委員 吉田政務官、それじゃ国債と地方債と信用度が同じでないケースというものは、今からあることはない、どういふふうな国家のシステムが変わつても、あることはないとお考えでしようか。

○吉田大臣政務官 差があるかどうかというような御質問であるというふうに認識をいたしました。私自身は……(中村(哲)委員「違います、違ふよ」と呼ぶ)では、まず答えてからいきましよう。

基本的には国債と差はないものというふうに考えております。

○中村(哲)委員 差がないというのはもうわかつてはいるのですよ、総務大臣がそういうふうにお答弁しているのだから。どういふ仕組みで差がないことになっているのか。その仕組みが今後どういふふうに変わるかもしれない、変わる余地はあるのか。そこを財務省の立場としてどのように考えているのか、それを聞いています。

○吉田大臣政務官 先ほどお答えをしたことに尽きるわけでありまして、もう一度お答えをいたします。

地方財政計画において、歳入に計上された地方債の元利償還金につきまして、地方行政の計画的な運営を保障する必要があることから、後年度の地方財政計画において公債費としてこれを計上し、地方財政計画の歳出全体に対し、地方交付税も含めて必要な財源を確保することとしております。

(稲葉委員長代理退席、委員長着席)
○中村(哲)委員 そうすると、吉田政務官、地方債はどういふケースにデフォルトするとお考えで

しょうか。

○吉田大臣政務官 ただいまの質問であります
が、地方債は総務省がしっかりとその指導を行っ
ているというふうな認識をしております。した
がつて、そのようなことは発生しないのではない
かというふうな私自身は認識しております。

○中村哲委員 地方債はデフォルトしない
とおっしゃったのですか。もう一度答弁してくだ
さい。

○吉田大臣政務官 私自身はそのように考えてお
ります。しないと考えております。

○中村哲委員 地方債はデフォルトしない、そ
れは国会の議事録に残りました。

地方債はデフォルトしない。総務大臣、地方債
はデフォルトする可能性はないのでしょうか、お
答えください。

○片山國務大臣 財務省の大臣政務官が答えてい
るとおり、地方債がデフォルトすることはありま
せん。そのための許可制度です。しかも、ちゃん
とアフターケアの制度まであるのですよ、元利償
還は地方財政計画をつくり地方交付税で見るとい
う。トータルですよ、トータル。

それから、地方団体そのものが赤字をたくさん
出すことはありますよ、地方団体のデフォルトと
いうものが。その場合には財政再建、地方財政再
建制度というのが御承知のとおりありますし、だ
から、そういうことで、地方債そのものがデフォ
ルトすることはありません。

○中村哲委員 国債がデフォルトされた場合は
どうなんでしょうか。

○吉田大臣政務官 全く想定しておりません。

○中村哲委員 国債がデフォルトした場合には
どうなるかということを知りたいです。それは
想定していないという答えで、仮定の話でデ
フォルトした場合というのを聞いていますので
から、それに対する誠実な答えをお願いいたしま
す。(発言する者あり)

もしデフォルトの意味がおわかりでないのなら
ば隣から聞いていただいて、きちんと答弁をな
さってください。

○吉田大臣政務官 国債の債務不履行というのは
想定しておりません。

○中村哲委員 このまま同じ質問をしてもらち
が明かないので、なぜ私がこういうことを聞いて
いるのか、そういう観点から申させていただきま
す。

ムーディーズが二月十三日に日本国債の格下げ
の検討に入りました。国債の格下げに地方債の信
用がかかわってくるというふうには感じている
んですけども、この国債の発行額と地方債の発
行額、これが国債の格付にどういう影響を及ぼす
のか、吉田政務官の御見解をお聞きいたします。

○吉田大臣政務官 お答えをいたします。
国債市場への影響ということですが、国
債の需給のみならず、景気や為替の動向、財政金
融政策等、複合的な要因によって変動するもので
ある。また、ムーディーズ等の格付の見直しとい
う特定の要因の影響に基づいて分析、予測するこ
とは、そうそう簡単ではないというふうに思っ
ております。

いずれにしても、政府といたしましては、財政構
造改革に積極的に取り組むことにより財政の規律
を確保し、国債の信託を維持すること、そして、
国債の発行に当たっては、市場情勢を反映した発
行条件の設定、個人向け国債の導入等を通じた保
有者層の多様化、市場との緊密な対話を行うこと
により、国債の確実かつ円滑な消化に万全を期し
てまいりたいというふうなことを申し述べて、そ
して、影響というものはあるかないか、それを答
えるということだと思います。直結して大きな影響
はないというふうに考えております。

○中村哲委員 国債の発行に対する信頼、信用
というのは、私が聞きたかったのはこういうこと
です。問いを変えます。

格付機関が日本の国債を格付することの材料と
して、一、国だけの残高四百四十四兆円を想定する
のか。二、国の長期債務を合わせた五百二十八兆
円に対するものなのか。三、国と地方を合わせた

残高は六百九十三兆円になるものなのか。この
一、二、三の選択肢、どれだとお考えでしょうか。
(発言する者あり)

○吉田大臣政務官 これ以上、個々の会社、格付
会社に対するコメントというのは控えさせていただきます
たいというふうに思います。

○中村哲委員 私は、国債と地方債の関係がど
ういうふうな市場の評価につながってくるのかと
いう認識を聞いているわけですよ。何も一つの格
付会社に対する対応を聞いているわけではありま
せん。そのことについて最初から聞いていますの
に、なぜ答えられないんですか。もう一度答えて
ください。

○吉田大臣政務官 先ほどお答えをいたしました
ように、ムーディーズという言葉が出た以上は
個々の格付会社に対する評価あるいはコメントと
しての発言になるわけでありまして、控えさせ
ていただきたいと申し上げたわけですよ。

○中村哲委員 もう一度繰り返します。ムー
ディーズという言葉を使っておられません、私は先
ほどの質問においては、国債と地方債の関係が市
場における評価にどう結びついていくのか、その
ことをお聞きいたします。

○吉田大臣政務官 ムーディーズ云々ということ
は、その点に対しては、私、今委員がお話をされ
たということに対しては、おっしゃっていないとい
うことであればおわびを申し上げるわけであり
ますが、いずれにしても、格付の、おのおのに対
する、先ほどの一番、二番、三番、一体何なんだ
というふうな感じの質問というのは、それぞれの
格付会社に対する、中に対する質問に対する答え
になるわけですから控えさせていただきます。

その後の御質問に対しては、明確な影響は出な
いというふうな考えというのは、先ほど申し上げ
たと同様の答えをさせていただきます。

○中村哲委員 うちが明かないので、私の見解
を述べますので、それに対する御感想をお願いい
たします。

総務大臣が答弁されたように、地方債の信用度
が国債と一緒にある、そうであるならば、国債の
評価というものは国、地方を合わせた債務の総額
六百九十三兆円に対して評価されると私は考えま
すけれども、その点についてどのようにお考えで
しょうか。

○吉田大臣政務官 すべてそれだけで評価をする
ということとは私自身はしないわけでありまして、
先生のお考えというのは、そのようなことであれ
ば、それぞれの人がそれぞれの意見を持っている
というのが我々人類のあかしであるわけでありま
すので、先生の意見としてはしっかりと承りま
す。したがって、それだけではちょっと評価がし
にくいというのは私自身の考えであります。

○中村哲委員 政府答弁でありますから、政府
の見解をお聞きしたいということでございます。
そして、私の考えと違うのであれば、その理由は
何なのか、論理的な答えをお願いいたします。

○吉田大臣政務官 中村委員の質問にお答えをし
ます。

先ほど、一番か二番か三番か、いかがなものか
という質問がございました。その点に対しては、
格付会社の、その格付の中にかかわる、あるいは
会社の中に非常にかかわることであるからコメン
トすることは差し控えたいということは申し上げ
ました。

今の、自分の考えに対していかがなものかとい
うような質問を政府に求めていらっしゃるという
ことです。それこそ個人の先生の御意見に対
する政府としての見解というものは、私自身一人の
議員としては、それこそ政府の見解を先生の意見
に対してここで述べるといはいかがなものか
というふうに思います。

○中村哲委員 それでは政府が政府答弁をで
きないということになるのではないのでしょうか。
それは非常に大きな問題だと思わんですが、その
点についていかがでしょうか。

○吉田大臣政務官 政府答弁として先ほどお答え
をしたのは、格付会社とその格付の内容に対して
かかわることであるので、一つ一つコメントする

ことは差し控えさせていただきたい、これが政府の答弁として御理解をいただきたいです。

○中村(哲)委員 何回も繰り返すことになりましかれども、私は、格付機関の評価に対してどういうふうにかんがえるかと聞いているわけではないわけです。国債と地方債の関係というものが市場の評価にどういうふうにつながっているのか、そのことについてお聞きしているわけですか。

そして、私が先ほど自分の見解を申させていただきました。吉田政務官が、それについて、どの点がどういう理由で私と違うのか、それを述べていただかなければ政府答弁とはならないと私は思います。いかがでしょうか。

○吉田大臣政務官 影響が出ない、影響があるとは思わないというのを、先ほど私が答えをしたわけでありまして。そして、その一番、二番、三番、これに対して答えろという質問に対しては、コメントすることは差し控えたいというふうに申し上げたわけでありまして、さらにそこからの質問であるのか、もう一回答えろという、同じ質問に対してもう一度答えなさいという質問なのかという、私は、同じ質問であると認識をしております。したがって、先ほどと変わらないお答えになるかと思っております。

○平林委員長 答弁がありました、中村君、いかがですか。質問をなさいますか。

○中村(哲)委員 納得できないですね。

○平林委員長 今まで答弁したとおりだという趣旨だと私は解釈しました。

ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○平林委員長 速記を起してください。

吉田財務大臣政務官。

○吉田大臣政務官 先ほどもお答えしたと思いますが、地方債だけでは影響は、地方債の発行高だけでは決まらない、そして、国債市場というのは、国債の需給のみならず、景気や為替の動向、そして財政金融政策等複合的な要因によって変動するものである、ムーディーズ社の格付の見直しとい

う、特定の要因による影響に基づいて分析して予測することはそう簡単なことではない、困難である。先ほどお答えしたとおりであります。

○平林委員長 中村君、質問時間がほぼ経過しておりますので、簡潔に御質問を願いたいと存じます。

○中村(哲)委員 委員長、これは先ほど私が冒頭に申しました政と官の役割分担の問題です。何のために政務官が政府の代理人として、代表として総務委員会に答弁しているのか。あるべき姿というものは、与党議員の意見というのを政務官が集約して、それを政府に持つていく、そしてガバナンスを行っていくというのが政務官制度のあり方だと思っております。

与党の議員の皆さんがきょうは大分やじられましてけれども、本当にきょうの御答弁で政府答弁として成り立つていくのか、国会審議の基礎をなすものであるのかどうか、そのことを実感されているのかということを私はお聞きしたいと思っております。

委員長、こういうふうなやり方では国会はなかなかいい方向に向かつていかないと思っております。人事権、任命権、それから、政党から与党議員としてだれを政務官で出すのか、その専門分野は何か、そういうことを議論されなくてはならないんじゃないでしょうか。

私、きょう、吉田政務官に余りこういう口調で議論したくなかったんです、個人攻撃みたいになるのも嫌なんです。きょうも、口調に関しては、吉田政務官、不快に思われたことがあるかもしれません。その点に関しては私も陳謝いたします。

しかし、職責とその態度とかいうのは別の問題です。国家の機関として政務官はここに答弁なさっているわけでございますから、きちんとした答弁をしていただきたい。そして、そのことを、その答弁が返ってきて、さらに私は深い議論をしたかったんですけれども、それができなかったことに対して非常に残念に思っております。

最後に、吉田政務官に本日のこの答弁に関して

御感想をお願い申し上げて、そして、その後に大臣に聞かせていただきますけれども、吉田政務官と大臣、順に、きょうの質疑に関する感想をお願いいたします。

○平林委員長 吉田政務官、時間が経過しておりますので、簡潔におっしゃってください。

○吉田大臣政務官 御理解をいただけたことがとても非常に残念ではありますが、今、中村委員のおっしゃったことに対して十分私自身理解をしながら、今後またこの機会をお与えいただきたいと思うわけであります。

何度と同じような答弁をさせていただいたわけでありまして、あくまでも私と委員との質問のやりとりということでありまして、その辺も一言申し上げたいというふうに思うわけであります。

○平林委員長 大臣、あります。よろしいですか。それじゃ大臣。

○片山国務大臣 今言われた格付は、我々が頼んだ格付じゃないんですね。勝手格付というもので、民間の。全部じゃないで二つだけやっていますね。それで、若干差がありますけれども、何度も吉田政務官も答弁しておりますように、国債と地方債は差は基本的にはありません。こういうことでございます。ひとつよろしく願います。

○平林委員長 時間が経過しておりますので、終わってください。

○中村(哲)委員 この続きはまたさせていただきますと思っております。ありがとうございました。

○平林委員長 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 総務委員会、本日の最後の質疑バツターでございます。委員長も大変お疲れのようでございますが、私は久々にこの委員会に帰ってまいりました。帰ってみてびっくりいたしましたのは、かつては地方行政委員会でありましたけれども、今は総務委員会、我が党の総務部会長の任命をいただけて、今必死になって勉強しておりますが、いや、大臣、本当にすさまじい守備範囲だなというのを改めて驚いております。宇宙の果てから飛んでくる電波から、三千三百の市町村の財

政一つ一つに至るまで、片山大臣の責任、本当に大きいものがあるなというふうに思うわけであります。そういう意味では、日々大変御苦労も多いかと思っております。

本日は、平成十四年度の地方財政計画、さらには地方交付税、地方税法等の法律でございます。私は、衆議院議員になる前に地方の県の職員をいたしておりましたので、しばらく厚生労働省に行っておりましてけれども、帰ってまいりますと、やはり地方という立場からこの問題については極めて重要な関心を持っておりますし、特に、久々にこの委員会に帰ってきて、この十四年度の地方財政計画、つらつら眺めてみるに、いやいや、二、三年前から厳しかったけれども、どうしようもないぐらい厳しい。与党の議員として余り不穏当な発言はできませんけれども、本心に心配をいたしているわけであります。

大幅な財源不足は今日なお続いております。十兆六千七百億円、通常収支の不足というものが、これは大変な数字でありますし、私は、前、この委員会にいらしたときに、地方交付税法第六条の第三項の規定に該当する、これは何じやろうかと思つて随分議論したものであります。が、ずっとそれが続いているわけであります。言ってみれば、異常事態がずっと今日なお続いているというこの状況があると。

そうした中にありまして、十四年度の財政、地財対策を見てみますと、一般会計から加算措置もされておりますし、これは恐らく可能な限りのぎりぎりの折衝が財務大臣とあったのではないかと想定をするわけであります。さらには特例地方債で対応すると。きょうはずっと日中そういう議論が行われているわけであります。しかし、それでもなお、やはり特会の借入れということを起こさなければならぬ実態がきょう明らかになつたわけであります。先ほどからの大臣の答弁を聞いておまして、その辺は大体理解ができました。

いずれにしても、十四年度においても相当の借

り入れを立てなければならぬと。八分の一、双方で合せて四分の一ということになるんでありましようか。それとも一兆、二兆という大変な数字であります。これを実際に特会の借入金、累計で見ますと、これはお尋ねしようと思いましたが、きょうの質疑の中で、四十六兆一千億ですが、その中で地方の負担が三十兆円というこの状況を考えておりますと、果たして、それは返済が、償還が可能なのか、どういう見通しなのかという議論が野党の皆さんからずつと行われたわけであります。

私も与党の議員の一員として、本当に地方交付税、三年で見直しをする、集中的に改正をする、改革をする、こういう議論が今行われているわけでありますが、なかなか、大臣の御答弁を聞いておりまして、いや、三年後あるいはその十五年という時点を見ても、地方財政は大丈夫だということとは安易に言える状況ではないだろうというふうに思います。

そこで、大臣に改めて、きょうの最後の質問の冒頭にお伺いしたいと思います。今の四十六兆円、さらには三十兆円という状況の中で、これからどうするのか。もちろん十五年度においてはこの借り入れはやめなきゃならぬという大臣の気持ちにはよくわかりましたし、それも大変な決意であるということは厳しい状況の中で理解ができるわけですが、中長期的に見て、これからどうするのか。

きょうの議論の中では、大臣もおっしゃいましたけれども、ともかくも経済がよくなるということとを期待したい。これはもう与野党超えて同じ思いだろうと思います。税収がアップする以外にないということ、ひとつ、もちろん期待をしないまでも、そのために万全の対策を政府も講じておられるというふうに思っております。それを期待するとしても、しかし、かつてのパパルほどの経済成長ということは多分望むべくもない、こういう状況があるわけであります。

にいたしましたけれども、きょう三十兆円のルールという話があるありましたけれども、こうした制約も多分あるだろう。では、特会の借り入れをしない、これから十五年しないということになりますと、地方に地方債で計上していただくのか。確かに、財政の透明性ということは一歩前進にはなりますけれども、しかし、それで地方の財政状況が解決をするわけではない。

そういうことを考えますと、大臣は盛んに総合的におっしゃったけれども、恐らく今大臣のお立場で、総合的にこれから取り組んでいくということをお答えする以外にないのではないかと、私も先ほどから委員席に座って感じているわけでありまして、最後の、きょうの締めくくりとして、いま一度大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○片山国土大臣 今、榊屋委員からお話ありました、四十六兆一千億ですね、交付税特会の借入金残高。地方負担が三十兆三千億。これはいずれもそれぞれの法律で法定いたしておりますから、地方は三十八年度までにこれを返していき、こういうことでございます。それで、毎年度地方財政計画でその財源は調達していく、こういうことでございますけれども、基本的には、今委員も言われましたが、経済の活性化、景気を回復して経済の活性化、税収を上げるということ、それから国と地方の行政をもう一度本当に抜本的に見直し、公がやることは何なのか、そういうことはこれから少なく、やめていく、こういうことと、さらに、私はやはり税源の移譲だと思っております。税源の移譲。ただ、これはなかなか問題です。将来の国民負担率のあり方等も考えながら税源移譲をしてもらうことも必要ではなからうか。

そういうことを含めて私は総合的に申し上げましたが、大変大きな借入金残高でございまして、これはそれこそ一朝一夕にはなかなかどうにかなるものでございませぬけれども、やはり粘り強い議論によって、あるいはこれからの推移を見

ながら、ぜひこれを解消していきたい、こういうふうに思っております。

○榊屋委員 小泉改革、私も副大臣として随分悩んでまいりましたけれども、私は、小泉改革の中で、三年間で集中的にできる改革というものが、それと、そうはいいながら、大きな基本路線は決まらなう、その後しばらく随分頑張らなうといかぬ部分というのはあると思うんですね。

やはり、先ほどから野党の皆さんから、一気に決着をつけるべきであるという厳しい御指摘もありましたし、私もそのお気持ちは痛いほどわかるわけでありまして、少なくとも地方財政については、大臣がきょうも何度もお答えになられているように、一本の財源ではない、財政ではない。まさに三千三百の市町村がそれぞれの地方自治の本旨に基づいて議論されること、それを持たなきゃならぬということもあるわけでありまして、何を言いたいのかという、やはり集中期間にしっかりと大きな路線を決めて、あとは私は、小泉改革、このもとで、理想を高く掲げながらも、粘り強く本当に一步一步進めなければならないというふうに、実は地方のこの状況を見て思っております。

そういう意味で、今大臣がまさにおっしゃった税源移譲の話であります。一つの大きな改革のツールとして税源移譲の問題は確にあるのかと思っておりますが、ちょっと順番を変えて、大臣がおっしゃいましたので税源移譲の話に入りたいと思うのですが、国と地方の税源配分について根本的な見直しが必要であると今大臣もおっしゃった。それは、優先順位からしても相当高いところに大臣もお感じになつていらっしゃる。

そうしましたときに、私も随分、前の地行のときから、税源移譲については、もう本体を税源移譲しなきゃだめだということをずっと言い続けてきました。その一つは、内閣府、きょう来ておられますね。——いらっしゃいますね。十三年十二月、経済財政政策担当大臣、竹中大臣でしようか。の報告、十三年度「改革なくして成長なし」という内閣府の報告書がございまして、この

中で、税源移譲について一定の前提を置いて大胆なシミュレーションをしていただいているわけでありまして。

このシミュレーションの結果ということが、私大変に気になるわけでありまして、ちよつと内閣府の方から、シミュレーションの前提と、それからシミュレーションしてみた概要とその総括、まだ時間はじっくりありますからかなりじっくりやっていただいで結構でございますが、ポイントを御説明いただきたいと思ひます。

○谷内政府参考人 今御質問がございました地方財政改革のシミュレーションについてお答えいたします。

今年度のいわゆる経済財政白書におきまして、全国の都道府県と市町村の約三千三百団体を対象にいたしまして、現行制度に一定の歳出の削減と税源移譲の変更を行った場合に、各地方公共団体の歳入構造がどのように変化するか、あるいは地方交付税の総額がどのように変化するかなどにつきまして、地方財政改革のシミュレーションを行って定量的な分析を行いました。

シミュレーション分析に当たりましては、当然幾つかの大胆な前提を置く必要がございます。今回の試算におきまして使いました主な前提は、次のようなものでございます。

第一に、各地方公共団体の普通建設事業費を一割削減するというところであります。

第二の大きな前提は、国から地方に税源移譲を行うと同時に、地方交付税と国庫支出金を税源移譲の額と同額だけ減額するというところであります。つまり、地方の歳入に中立的な税源移譲を行うというものであります。この場合の具体的な税源移譲の額につきましては、国税と地方税の比率を現行の六対四から五対五にするように、約七兆円の税源移譲を行うという前提を置きました。

三番目の大きな前提は、地方交付税の財源となつております所得税と消費税といった国税のうち一定額を、地方の税金でございまして個人住民税や地方消費税に振りかえるというものでございま

第一に、このような税源移譲によりまして、地方の財政基盤が強化されるということであります。例えば、地方交付税の不交付団体に居住する国民の割合は、現在約一二％程度でございますが、これが三九％に増加するなど、大都市圏を中心に地方公共団体の財政的な自立が図られます。一方で、地方圏を中心に小規模の地方公共団体の財政状況は、このような税源移譲を行いましてもさほど改善しないということもわかります。

第二の点でございますが、この第一の点に関連しますが、税源移譲のみで地方財政の問題が解決するわけではないという点でございます。国の地方に対する関与の廃止とか縮減とあわせて、地方単独施策の見直しを初め地方の歳出の見直しを進めることが不可欠であります。同時に、市町村合併などによります地方の行財政基盤の充実を図るということが必要であるということも、今回のシミュレーションの結果から読み取れる重要なポイントでございます。

○柵屋委員　ありがとうございます。

私は、税源移譲がもちろんすべてではないというふうに思っております。もちろん地方財政の改革のためには、大臣がおっしゃったように、国庫支出金、こうしたものについても今、改善が逐次進んでいるというふうに私は思っているのですが、そうした中で、この税源移譲については大事な論点だろう、こう思っていたわけでありました。そこで、この報告書を目にしたわけでありました。経済財政政策担当大臣の報告でありますから、いささか抵抗もあったのでありますが、それはそれとして、この前提も若干私、疑義があるわけでありました。この前提のもとでやってみて、結果、一番私を感じましたのは、全体としては確かによくなる、しかしながら、そのよくなる傾向が都市

部においては相当顯著であるけれども、特に人口十萬を境に、小さい市町村にとつては、税源移譲をいたしまして市町村格差、地域格差というものは決して是正されないという状況であります。したがしまして、これだけではだめだ、合わせわざでさまざまな政策を展開しなければいかぬということにはなっているわけであります。今御説明があつた例えば合併にしても、それから歳出の徹底的な見直しをするといひましても、これはなかなか時間がかかる。これから三年、五年というスパンで考えたときに、私は、地方財政、長期借金^のの状況を見ても、これから二〇〇五年、二〇〇六年、七年、相当ピークになるのではないかと。そういうときにあつて、これから税源移譲を展望するときに、私は、合併もなかなか時間がかかる、歳出の見直しもなかなか時間がかかる、そんな中で、税源移譲はしなければいかぬと思いますが、もう一工夫要るのではないかと。

特に、私は山口県でありまして、五十六市町村の中で人口十万以上というのは五つしかないのですね。もちろん、合併をやればいいわけですが、合併はまだ時間がかかる。そういう中で、大臣、もう一工夫、地方財政ということ考えたときに、私は何かツールが必要なのではないかなというふうに、実は一人小さな胸を痛めているわけですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○片山國務大臣 ツールといいますが、我々の考
え方は先ほども申し上げましたし、今の、内閣府
がやりました竹中さんのところのシミュレーショ
ンも、大体私が経済財政諮問会議で言ったことを
取り入れていただいております。

あそこで一つ気になるのは、結局は、地方分権推進委員会が言いましたように、税をふやすけれども同額を交付税と国庫支出金で減らすという点なんです。私は、そこはいいのですが、やはり地方税財源の総量はだんだんふやしてもらいたい、こう思っておりますので、税だけ五対五にしても地方税財源そのものが同じなら、中立なら、

地方にとっては財政は豊かにならないのですね、交付税や国庫支出ししたものが税で入るということで。それはいいですよ。自前だからいいのだけれども、トータルでは一つも豊かにならないですよ、模様が変わるだけですから。だから、そこだけはちょっと気になります、あとは基本的に、内閣府のあれはあれでいいと思いますが、もう一つのツールというのは難しいですよ。

私は市町村合併が進んでいけば府県制度の改革にいくと思っていますので、府県制度の改革。そこで、本当に二十一世紀、この国を変えるには、府県制度の改革を本気で考えないとだめだと思っているのですね。そのためにも、その前提の市町村合併を、市町村の再編をしつかりやっていく、こういうことだと考えておりまして、今、直ちにいい知恵は浮かびませんが、ひとつ榊屋委員の御指導もいただきながら、新たなツールでの発見に頑張つてまいりたいと思います。

○柵屋委員　ありがとうございます。

今大臣おっしゃったように、確かに地方の全体をふやす、これは私も前提条件で一番感じたことでありまして、その方向で私どもも努力をしたとい、大臣も頑張っていただいたいというふうにあります。

府県制については、私はそれほど遠くの状況ではなく、大いに検討しなければならぬ課題だろうというふうに思っております。

そこで、中長期的な展望はそれぐらいにしまして、十四年度の話であります。一つは、しばらくぶりに帰ってきた私として気になっているのが、地方債、公債費対策であります。

ちよつと具体的な話になって恐縮なのですが、私の記憶では十一年度に、本当に高利の地方債を借りて苦しんでいるところがありまして、こゝは十一年度、繰り上げ償還ということを初めてあのとき認めていただいて、やれやれという思いであつたわけでありますが、その後どうも、資料を見ておりますと特交で対応するということがなつたようであります。

この特交での対応、特に、公債費負担適正化計画をお立てになっている市町村あたりに対する対応が現状どうなっているのか、概要だけで結構でございます、御説明をいただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えをいたします。

公債費負担対策についてでございます。

御指摘をいただきました、平成十一年度に新設いたしました制度は現在も続いております。現在の制度は、起債制限比率が全国平均以上、あるいは経常収支比率が全国平均以上、財政力指数が全国平均以下、これらのいずれかに該当する地方団体を対象としたしております、七%以上の公的資金に係る地方債の利子のうち五%を超える部分につきまして措置する、こういう制度は現在続いております。

平成十三年度の実績で申し上げますと、該当いたしました団体は約二千五百団体に上っております。対象の利子額は、実績見込みであります。四百九十一億円程度になっております。

なお、平成十四年度におきましても、ほぼ同様な団体なり利子を対象としながら制度的に支援策を講じてまいりたい、こう考えております。

○榎屋委員　ありがとうございます。

余り詳しく聞きませんが、特別交

余り詳しく聞きませんが、特別交付税での対応、今の二千五百という数字と四百九十一億、現場の市町村にとっては大変にありがたい、地方団体にとってはありがたい状況だろうと思います。が、いかんせん、大臣、特交は全体がずっと下がっておりまして、ありがたいものも、なかなか苦しい状況があるのではないかと、こう思っています。

それからもう一点、十四年度の事業で地域活性化事業、これを創設するということになっていまして、わけであります。その背景と目的をわかりやすく御説明をいただきたいと思うのです。

特に、地域総合整備事業、地総債を廃止する。大臣のお話では、箱物はもうやめるのだ、こういうお話をいただいたわけですが、やはり地方にとってはいささか気になるところでもあります。

して、この趣旨と、それから目的なり状況を御説明いただきしたいと思います。

○林政府参考人 今回廃止をすることとしたしました地域総合整備事業債であります。これは、創設の趣旨といたしましては、地方団体が国庫補助金に依存することなく、単独事業によりまして自主的、主体的に、個性的で魅力のある地域づくりを推進できるようにしよう、こういう趣旨で設けたものでございまして、このような取り組みは御案内のように全国に幅広く浸透し、大きな成果を上げたものと私も認識をいたし、評価をいたしているところであります。

しかしながら、一方では、この制度の中に組み込みました、事業費補正方式によりまして地方債の元利償還金の相当部分を後年度に交付税措置する仕組みが、安易な事業実施を誘発しているのではないかと、こういうような指摘もいただくようになったわけでございます。

いろいろな問題点も踏まえながら、また制度の創設時の趣旨も踏まえながら、今回のこの制度について見直しをいたしたわけでありますが、必要な経過措置を講じながら、今年度限りで地域総合整備事業債の制度につきましては廃止をさせていただきますこととし、平成十四年度からは、いわゆる重点七分野などに係る基盤整備事業など真に必要な事業に限りまして、従来の財政措置に比べて簡素で措置率も引き下げた形で財政措置を行うことで、地域活性化事業を創設することとしたわけであります。

なお、箱物につきまして御指摘がございましたが、この中で、私どもはいろいろ実態を判断いたしまして、原則として箱物は対象外にしたい、こう考えております。しかしながら、特別養護老人ホームであるとか、あるいはU・イータンのため貸付住宅であるとか貸し工場であるとか、いろいろなのを考慮してまいりますと、重点七分野等の政策課題に対応するために必要不可欠な機能を有するような施設につきましては配慮してまいらなければならぬのではないかと考えております。

す。

○榊屋委員 今の説明で大体わかりました。箱物については、私も大変心配をしております。箱物は悪いということだけではない、真に、現状において、まだ住民ニーズに応じてどうしても対応しなきゃいかぬものもあることも確かでありまして、そこは機械的に処理をすることなく、経過措置も含めて、私は慎重な取り扱いをぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それからもう一点、十四年度の段階補正の見直しであります。これからちよつと、私、地方にどういう影響があるのかということでお伺いをしたいと思うのであります。十四年度、地方交付税の算定において段階補正の見直しを行うということでありまして、これはもうマスコミにも随分市町村の悲鳴のようなものもあわせて書かれていたわけでありまして、先日私も、広島県内の市町村を回っております。小さい市町村は死ぬということだな、合併をしろ、兵糧攻めにするんだなというようなことを言われて、いや、そうではありませんといいことも申し上げたわけでありまして、この辺ちよつと、段階補正の見直しについて御説明をいただきたいと思っております。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。標準的経費の算定に当たりまして、交付税算定の中でありますが、小規模団体につきましては、人口一人当たりの行政経費が割高となるといふ実態を踏まえまして、一人当たりの経費の割り増しをするために設けているのが段階補正でございます。

この段階補正につきましては、実態を踏まえて補正の係数等を設定いたしておるわけでございまして、地方団体におきます行政の合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう見直しを図るべきであるというような指摘もいただいております。したがって、私ども、実態を調べます際に、小

規模団体にありまして、例えば職員が兼務をしたり、あるいは外部委託をする等の工夫によりまして合理的、効率的に行財政運営を行っている地方団体もあるわけでありますので、そのような実態を反映した見直しを進めることといたしたものでございます。具体的には、全団体の平均を基礎として割り増し率を算出いたしております方法と改めまして、より効率的な財政運営を行っていると考えられます上位三分の二の団体の平均を基礎として割り増し率を算出するような方法に見直しをさせていただきますと考えております。

もとより、これらの団体が法令で義務づけられました事務等を行うことに支障がないよう財源保障をすることは必要でございますので、合理化や効率化の努力で対応できる範囲で見直しを行うものでございます。また、いろいろと地方団体、小規模団体への影響について御心配をいただきました。これは私も現在考えております見直しによりまして影響がございまして、基準財政需要額の算定の中で、段階補正によりまして割り増し額の約一六％程度に相当するものであります。市町村需要額の全体から見ますと約〇・八％の範囲におさまるものであります。

なお、この見直しにつきましては、平成十四年度から三年間かけて行うことといたしておりますので、無理なものではないと考えているところでございます。

○榊屋委員 人口四千人というこのライン、かなり現場には切実な数字であります。今〇・八％という数字を伺いましたので、そうしたことをしっかりと現場の市町村にも十分御説明をいただければ、このように思っております。

それからもう一点、公共事業の事業費補正、これも私、この委員会に帰ってきて、だんだん厳しくなっているな、こう思っているものであります。先ほども若干地総債の話が出ましたが、公共事業の事業費補正、この見直しについて、これもやはり小規模な団体、財政力の弱い団体に対する影響があるのではないかと、こう心配しておりますが、

この御説明をいただきたいと思っております。

○林政府参考人 御指摘をいただきました事業費補正につきましては、この補正の方式が地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、みずからの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していく必要がある、こういう意見を各方面からいただいているわけであります。こういう御指摘を受けまして、地方債の元利償還金について、事業費補正方式等による交付税算入の見直しを行うことといたしたものであります。

内容につきましては特に御質問ございませんでしたけれども、算入率を現行の約半分程度に、ただ、的確に捕捉する必要のある事業につきましては、例外として三分の二程度に引き下げ率を設定することを考えております。

これにつきましては影響について御心配をいただいたわけでありますが、今回の見直しによる地方公共団体に対する影響につきましては、現行の事業費補正方式は、公共事業に係る地方債の元利償還金を措置するものが大半でございまして、その措置の対象となる元利償還金の償還は二十年程度の長期にわたるものとなっております。したがって、事業費補正方式による算入率を縮小することとなりまして、各年度におきます影響額は少額にとどまることとなります。また、標準事業費方式への振りかえにより対応することとしておりますので、単位費用分につきましては増加することとなりますために、もちろん事業量の多寡で異なるところはありますが、各団体への影響は大きなものではないと考えているところであります。

○榊屋委員 わかりました。

いずれも、今まで伺ってまいりました対応については、じわりじわりと経済財政諮問会議の改革の方向が、これは大臣、本場に全部納められて、よしなかった、恐らく大臣のことだからこうおっしゃらなかったのではないかと、随分抵抗もし、厳しいつばぜり合いがあったのではないかと感じております。

内容をいろいろと配慮していただいているということも理解をしながら、もう一点、きょうも話が出ました、留保財源率の見直しであります。

これはまだ結論が出ていないというふうな理解をしておりますが、これも骨太方針から改革工程表の中で留保財源率の見直しということが議論されてきたように聞いておりますけれども、これもやはり小規模な団体については私は心配をしております。

この留保財源率、財源保障という機能、それから先ほどなたががおっしゃっておられましたが、税収確保へのアプローチだ、インセンティブを図るんだ、こうおっしゃったんだけど、これも先ほどのシミュレーションじゃありませんが、しつかり税収が期待できるところはそれはそれで頑張れるわけですが、財源の保障というところになりますと、どう影響が地方に出てくるのか、これはこれからどう進められるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘をいただきました留保財源率の見直しにつきましては、現在検討をいたしているところであります。御指摘をいただきましたように、この留保財源率の引き上げを行うことになりまますと、こうした施策のための財源の充実につながるとか、あるいは税収確保努力へのインセンティブが高まる、こういう効果を持つものであります。反面、この留保財源率を引き上げることといたしますと、引き上げ見合いの基準財政需要額を減額する必要があるわけであり、留保財源率の引き上げを行った場合は、財政力の高い団体ほど留保財源額の増加は多くなるわけであり、総体としてそれに見合った基準財政需要額の削減をもし一律に行うようなことになりまますと、その影響がどちらかといいますと財政力の弱い団体に出てくる、こういう問題も持っております。

したがって、この検討に当たりましては、今後、慎重に各地方団体への影響を見きわめながら、

ら、各地方団体の税収動向等も勘案して結論を出す必要があるわけですが、条件不利地域も対等なスタートラインに立つて地域の自立、活性化に取り組めるよう配慮してまいらなければならぬのではないかと、こう考えているところであります。

○梶屋委員 大臣、留保財源は、一連の先ほどから私申し上げたようなことをまとめ、先日部長会議が終わりましたから全国の都道府県なり市町村は大変関心を持って、今まで、何だかんだ言いがた、現場、住民のニーズに対応するために懸命に頑張ってきたというわけでありまして、そうした中で財政規模の小さい市町村が大変に心配をされておられます。検討に当たりましては、特段の、小規模市町村というものをしつかり意識して御検討いただきたいと思っておりますが、大臣の御意見を伺いたい。

○片山国務大臣 地方交付税の見直しでは、お話をありました段階補正と事業費補正と留保財源率、何か三点セットみたいになっているんですね。そこで、段階補正につきましては、お話をしましたように一六、七％のカットを三年でやるものと、それから事業費補正については、地方債というものをやめて、地域活性化事業を持ち込んで事業費補正の率を下げると。そこで、この上、留保財源率までやると、やはり私は影響が大きいと思っております。これはもう一年見送ろうと。

それから、今やる場合に、お話をしましたように、やはり基準財政需要額をいじらなければいけません。小規模なところをこのままにすると大変影響がありますから、そこを救済する手だてを考えた上でないとやれないだろうと。

こういうことで一年見送りしたので、一年間かけて、小規模町村が極めて不利にならないような、そういうあれを考えて、やるんならやりたい、こういうふうな思っております。

○梶屋委員 大体質問、予定は終わっておるわけですが、まだ何点かお伺いします。

それで大臣、私が与党の一員ではありながら、地方財政、地方交付税等の変革はしたい、改革はしたいが、しかしこれから五年六年というスパンで、地方財政が一番厳しいことが想定される中で、改革というのはまさに難しいな、こういうことを思っているわけでありまして、私も精いっぱい、ない知恵を出しながら大臣を応援して、副大臣を応援して頑張りたいと思っております。若松副大臣におかれましては、ぜひ大臣を補佐して頑張ってもらいたいと思っております。

先ほどからずっと地方財政の話をしてまいりましたが、一つは、やはり地方の行財政改革というものをこれからどう進めるかということも、これまで大なたを振るって、ある意味では、小規模市町村のところばかり見ているということではこれは済まぬわけでありまして、そこはバランスが大事だろうと。ただ、若松副大臣にお願いしておきたいのは、若松副大臣は、先ほどの同僚委員が議論されておりました、埼玉ですね。都市部です。埼玉の地元のところばかり見ないで、例えば私の山口県の川上村とか、ぜひそういう、もともと副大臣は町場の御出身でありますから、地方をしっかりと見て、副大臣のお立場で改めて頑張っていただきたいと思うんですが、その辺のまず御決意を。

○若松副大臣 同僚委員の御質問でございますが、一度梶屋委員にも私どもの選挙区に来ていただきまして。何だ、この土地は真つ平らじゃないか、町と町の垣根がないという印象を残されたが、反対に山口は山あり谷あり、谷は余りないでしょうけれども、町が離れているというんでしょうか、そういうやはり地方の特色は、私どもも大変重要な、またその分いろいろと地方財政上配慮しなければいけない観点ではないかと思っております。

しかし、御存じのように、今、国も地方もこのままいけばタイタニック号になるのはもう見えておりますので、やはりこの際しっかりと大きな構

造改革をしなければいけない。そこに地方公共団体の改革もありまして、従来の交付税改革だけでも十分ではないだろうし、また、現在の三千二百という地方自治体の一つ一つの単位ということの改革だけでも十分でないだろうし、やはり総合一体的な改革が今まさに必要ではないか、そういう認識を持って片山大臣とともに構造改革に挑戦してまいりたいと考えております。

○梶屋委員 まず地方の小さな村から見ることから始めるといってお答えがなかったんで大変寂しいんでありますが、でも覚えていただいて恐縮であります。

大臣、今の話は、私、若松副大臣の地元へ行きまして、本当に山がないんです。家がだあつとつながってござりまして、道がだあつと行つて、これは合併は見やすいなとつくづく思つたんです。どこでも一緒になれば、どこでもというのは御無礼であります。比較的に見やすいな。私の地元なんかは、町と町の間には山があり、川があり、それをひつつけるというのは大変なことでありまして、しかも旧来からの伝統と文化がありまして、これは難しいというようなことを若松副大臣と話しながら、それでも頑張ろう、こう確認を合つたわけでありまして。

そこで副大臣、重ねてお伺いしますが、私は、平成九年十一月十四日「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」、これが当面の、旧自治省から引き継いでおる地方行革の一つの方針だというふうな思っております。ただ、いささかこれは古いわけでありまして、きょうの大臣の御答弁の中にも新しい、例えば行政評価であるとかあるいはPFI事業とか、そうした新しい手法が今どんどん言われているわけでありまして、若松副大臣、こうした指針あるいはこの指針に基づいての取り組みということもあるではないでしょうか、若松副大臣がずっと取り組んでこられた行政改革、行財政改革という観点で、どういってお取り組みをされようと決意されておられるのか、お伺いしたいと思います。

ます。

○若松副大臣 いろいろと考えております。

まず、今おっしゃった新しいいわゆる行政改革手法というんでしょうか、よくニューパブリックマネジメントという言葉がありますが、この言葉の定義は今学者の間でも、また各国いろいろと試行錯誤しておるわけですが、その中でもやはりあえて二つ大きな項目立てとして、まずPFI事業というんでしょうか、これはイギリスがかなり先駆的にかつ成功している事例であります。こういった、まず民間も国もお互いのリスク分担をしながら、かつ民間の経営手法をいわゆる行政の効率化という点でつなげよう。こんなPFI事業は、やはりこれから重要であろうかなと思っております。

現在、ちょうどこの二の月現在ですが、四十三事業の実施方針が公表されているということで、既にいわゆるサービスを提供したのが三事例ある、こういうことで、これはぜひともさらに拡大していきたいと思っております。

あとその次は行政評価、先ほど午前中の委員からも御質問がございましたが、行政評価法、国では去年制定いたしました、ことしの四月からいよいよ施行となるわけです。この行政評価も、四十三都道府県が今その導入または試行中ということでありまして、ぜひともこの行政評価については三千二百すべての自治体に適用してもらいたいな、そのように考えております。

さらに、その他いろいろとお話してありますが、どこまでお答えすればいいのかわかりません。あといっぱい考えておまして、それは委員の質問に応じて出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○梶屋委員 老婆心ながら、余りたくさんお考えになつて、どれもこれも中途半端にならぬように頑張つていただきたいと思います。そういう意味では、副大臣の作業を確認する意味でもお尋ねしたいんですが、若松副大臣は、税財源移譲と地方税プロジェクトというものを副大臣中心に

なつておつくりになったというふうな漏れ聞いております。先ほど片山大臣と税源移譲について議論させていただきまして、極めて私は大事なプロジェクトではないかと思っておりますが、このプロジェクトの中で、どういう内容を検討されるのか。いつまでに、どういう内容、どういうメンバーでお考えになっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○若松副大臣 これは私が副大臣の任命を受けまして、そこで、ぜひ片山大臣とともに、副大臣としての一つの機能をうまくかみ合わせて、新しい地方自治のあり方について貢献できないか、こんな問題意識から、一方、小泉改革が、特に税制改正、本来ですと秋口から始まるわけですが、一月から政府税調を中心に精力的に行つております。

こういう状況にありまして、私は、税源移譲等地方税の議論は早急にしなければいけない、そういう問題意識を持ちまして、去年の八月にも片山プランと称しまして、特に税源移譲、いわゆる国税と地方税の比率一対一、こういった一つの提言も出されておりますし、先ほどの内閣府でのシミュレーション等もありますが、この考え方というの、かなり内閣全体として共通化しているのも事実ではないかと思っております。

そういう大事な時期だけに、私どもの副大臣室に、まず総務省の税財源移譲等地方税プロジェクトを協力していただくための担当幹部、それと私の仲間であり、公認会計士、税理士、ボランティアを募りまして、二月二十五日から第一回目の勉強会を始めて、二週間に一回ぐらい、例えば地方財政の問題、地方税制の問題、財源移譲の具体的な手法等、この勉強会を重ねながら、ぜひとも四月ぐらいには論点整理なりをして片山大臣に報告してまいりたいと考えております。

○梶屋委員 ありがとうございます。いつになく、これは税制改革議論全体が早く動くようでありまして。こうしたお取り組みをいただいて、また、これは与野党を問わず、この委員会の極めて重要なテーマでありますから、場合に

よつては我々にも御提示をいただきながら、論点等もお示しをいただきながら、この委員会でもしっかりと議論をさせていただこう、このように思っております。

最後になりましたが、大臣に。

私、副大臣のときに、副大臣会議で合併の支援会議をつくつておりました。私も一生懸命応援させていただいたのですが、先日、ある中国地方の長の選挙に応援に行きました。その中で、それぞれの候補が、普通、選挙になりますと、合併は避けるのです。合併議論は、何を論点にしているかわからないような雰囲気があるものであります。が、実はそのほとんどの党派の議員さん方が、一生懸命になつて合併のメリットを叫んでおりました。これは余り見ない光景でありまして、今まで一生懸命合併のメリットというのを訴えてきた、そのことが大分浸透したのかなということで感動したのであります。残念ながら首長さんが余り本気でなかったものですから、ちよつと心配をしております。

そういうことで、現場でもそうでありましたが、合併のよさをしっかりとみんなで議論し合つていくという状況になりました。先ほどの一連の地方交付税の措置あたりを見ておきますと、どうも厳しく財源的に追い込んで合併に向けているのではないかと、こう思われる節があつたのであります。が、そうした状況を見ると、非常にいい状況になつたと思っております。

今後、ますます合併のよさを訴えることができる市町村になるように、現場になるように、総務省としても、大臣としても、特段のお取り組みを最後にお願して、何か一言ありましたら伺つて終わりたいと思っております。

○片山国務大臣 梶屋委員、ありがとうございます。どこの町村か、後でちゃんと聞かせたいと思いますけれども。

やはり現職の首長さんや議員さんは考えることが多いものですから、なかなかもう一つということがあるのですけれども、大分私も全国的に見

て大きな流れができつつあるな、こういうふうにして思っております。我々は、あくまでも、むちをやるとか真綿で首を絞めるとかいうようなことはやりません。それは、交付税の見直しも、こういうことでどうやりますかというのを堂々とやって、合併とは運動しないのですよ。そういうことで見直しをやりたいと思つて、あくまでもメリットを表に出して、自主的に考えていただいて合併を選んでいただくように、省を挙げて頑張つてまいりたい。各省にも大変な応援をいただいておりますから、ぜひ連携も強化してもらいたいと思っております。

ありがとうございます。

○梶屋委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○平林委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会